

第5次羽生市総合振興計画

ひと輝くまちづくりプラン

基本構想：平成20年度 ▶ 平成29年度

後期基本計画：平成25年度 ▶ 平成29年度

平成25年3月

「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」

の実現に向けて



羽生市は、恵み豊かな自然と歴史や伝統を生かしながら、「住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりを市民の皆さまとともに進めてまいりました。

そして、この度、新たな第5次羽生市総合振興計画がスタートします。

総合振興計画は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため策定するもので、市の最上位に位置づけられる計画です。

本市におきましては、昭和46年度に第1次総合振興計画を策定して以来、これまで5次にわたり、総合振興計画を策定し、計画的な行政運営を行ってまいりました。

しかし、人口減少や高齢化の進行、価値観の多様化、さらには、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による安全で安心なまちづくりへの関心の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は著しく変化しております。

この様な時代背景の中、前期基本計画を検証するとともに、将来を見据えた課題に対応した施策を展開するため、新たに第5次総合振興計画後期基本計画を策定いたしました。

今後は、この計画に沿い、着実に政策を実施していくことにより、本市の将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」の実現に向け、市民が主役のまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、市議会、総合振興計画審議会、行政改革推進委員会、羽生市の将来を語る会の皆さまなど、多くの方々のご指導、ご協力に心から厚くお礼申し上げますとともに、今後も、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月

羽生市長 河田 晃 明

目次

I 総論

1	計画策定にあたって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の性格	1
(3)	計画の構成	1
2	羽生市の現状	3
3	市民意識	11
4	羽生市を取り巻く社会環境	15
5	まちづくりの主要課題	18

II 基本構想

1	まちづくりの姿勢と基本理念	21
①	まちづくりの姿勢	21
②	まちづくりの基本理念	21
2	将来都市像	22
(1)	将来都市像	22
(2)	将来人口	22
(3)	土地利用構想	23
	土地利用の基本的考え方	23
	土地利用構想	23
	土地利用構想図	24
3	施策の大綱	25
政策1	市民との協働によるまちづくり	26
政策2	安全で安心なまちづくり	26
政策3	健康で希望に満ちたまちづくり	26
政策4	次代を担う個性豊かなまちづくり	26
政策5	活力に満ちたまちづくり	26
政策6	快適で住みやすいまちづくり	27
政策7	行政経営の改革	27

III 基本計画

政策1	市民との協働によるまちづくり	28
施策1	市民協働の推進	28
(1)	まちづくり自治基本条例の運用	28
(2)	協働のまちづくりの推進	28
(3)	コミュニティ施設の充実	29
(4)	市民参画システムの確立	29
(5)	NPO法人・ボランティア団体等への支援	29
施策2	人権施策の推進	30
(1)	計画的な研修会等の実施	30
(2)	人権相談体制の整備	30
(3)	民間団体との連携の強化	31
施策3	男女共同参画の推進	32
(1)	男女共同参画意識の啓発	32
(2)	相談体制の充実	33
施策4	都市交流・国際交流の推進	34
(1)	市民主導型の国際交流の推進	34
(2)	多文化の共有	34
(3)	英語力の向上	35
(4)	姉妹都市・友好都市との交流	35
政策2	安全で安心なまちづくり	36
施策1	危機管理の充実	36
(1)	市民への情報の提供	36
(2)	市の危機管理体制の明確化	36
(3)	関係機関との連携の強化	37
施策2	防災対策の推進	38
(1)	地域防災計画の見直し	38
(2)	地域防災力の強化	38
(3)	公共施設の耐震化の促進	39
(4)	防災情報発信の充実	39
(5)	治水対策の推進	39
施策3	消防・救急の充実	40
(1)	火災予防に関する意識啓発の推進	40
(2)	消防体制の充実	40
(3)	救急体制の充実	41
(4)	地域の消防力の向上	41
(5)	救急車の適正利用へ向けた啓発の推進	41
施策4	防犯対策の推進	42
(1)	犯罪情報の提供	42
(2)	防犯施設の整備	42

(3) 犯罪抑制のための啓発運動……………42	政策4 次代を担う個性豊かなまちづくり ……62
(4) 防犯関係団体との連携……………43	施策1 幼児・家庭教育の充実……………62
施策5 交通安全対策の推進……………44	(1) 子育て世代対象講座の拡充……………62
(1) 学校教育における交通安全意識の徹底……………44	(2) 親子で触れ合う時間の創出……………62
(2) 交通弱者への交通安全意識の啓発……………44	施策2 義務教育の充実……………64
(3) 交通安全環境の整備……………44	(1) 学校教育の充実による「生きる力」の育成……………64
施策6 消費者行政の推進……………46	(2) 教員の資質能力向上……………64
(1) 消費者意識の啓発の徹底……………46	(3) 施設・設備の計画的な改修……………65
(2) 消費生活相談に関する体制の充実……………46	(4) 学校教育における食育の推進……………65
政策3 健康で希望に満ちたまちづくり…48	(5) 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり…65
施策1 地域福祉の推進……………48	施策3 高等教育機関等との連携……………66
(1) 意識啓発と担い手づくり……………48	(1) 学びの場の提供……………66
(2) 助け合い・支え合いの仕組みづくり ……48	(2) 専門的教育の連携・促進……………66
(3) 安全・安心に暮らせる環境づくり ……48	施策4 生涯学習の推進……………68
(4) 保健福祉サービスを適切に受けられる体制づくり… 49	(1) サークル・リーダーの育成……………68
施策2 健康づくりの推進……………50	(2) 活動拠点施設の整備……………68
(1) 健康づくり運動の推進……………50	(3) 学習成果を生かす場の提供……………69
(2) 感染症予防の推進……………50	(4) 図書館の充実……………69
(3) 各種検診事業の実施……………51	施策5 文化の継承・振興……………70
(4) 生活習慣の改善と正しい食生活の普及促進……………51	(1) 文化財調査の充実……………70
(5) 保健サービスの実施……………51	(2) 適切な文化財の保存……………70
施策3 地域医療の充実……………52	(3) 文化活動への支援……………71
(1) かかりつけ医の普及啓発……………52	(4) 文化施設の充実……………71
(2) 当番医制度の継続実施……………52	(5) ムジナモの育成……………71
(3) 羽生総合病院の存続支援……………53	施策6 生涯スポーツの振興……………72
施策4 子育て支援の推進……………54	(1) スポーツに親しめる環境づくり ……72
(1) 保育サービスの向上……………54	(2) スポーツ・レクリエーション機会の提供 ……72
(2) 要保護児童支援体制の充実……………54	(3) スポーツ・レクリエーション団体の育成 ……73
(3) 地域子育て支援体制の充実……………55	(4) 優秀なスポーツ選手の育成……………73
(4) 子育て家庭への経済的支援……………55	政策5 活力に満ちたまちづくり……………74
施策5 障がい者支援の推進……………56	施策1 農業の振興……………74
(1) 障がい者への理解の促進……………56	(1) 農業を支える多様な担い手の育成・確保 ……74
(2) 総合的な相談体制の充実と福祉サービスの推進 …… 56	(2) 優良農地の確保と農地の有効活用 ……74
(3) 就労に向けた支援の強化……………57	(3) 地産地消・食育の推進……………75
(4) 社会参加の促進……………57	(4) 魅力ある農村づくり……………75
施策6 高齢者支援の推進……………58	(5) 都市と農村の交流……………75
(1) 地域生活を支えるサービス及び基盤等の整備 …… 58	施策2 商業の振興……………76
(2) 高齢者の権利擁護の推進……………58	(1) 商店街の賑わいづくり……………76
(3) 高齢者の生きがいづくりの支援…59	(2) 地域ブランドの推進……………76
(4) 生活機能や健康の維持……………59	(3) 新規産業及び起業家への支援……………77
施策7 社会保障の充実……………60	施策3 工業の振興……………78
(1) 国民健康保険、後期高齢者医療や介護保険の適正運用… 60	(1) 中小企業の支援……………78
(2) 国民年金制度の周知・相談……………60	(2) 地場産業の振興……………78
(3) 生活困窮者の適正な支援……………60	(3) 起業家支援……………78

(4) 企業誘致の推進……………79	(4) 広域処理体制の推進……………97
施策4 観光の振興……………80	施策8 環境保全の推進……………98
(1) 観光資源の拡充と新たな観光資源開発促進…80	(1) 公害の防止……………98
(2) 観光拠点施設の整備充実 ……80	(2) 温室効果ガス排出量の削減……………98
(3) 観光活動推進団体の活動促進……………81	(3) 市民の環境意識の高揚……………98
(4) 観光PRの推進……………81	(4) 水質の保全……………99
施策5 勤労者支援・雇用の促進……………82	政策7 行政経営の改革……………100
(1) 就業支援の充実……………82	施策1 広報・広聴の充実……………100
(2) 雇用の促進……………82	(1) 広報の充実……………100
(3) 安心して働ける環境の整備……………82	(2) 市民意見の把握……………100
政策6 快適で住みやすいまちづくり……………84	(3) 情報通信技術（ICT）の活用…101
施策1 市街地の整備……………84	施策2 情報化の推進……………102
(1) 都市計画マスタープランの運用と検証…84	(1) ICTの活用による情報共有…102
(2) 住環境の改善と魅力的な住宅地の整備…84	(2) 行政サービスの向上……………102
(3) 中心市街地の活性化と幹線道路沿道の有効利用…85	(3) 電子自治体の推進……………103
(4) 新たな工業系・産業系市街地の形成と企業誘致の促進…85	(4) 情報セキュリティの徹底……………103
施策2 道路の整備……………86	施策3 情報の公開と適正な運用……………104
(1) 幹線道路の整備……………86	(1) 情報資産の適切な管理……………104
(2) 生活道路の整備……………86	(2) 適切なサービスの提供……………104
(3) 市民と行政の協働による道路維持管理…86	(3) 情報公開制度・個人情報保護制度の啓発…104
(4) 橋梁の適切な維持管理……………87	施策4 行政改革の推進……………106
施策3 上水道の整備……………88	(1) 計画的な改善の実施……………106
(1) 安全で安定的な水の供給……………88	(2) 政策形成能力の向上……………106
(2) 健全な経営基盤の確保……………88	(3) 広域行政の推進……………107
(3) 老朽管の継続的な更新……………88	施策5 人事管理……………108
(4) 老朽施設の適正な維持・管理……………89	(1) 定数の適正管理……………108
施策4 下水道の整備……………90	(2) 職員研修の実施……………108
(1) 計画的な整備区域の拡大……………90	(3) 職員の健康保持……………108
(2) 長寿命化計画の策定及び改築更新…90	(4) 目標管理型人事評価の実施……………109
(3) 効率的な維持管理及び安定した財源の確保…90	(5) 地域活動等への参加……………109
(4) 水洗化率の向上……………91	施策6 健全な財政運営……………110
施策5 公園・緑地の整備……………92	(1) 効率的な財政運営……………110
(1) 公園・緑地の継続的な維持管理…92	(2) 安定した財源の確保……………110
(2) 緑地の保全と活用の推進……………92	
(3) 協働による公園の管理体制の推進……………93	
(4) 親水空間の創出……………93	
施策6 公共交通の利便性の向上……………94	
(1) 鉄道輸送力の増強……………94	
(2) 市内移動の利便性向上……………94	
(3) 市内移動手段の充実……………95	
施策7 ごみ処理の適正化……………96	
(1) ごみ減量化と排出抑制の推進……………96	
(2) 再利用・再資源化の推進……………96	
(3) 市民意識の高揚……………97	

IV 資料編

1 計画策定方針……………112
2 計画策定の経緯……………116
3 羽生市総合振興計画審議会条例…117
4 羽生市総合振興計画審議会委員名簿…118
5 諮問書……………119
6 答申書……………120
7 市民参画……………124
8 その他……………126

I

総

論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

総合振興計画のうち基本構想は、基礎的自治体として民主的かつ能率的な行政の確保、地域における総合的かつ計画的な行政経営を図るための最上位計画です。

本市においては、これまで4次にわたって総合振興計画を策定し、計画的な行政経営を行っています。

第1次 昭和46年度～昭和55年度

第2次 昭和59年度～平成6年度

第3次 平成元年度～平成12年度

第4次 平成10年度～平成22年度（平成16年度一部改定）

しかし、第4次の計画期間中に、市の人口は減少に転じています。（1月1日時点のピークは平成13年（2001年）の58,155人。埼玉県町(丁)字別人口調査による。）

また、本市をとりまく環境は、少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化、地方分権の進展など、著しく変化しています。

特に、地方分権一括法の施行などにより、地域の実情にあったまちづくりを地域が主体的に担うことが求められています。この時代の流れに対応し、個性あるまちづくりを進めていくため、羽生市のまちづくりについて誰がどのような役割を持ち、どのように進めていくのかといった基本原則を定めた「羽生市まちづくり自治基本条例」を制定し、平成22年4月から施行しています。

このようなことから、これまでの行政経営の経緯を十分に踏まえ、新たに目指すべき目標を設定し、総合的かつ計画的な行政経営を行うため、新たに総合振興計画を策定しました。

(2) 計画の性格

総合振興計画は、羽生市のまちづくりを行っていく最高理念となるもので、将来に対する長期的展望の下に目指す都市像を明確にし、それを実現するための施策の方向を示したものです。

(3) 計画の構成

①基本構想

将来都市像や施策の大綱を示すものです。

計画期間 平成20年度（2008年度）～平成29年度（2017年度）

【平成25年度（2013年度）一部改定】

②基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示すものです。基本構想の計画期間を前期5年間と後期5年間とし策定します。

計画期間 前期 平成20年度（2008年度）～平成24年度（2012年度）

後期 平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）

③実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な取り組みを示したものです。
 計画期間は3年間で、毎年度実施内容を見直すローリング方式とします。

		平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	
基本構想		→										
基本 計画	前期	→										
	後期						→					
実施計画		→					→					
			→					→				
				→						→		
					→					→		

2 羽生市の現状

①自然条件

羽生市は、埼玉県の北東部に位置し、東京へは 60 k m、さいたま市へは 40 k m の距離にあります。

市の北部は、利根川を挟んで群馬県に接し、東部及び南部は加須市に、西部は行田市に接しており、市域面積は 58.55 k m²、東西 10.25 k m、南北 6.71 k m の広がりをもっています。

地勢は平坦で、利根川の豊かな水資源を利用した用水路などが縦横に走り、県北東部の穀倉地帯となっています。

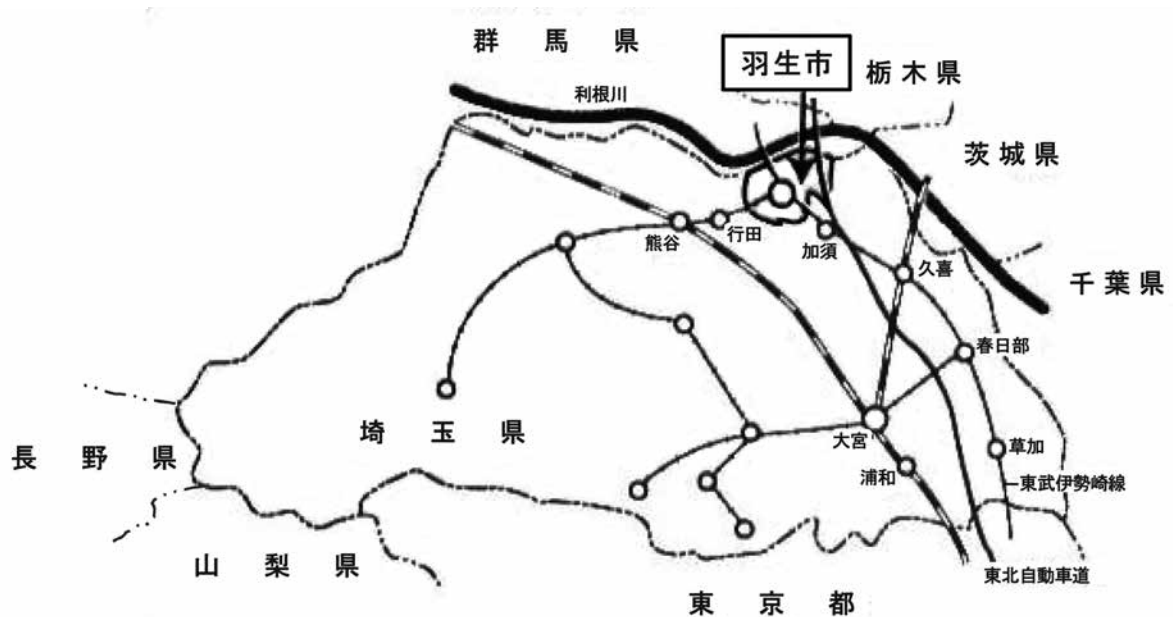
気候は、内陸型気候に属し、夏は蒸し暑く、冬はからっ風といわれる強い季節風が吹き、平成 22 年（2010 年）の平均気温は 15.8℃、降水量は 1,307mm（熊谷気象台観測）です。

②交通環境

東武伊勢崎線は、市の中央西寄りの地区をほぼ南北に走り、羽生駅から浅草駅までは約 80 分、また、JR 久喜駅を経由して大宮駅へ約 40 分、東京駅へ約 80 分で結ばれています。秩父鉄道は羽生駅を起点とし、熊谷駅で JR 高崎線に連絡しています。

道路は、市の西部を国道 122 号が南北に通じ、市の南部を国道 125 号バイパスが東西に通っています。平成 4 年（1992 年）に東北自動車道に羽生インターチェンジが開設され、東京方面・宇都宮方面の各都市へ短時間で結ばれています。これらの幹線道路を中心に県道及び市道がネットワークされています。

羽生市の位置

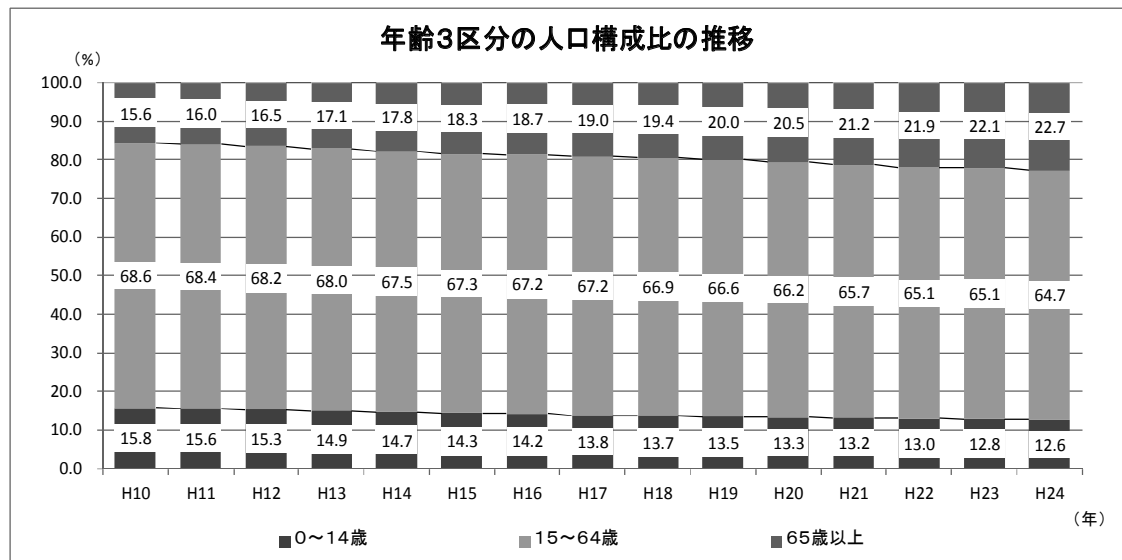
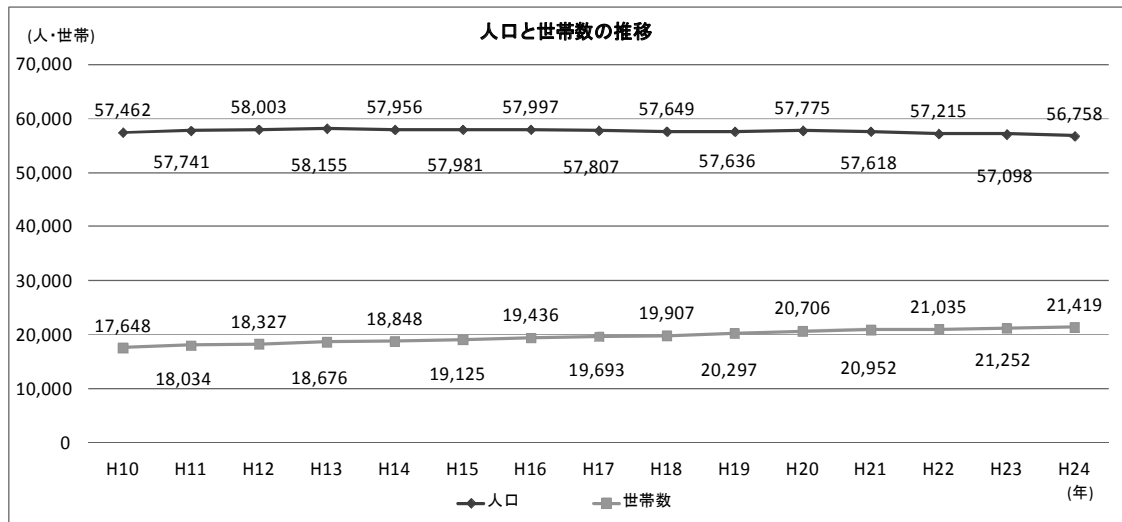


③人口の推移と見通し

わが国の人口は、平成16年（2004年）をピークに減少に転じており、また、埼玉県においても、今後減少すると見込まれています。本市の人口は、平成13年（2001年）の58,155人をピークに減少傾向で推移しており、平成24年1月1日時点で56,758人となっています。

一方、世帯数は、核家族化の進行に伴い、人口が減少する中でも増加傾向にあり、平成24年1月1日時点で、21,419世帯となっています。

また、年齢3区分の人口構成比は、平成10年に14歳以下の年少人口が15.8%、65歳以上の高齢者人口が15.6%でしたが、平成24年には、それぞれ12.6%、22.7%となり、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



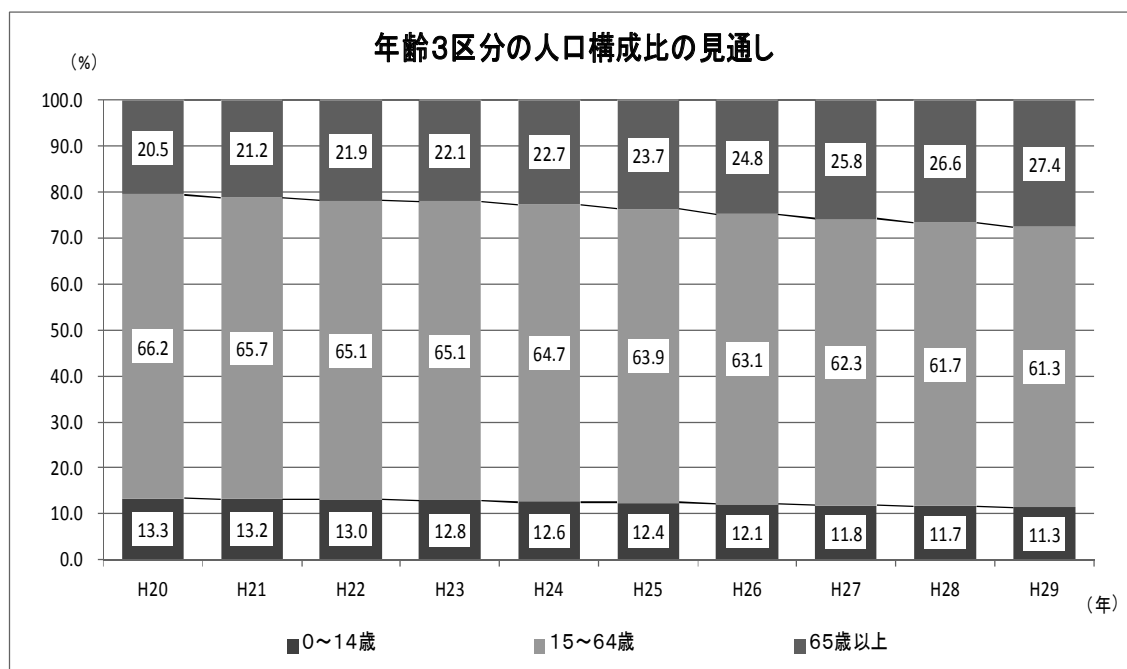
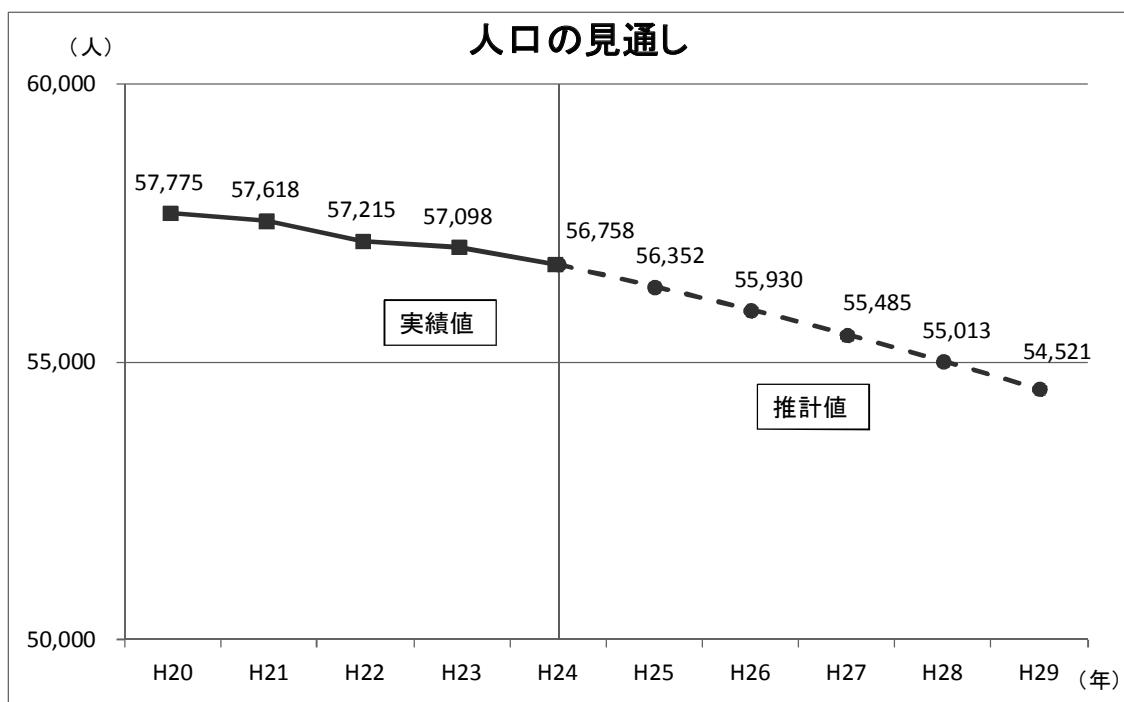
出典：埼玉県町(丁)字別人口調査（各年1月1日時点）

※人口は、住民基本台帳（外国人住民を含む）の数。

本市の人口をコーホート法*1により推計すると、平成29年（2017年）には54,521人となり、平成20年（2008年）に比べて3,200人以上減少すると見込まれます。

また、平成29年（2017年）の高齢化率は27.4%と見込まれます。

*1) コーホート法：将来の人口予測を計算する方法で、性別・年齢別生存率・年齢別移動率・年齢階級別出生率、出生の男女別比率を用いて予測するものです。



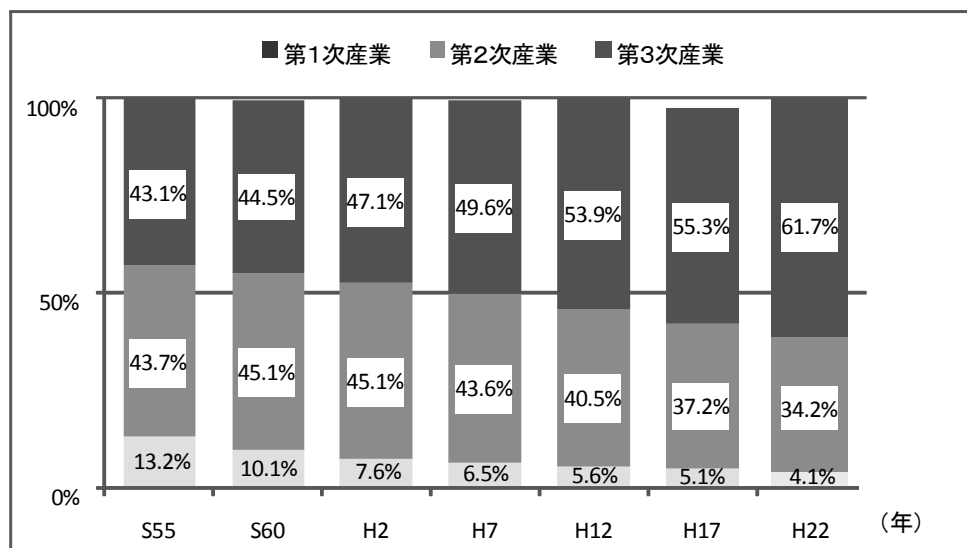
※人口は、住民基本台帳（外国人住民を含む）の数。（各年1月1日時点）

④産業

産業別就業者の割合は、昭和55年（1980年）には、第1次産業が13.2%、第2次産業が43.7%及び第3次産業が43.1%であったものが、平成22年（2010年）には、第1次産業が4.1%、第2次産業が34.2%及び第3次産業が61.7%と変化し、第1次及び第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合は上昇しています。

農業や製造業などの就業者の減少と、サービス部門の就業者の増加により、産業構造がソフト化・サービス化傾向にあることがうかがえます。

産業別就業者割合の推移

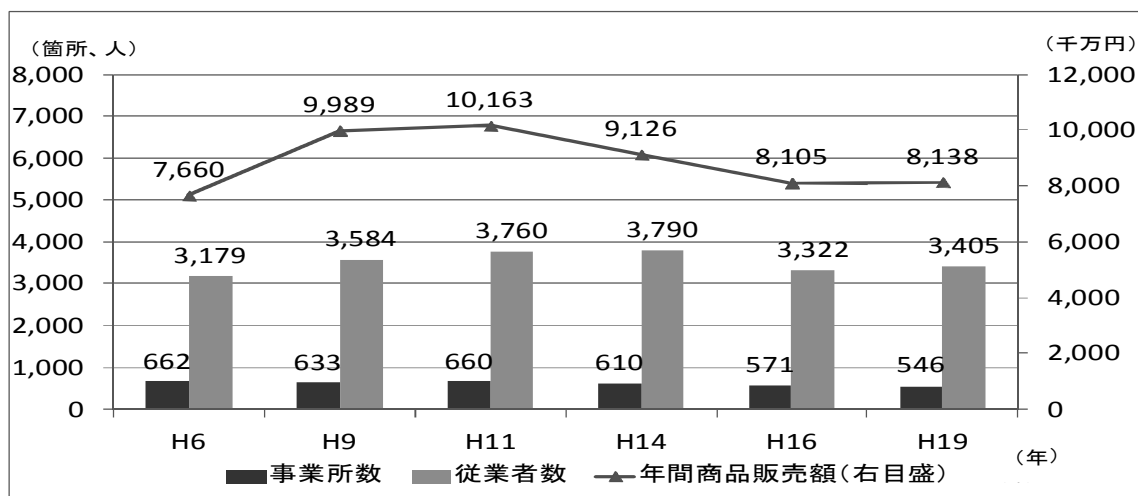


出典：国勢調査 * 「分類不能」があるため、合計が100%にならない。

【商業】

商業については、事業所数、従業者数、年間商品販売額とも、減少傾向にあります。平成19年（2007年）11月に大型ショッピングモールが市の南部にオープンしました。

商業の推移

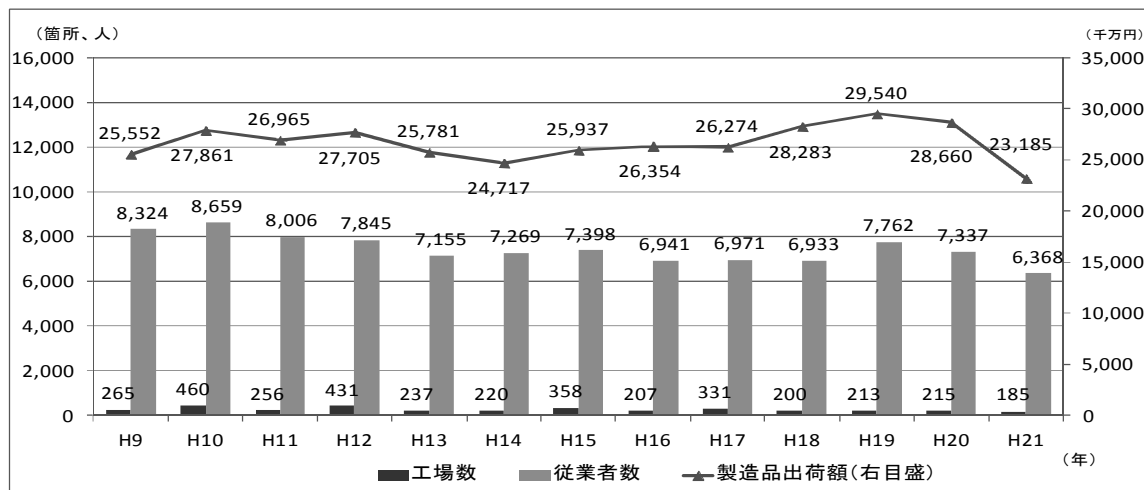


出典：商業統計調査（平成6年、11年は7月1日、その他は6月1日時点）

【工業】

工場数は減少傾向にあります。一方、従業者数は平成 19 年（2007 年）には一旦増加しましたが、世界的な経済情勢の悪化を受け、平成 20 年（2008 年）より再び減少しています。また、製造品出荷額は、平成 15 年（2003 年）から、増加傾向で推移していましたが、平成 20 年から減少に転じています。

工業の推移



出典：工業統計調査（各年 12 月末時点）

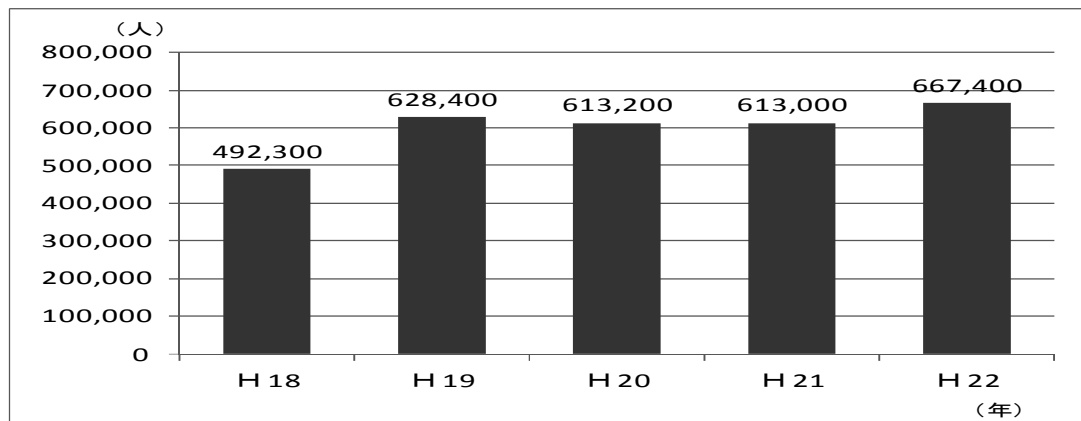
※平成 13、14、16、18、21 年は、特定業種を除く 3 人以下の事業所は含まない。

【観光】

入込観光客数は、平成 18 年(2006 年)に 492,300 人でしたが、平成 22 年(2010 年)には 667,400 人となっています。

本市の観光資源としては、小説「田舎教師」、スカイスポーツ公園、キャッセ羽生（三田ヶ谷農林公園）、全国唯一のムジナモ自生地のある県営羽生水郷公園、さいたま水族館などがあります。また、本市のキャラクタームジナもんやいがまんちゃんをはじめ、全国のゆるキャラ®が参加する「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」や、11 基のみこしと 2 台の山車が練り歩く羽生夏まつりでは、多くの観光客でにぎわっています。

入込観光客数の推移



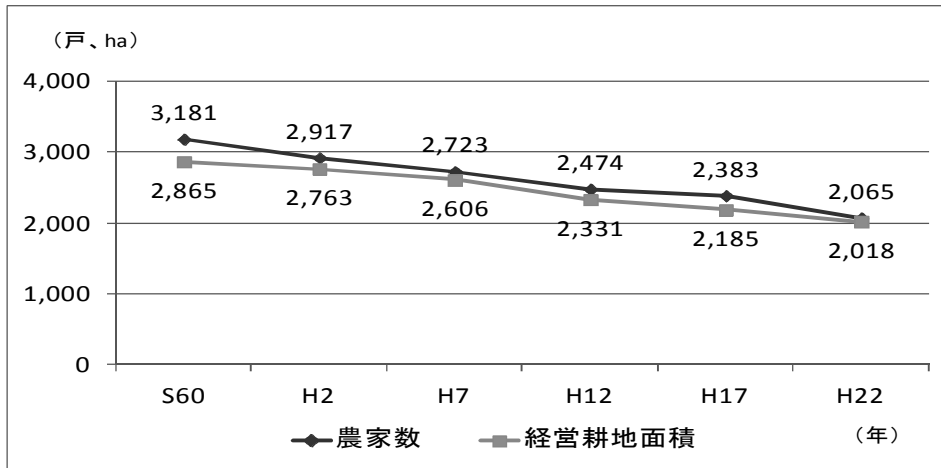
出典：入込観光客数推計調査

【農業】

農業については、農家数及び経営耕地面積が減少傾向にあります。

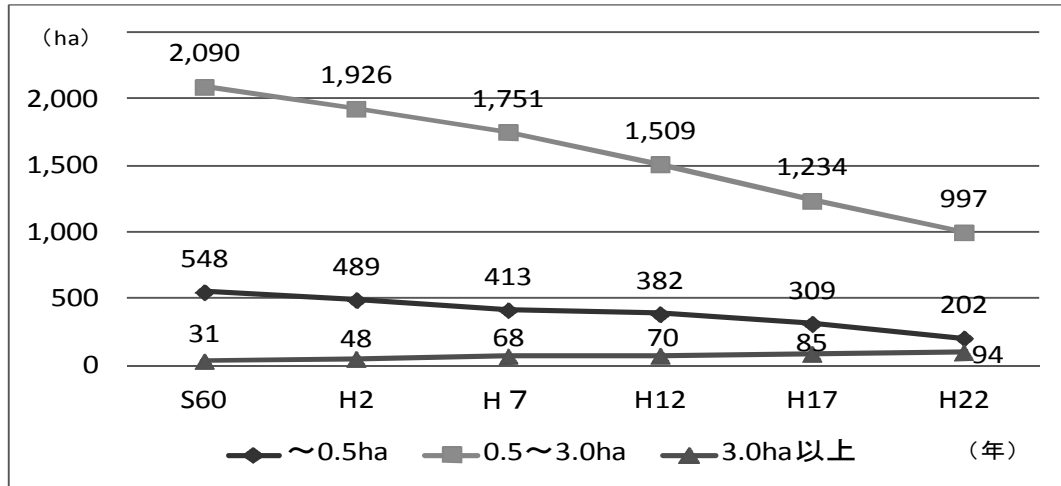
その中でも、自給的農家を除く小規模農家の減少が著しく、反面、大規模農家及びその耕作面積は増加しており、耕作地の集約化が進んでいることがうかがえます。また、農業従事者は高齢化が進んでいます。

農家数等の推移



出典：農業センサス

経営耕地面積規模別販売農家数の推移

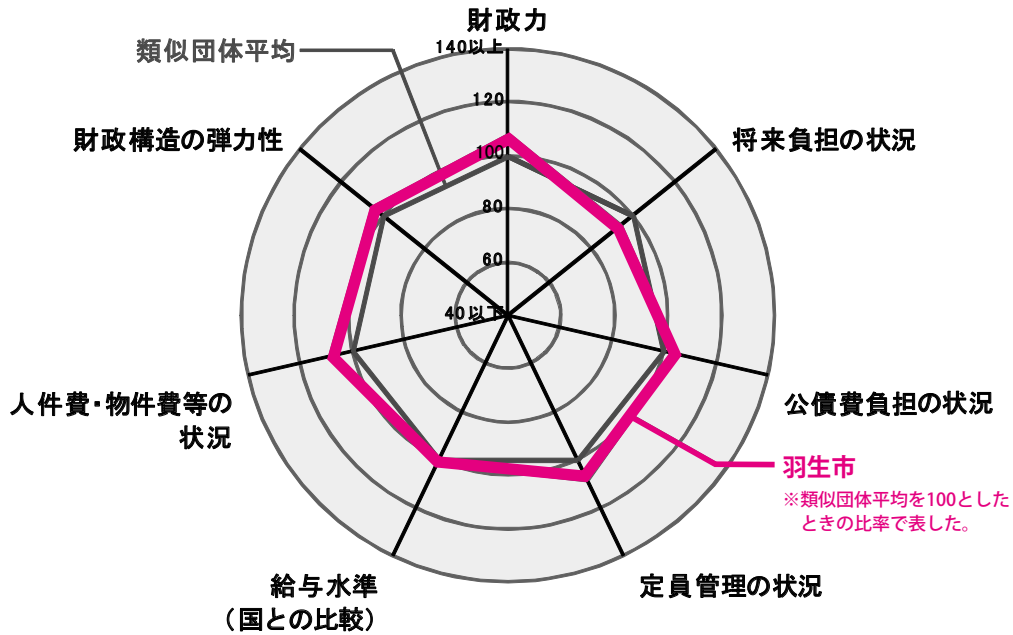


出典：農業センサス、世界農林業センサス

※「~0.5ha」は自給的農家数を除く。

⑤市財政

平成 21 年度（2009 年度）普通会計決算による「市町村財政比較分析表」で、羽生市の財政を類似団体*²と比較すると、類似団体平均を下回るのは、「将来負担の状況」「給与水準（国との比較）」となっています。本市の将来負担比率*³が 141.3%（前年度 148.2%）となっているのに対し、類似団体では 106.7%（前年度 113.2%）、埼玉県市町村平均は 72.8%（前年度 78.6%）です。また、本市のラスパイレス指数*⁴が 97.7%（前年度 98.4%）となっているのに対し、類似団体では 97.8%（前年度 97.6%）、全国市平均 98.8%（前年度 98.4%）です。



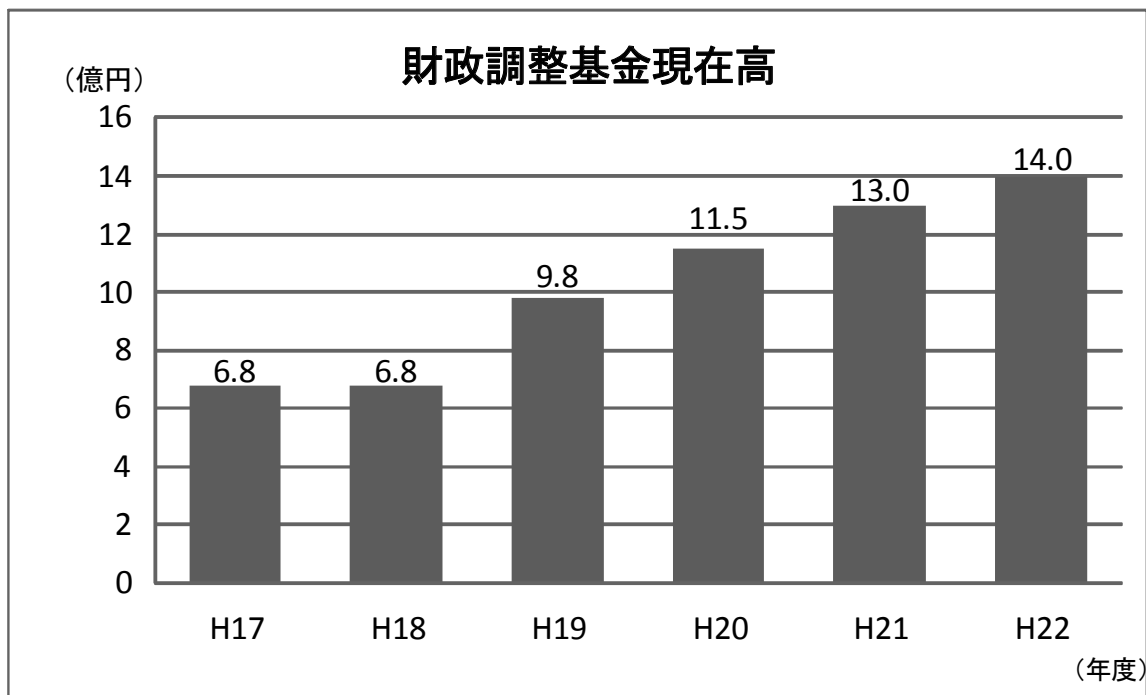
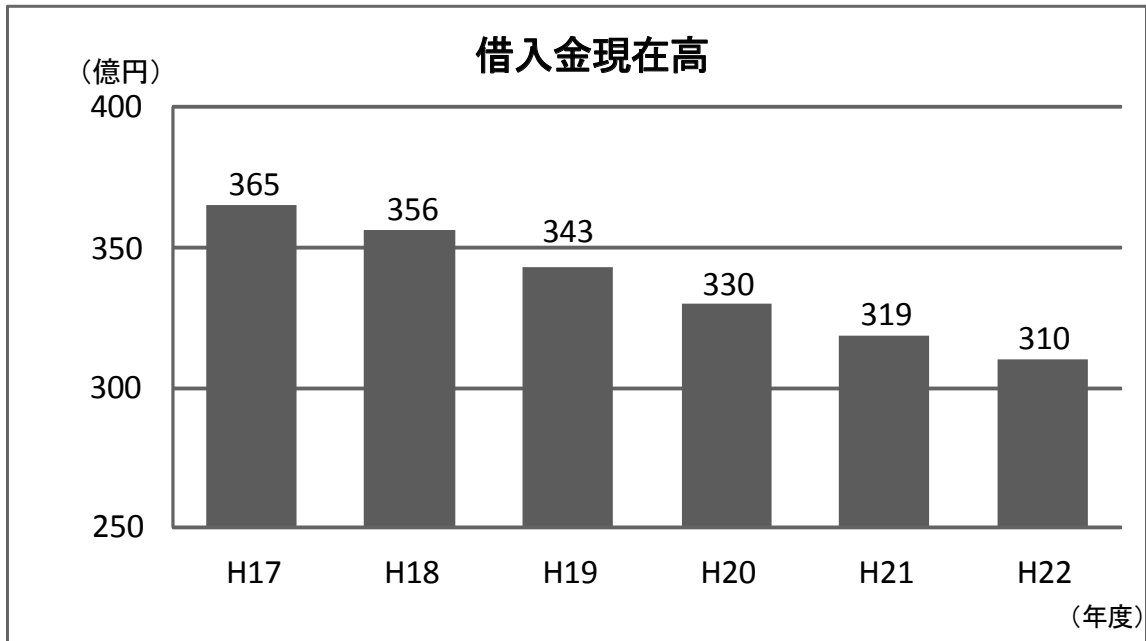
* 2) 類似団体：人口および産業構造等により全国の市町村を 35 のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体のことです。

* 3) 将来負担比率：一般会計等が抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標のことで、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

* 4) ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示すものです。

市及び関連団体を合わせた借入金現在高は、平成 17 年度末では 365 億円でしたが、平成 22 年度末では 310 億円と、平成 17 年度比で 15.1% (55 億円) の減少となりました。また、市の財政調整基金*5 現在高は、平成 17 年度末では 6.8 億円でしたが、平成 22 年度末では 14.0 億円と、平成 17 年度比で 105.9% (7.2 億円) の増加となりました。

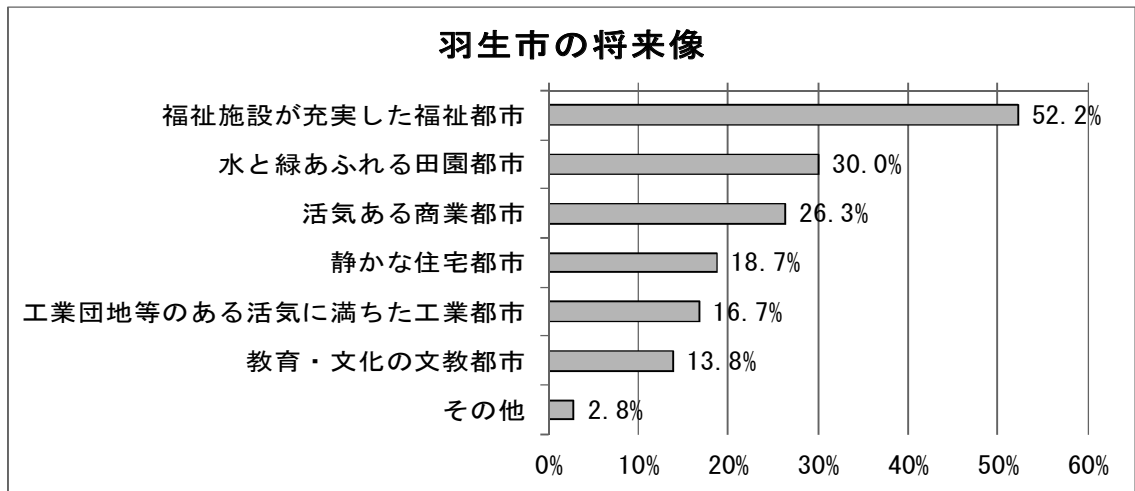
* 5) 財政調整基金：年度によって発生する財源の不均衡を調整するために設けている基金のことです。



3 市民意識

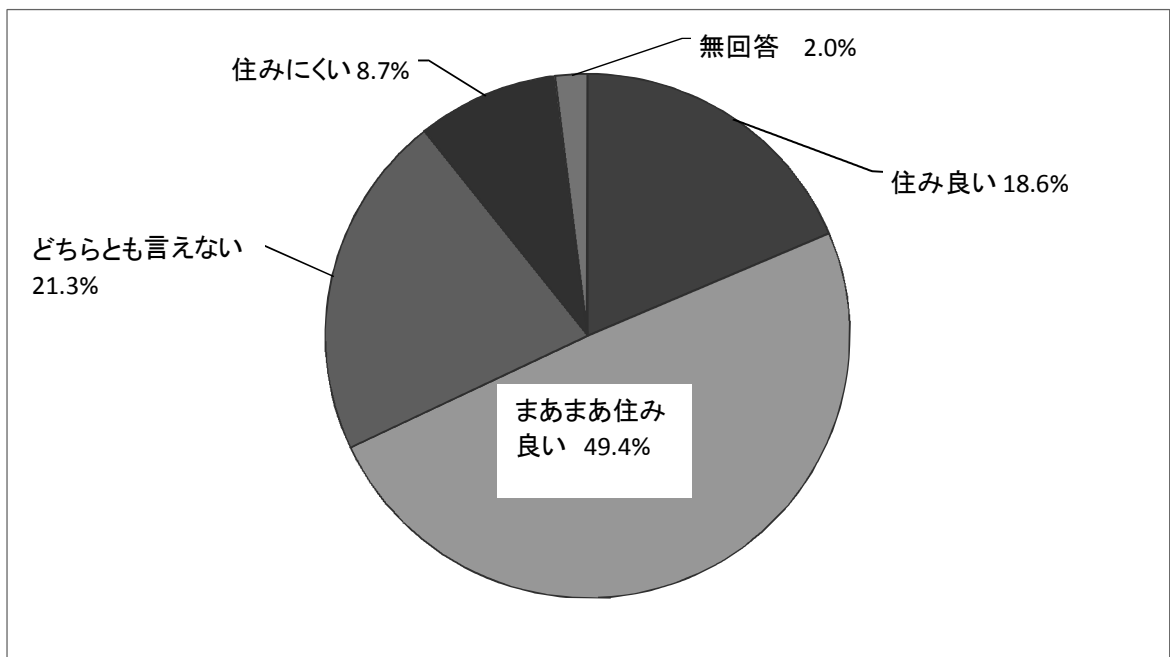
①羽生市の将来像

平成 22 年度（2010 年度）に行った市民意識調査をみると、市民が望む羽生市の将来像は「福祉施設が充実した福祉都市」が 52.2%、「水と緑あふれる田園都市」が 30.0%、「活気ある商業都市」が 26.3%の順となっています。（複数回答可のため合計が 100%となりません。）



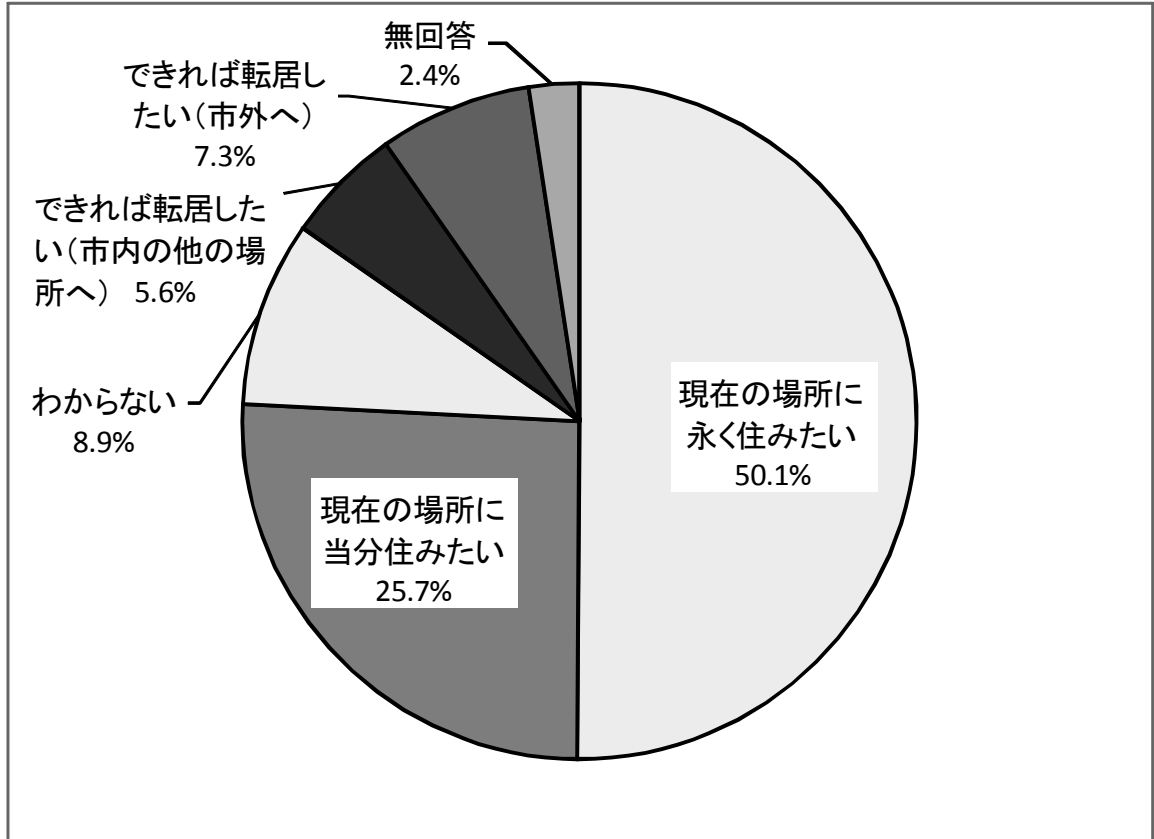
②羽生市の住み心地

市民の住み心地に関する意見は、「まあまあ住み良い」が 49.4%とほぼ半数を占めています。また、「住み良い」と「まあまあ住み良い」を合わせると 68.0%となり、住み心地が良いと感じる割合が高くなっています。



③羽生市の定住意向

市民の定住意向については「現在の場所に永く住みたい」が50.1%と半数を占めています。また「現在の場所に当分住みたい」の25.7%を合わせると75.8%となり、市民の定住意向は高い傾向となっています。



④施策に関する調査結果

市が前期基本計画に示したそれぞれの施策について、市民が現時点でどの程度満足しているのか、また、これから先どういった施策に力を入れるべきと考えているのかを調査しました。

前期基本計画の施策体系図

政策名	施策名	施策の満足度		力をいれるべき施策	
		スコア	順位	%	順位
市民との協働によるまちづくり	市民協働の推進	-0.04	8	6.3	24
	人権施策の推進	0.05	4	0.9	44
	男女共同参画社会の確立	-0.06	11	2.5	37
	国際化の推進	-0.34	34	2.5	37
	消費者行政の推進	-0.27	30	5.5	28
安全で安心なまちづくり	消防・救急の充実	0.36	1	16.6	6
	防災対策の推進	0.09	3	8.0	19
	防犯対策の推進	-0.04	9	16.1	7
	交通安全対策の推進	0.01	7	8.7	17
健康で希望に満ちたまちづくり	健康づくりの推進	0.02	5	17.8	5
	地域医療の充実	-0.32	32	40.4	1
	地域福祉の推進	-0.19	25	13.8	10
	子育て支援の推進	-0.13	19	12.4	14
	障がい者支援の推進	-0.16	23	9.1	16
	高齢者支援の推進	-0.26	29	37.9	2
	社会保障の充実	-0.43	38	26.0	3
次代を担う個性豊かなまちづくり	幼児・家庭教育の充実	-0.15	22	6.1	25
	義務教育の充実	0.02	6	6.8	22
	高等教育機関等との連携	-0.14	21	1.6	40
	生涯学習の推進	-0.06	12	4.0	33
	文化の継承・振興	-0.13	18	3.4	34
	生涯スポーツの振興	-0.12	16	5.5	28
活かに満ちたまちづくり	農業の振興	-0.40	37	15.0	8
	商業の振興	-0.60	43	13.0	13
	工業の振興	-0.48	40	6.4	23
	観光の振興	-0.55	42	7.3	21
	就労促進・労働行政	-0.69	44	13.6	12
快適で住みやすいまちづくり	市街地の整備	-0.33	33	6.1	25
	道路の整備	-0.45	39	14.4	9
	上水道の整備	-0.13	20	2.6	36
	下水道の整備	-0.4	36	13.8	10
	公園・緑地の整備	-0.17	24	7.5	20
	市民の移動手段の確保	-0.53	41	8.4	18
	ごみ処理の適正化	-0.10	15	9.5	15
	し尿処理の推進	-0.10	14	2.4	39
	環境保全の推進	-0.13	17	4.9	31
行政経営の改革	広報・広聴の充実	0.12	2	1.3	42
	情報化の推進	-0.06	10	1.0	43
	情報の公開と適正な運用	-0.09	13	4.2	32
	行政改革の推進	-0.25	26	5.2	30
	人事管理	-0.26	27	3.2	35
	健全な財政運営	-0.40	35	20.9	4
	広域行政	-0.26	28	1.5	41
	危機管理の充実	-0.32	31	6.0	27

(7政策 44施策)

調査結果をもとに「施策の満足度」と「力を入れるべき施策」について分析を行いました。

● 施策の満足度

施策の満足度については、次の算式により、満足度スコアを算定し、分析しました。

$$\frac{\text{満足度スコア}}{\text{回答者数} - (\text{「わからない」件数} + \text{「無回答」件数})} = \frac{(\text{「満足」件数} \times 2\text{点} + \text{「やや満足」件数} \times 1\text{点} + \text{「普通」件数} \times 0\text{点} + \text{「やや不満足」件数} \times \Delta 1\text{点} + \text{「不満足」件数} \times \Delta 2\text{点})}{\text{満足度スコア}}$$

各項目の5段階評価を加重平均によって点数化して、満足度を表しています。値がプラスになるほど満足度が高く、マイナスになるほど満足度が低いことを意味します。

● 力を入れるべき施策

力を入れるべき施策については、何%の人が当該施策に対して力を入れるべきと回答しているかを算定しました。【複数回答可】

$$(\text{当該施策に対して力を入れるべきだと回答した人の数}) \div (\text{有効回答者数})$$

これは例えば、25.0%の場合、有効回答者のうち、4人に1人がその施策について力を入れるべきであると回答していることを表します。

● 分析の結果

各施策に対する満足度については、「消防・救急の充実」、「広報・広聴の充実」、「防災対策の推進」に対する満足度が高くなっており、「安全で安心なまちづくり」分野等に対する市民の満足度が高くなっています。

その一方で、「就労促進・労働行政」、「商業の振興」、「観光の振興」の満足度は低くなっており、「活力に満ちたまちづくり」分野に対する満足度が低く、強化が求められていることがうかがえます。

また、力を入れるべき施策については、「地域医療の充実」が最も高く、次いで「高齢者支援の推進」、「社会保障の充実」となっており、「健康で希望に満ちたまちづくり」分野に対する期待が高いことが分かります。

具体的には、さらに充実した医療を受けられる体制づくりや安心して高齢者が生活できるための施策などに力を入れるべきと考えていることが分かりました。

4 羽生市を取り巻く社会環境

まちづくりは、長期的展望のもとに進める必要があるため、本市を取り巻く社会環境を以下のとおり整理しました。

①少子高齢化

わが国の人口は、平成 16 年（2004 年）をピークに減少へと転じ、平成 22 年（2010 年）の 1 億 2,806 万人から平成 72 年（2060 年）には 8,674 万人になると見込まれ、50 年間で 4,132 万人の減少が見込まれています。（国立社会保障・人口問題研究所推計）

合計特殊出生率^{*6}は平成 17 年（2005 年）の 1.26 から平成 22 年（2010 年）には 1.39 に回復していますが、生活様式の変化や未婚者の増加や晩婚化、また子どもを産み育てることに対する考え方の多様化により、全国的に少子化が進行しています。

その一方で、生活環境の向上や医療の進歩などに伴い、平均寿命が伸びることにより、高齢化率^{*7}は平成 22 年（2010 年）の 23.0%から平成 72 年（2060 年）には 39.9%へと 16.9%増加が見込まれ、世界でも例をみないほどのスピードで高齢社会を迎えています。

* 6）合計特殊出生率：一人の女性が生涯に生むと思われる平均子ども数を示すもののことです。なお、人口を維持するための合計特殊出生率は 2.07 といわれています。

* 7）高齢化率：総人口に占める 65 歳以上の割合のことをいいます。

②国際化

交通・通信手段の高度化等により、日常生活や経済活動における「国際化」が進展し、「人」、「もの」、「情報」の動きが活発化する一方、円高傾向の継続や製造原価が安価で、巨大な市場を抱えたアジア諸国などへの企業の流出により、製造業の国内における空洞化が懸念されています。

また、地方自治体による国際化の施策は、国際交流を中心としたものから、国際協力や外国人との共生社会の形成へと拡大してきています。

③情報通信技術（ICT）の高度化

多機能携帯電話や高速インターネット回線の普及により、情報伝達のスピード化が図られ、社会の高度情報化が急速に進んでいます。

このため、産業分野のみならず、市民生活においても、住み、働き、学ぶ場所の選択の幅が広がるなど、生活が一層便利で豊かになると予想されることから、情報格差が生じないよう対策を講じていく必要があります。

④成熟社会（市民の価値観の多様化）

近年、従来の「もの」を購入することに価値を求める生活から、心の豊かさやゆとりを大切に生活に価値をおくことが重視されるようになっていきます。

このようなことから、ボランティアやNPO活動といった市民の社会貢献活動への関心が高まる中で、人々の価値観やライフスタイルは、ますます多様化、個別化していくものと予想されます。一方では、若年層を中心に、フリーターやニート、社会参加ができない者の増加などが、社会問題として指摘されています。

⑤地球温暖化対策

平成 17 年（2005 年）2 月に発効した京都議定書は、平成 25 年（2013 年）以降も延長することが決まり、平成 32 年（2020 年）にはアメリカや中国などの大量排出国すべてが参加する新しい枠組みをつくることが合意されるなど、二酸化炭素の排出量削減に向けた取り組みが進展しています。地球規模での環境問題への対応は、産業活動によるものだけでなく、一人ひとりの身近な生活レベルからの改善が必要となっています。

⑥地方分権

21 世紀は、地方自治体や市民が自己決定し、自己責任において地域づくりを進めていく地域主権の時代であり、国や県の権限や事務を地域に密着した市町村に委譲し、その地域の特色を生かした分権型社会を実現することが求められています。平成 12 年（2000 年）4 月に「地方分権一括法」が施行され、平成 16 年度（2004 年度）には地方への国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しを同時に進める、いわゆる「三位一体の改革」が実行されました。また、平成 19 年（2007 年）4 月には地方分権改革推進法が施行され、第二期地方分権改革が進められています。

国では、これまで、分権型社会の実現のため「平成の大合併」といわれる市町村合併を強力に進め、市町村数は約 1,700 にまで減少しています。

今後も、人口減少時代に対応した市町村の効果的で効率的な行政運営を実現させるため、自己決定・自己責任のもとで地域の実情やニーズを踏まえた魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

⑦安全安心意識の高まり

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災を契機として住民の防災意識が高まり、現在の防災体制、災害対策を見直し、再構築を図っていく必要が生じています。

本市においては、地域防災計画を基本に利根川に接していることにも考慮した防災対策の推進が課題となっています。

市民の安全を確保するうえで、地域コミュニティによる災害時の初期対応は重要な役割を果たします。

また、凶悪犯罪の多発や振り込め詐欺などでは、子どもや高齢者等が被害者となる例が多く、地域コミュニティによる見守り活動も必要となっています。

さらに、交通安全対策、食の安全対策、感染症対策などを含めて、多様な安全対策の実施による安心感のある社会づくりが課題となっています。

⑧男女共同参画

少子高齢化の進展に伴い人口が減少していく中で、豊かで活力にあふれた社会を築いていくためには、女性と男性がともに社会を支えていくことが必要であり、人々の多様なニーズに対応し、心豊かな社会を形成するには、女性の社会参画が不可欠です。さらには、女性があらゆる分野に参画していくことは国際的潮流となっています。

国においては、平成 11 年（1999 年）6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 22 年（2010 年）12 月には「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定されています。本市においても男女共同参画社会の実現が求められています。

⑨新しい公共の創造

地方分権が進み、また社会経済情勢が大きく変化する中で、厳しい財政状況下にあっても、高度化・多様化する公共サービスへのニーズに適切に対応していくためには、行政は自らが担う役割を重点化し、市民団体をはじめ NPO や企業等地域の多様な主体と協働していくことが必要です。「新しい公共^{*8}」の概念のもと、地方自治体がこれまで行ってきた公共サービスを今後は多元的な主体によって担うようにしていくことが求められています。

*8) 新しい公共: 行政と市民が役割分担を見直し、協働して支えるという考え方のことです。行政だけでなく、地域の様々な主体が自治体と協働して公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されます。

⑩産業構造の変化

日本の産業構造は、ソフト化・サービス化が進んでいます。平成 22 年 (2010 年) の国勢調査では、第 1 次産業の就業者数の割合が 4.1% (昭和 55 年 (1980 年) は 13.2%)、第 2 次産業が 34.2% (同 43.7%)、第 3 次産業が 61.7% (同 43.1%) となっており、本市も同様の傾向を示しています。

本市の地域経済を支える農業や工業、商業においては、後継者問題、国内における製造業の空洞化の問題、中心市街地の活性化などの課題を抱えています。

今後は、誰もが生き生きと働き、定住できる環境づくりとして、魅力ある農業の振興や企業誘致による雇用の場の確保、地域資源を活用した環境産業やコミュニティビジネス^{*9}などの新産業の創出とともに、産業構造の変化に柔軟に対応できる人づくり・基盤づくりが求められています。

*9) コミュニティビジネス: 市民が主体となって地域の課題を地域の資源を使って解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生するビジネスのことをいいます。

⑪教育構想の改革

国の「教育振興基本計画」では、教育の発展なくして我が国の持続的な発展はなく、社会全体で「教育立国」の実現に取り組むとしており、教育の基本である「知・徳・体」の原点に立ち戻り、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成することが必要不可欠です。

今後も、児童生徒への学力向上の取組み、心と体の調和の取れた人間形成などが求められています。

5 まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会環境を踏まえ、新たな発展のための主要課題を以下のとおり設定します。

①市民力の向上

まちづくりの主体・主役は市民であり、それを支えるのが行政の役割の一つです。市民がまちづくりの主体として活躍するためには、これまで以上に市民力の向上が重要となります。

また、地域社会の活力を維持するためには、市民一人ひとりの地域活動への参画が基本になります。

まちづくりを担う市民活動を活発にするため、ボランティアやNPOなどのリーダーの育成、市民活動組織の運営支援、活動の場づくりなどを進めていく必要があります。また、長期的には、このような市民活動の中からコミュニティビジネスなどへの発展が期待されています。

さらに、新たな人材の誘導を図ることも、市民力向上につながります。

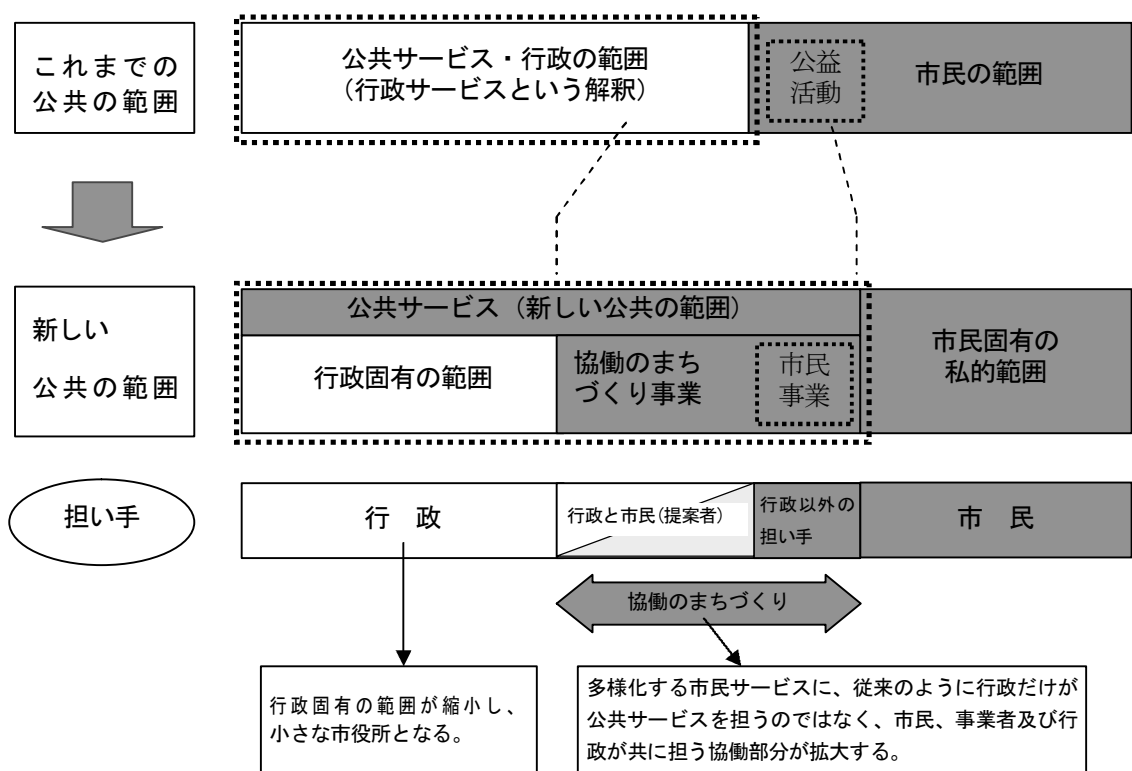
②協働のまちづくりの推進

今後、行政が担う役割は、戦略的な地域経営のための企画立案や条例制定など、行政でなければ対応しえない部分であり、地域経営の本部としての機能を発揮することです。

行政だけでなく、市民も公共の役割を担えるよう、「新しい公共」を多元的な主体の参加・活動により形成する必要があります。

また、市民が「新しい公共」を自ら担うことは、地域経営に責任と誇りを持つことにもつながります。

協働のまちづくりによる公共的範囲のイメージ



③災害に強いまちづくりの推進

災害に対しては、過去の教訓を踏まえて、いかに被害を少なくできるか、減災への取り組みを推進することが求められます。

そのためには、平時から、災害時の適切な体制の構築、十分な避難場所や備蓄品の確保、建造物の耐震化などにより、災害対応力を高めることが必要です。

また、災害時には市民、地域、行政が緊密に連携することが大切です。そこで、自主防災組織の支援や防災訓練などを通じ、災害対応力の高いコミュニティづくりを推進することが必要です。

④保健・医療・福祉の充実

市民が、いつまでも元気に活躍できるよう、健康に暮らせる社会づくりを進めることが求められています。このため、生活習慣病対策など、生涯にわたる健康づくりを推進する必要があります。

また、市民が必要とするときに適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。

福祉については、少子高齢化が進行する中で介護保険制度を中心とした高齢者サービスの充実を図るとともに、次世代育成のための保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランス^{*10}に配慮した社会の実現を目指していく必要があります。また、障がい者施策については、ノーマライゼーション^{*11}の考え方の普及、ユニバーサルデザイン^{*12}のまちづくりの推進などが課題となっています。

*10) ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の両立（共存、調和）のことで、仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていこうとする考え方で、仕事だけでなく、同時に生活が満たされることで、企業活動における個人の生産性や能力が高まり、結果的に会社に多くのメリットをもたらすと考えられています。

*11) ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることが自然であるという考え方のことをいいます。

*12) ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまち、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていこうとする考え方のことをいいます。

⑤教育の充実

広い視野で羽生市を見つめることができ、地域の発展に活躍できる将来の羽生を担う人材の育成のため、学力向上やスポーツ振興の取り組みなどにより、心と体の調和の取れた人間形成などを推進するとともに、地域の視点を踏まえた教育活動を推進していく必要があります。

⑥地域経済の活性化

本市の活力を高め、市民が生き生きと暮らすには、地域経済のさらなる発展が不可欠です。そのために、各産業の活性化を図るとともに、恵まれた交通条件などを生かした活動や新たな企業誘致等を進める必要があります。

また、経済活動を支えるのは優れた人材であり、新たな人材の確保や技術力の向上などの

教育・訓練を支援することが求められています。

⑦持続可能な都市形成

本市の人口は今後も減少が見込まれ、土地利用については、市街化区域内に低・未利用地が多く残されているため、市街化区域の拡大を図るよりも、既存の市街化区域に集約することが求められています。

このため、新たな目的の土地利用を除き、都市的機能は既存の市街化区域に誘導することにより、これまでに行った投資を有効に活用するとともに、日常生活圏が小さくてすみ、かつエネルギー効率が良いまちである「コンパクトシティ」の考え方に基づいた都市形成を進めていく必要があります。

⑧行政力の向上

戦略的な地域経営を担う主体として、さらなる行政力の向上が求められています。

市民のニーズを的確に把握し、それらを施策として企画・立案し遂行する実力を養う必要があります。このため、職員研修の強化、優秀な人材の確保や民間からの人材登用などを進めるとともに、市民の力を行政の一部に活用することも必要です。

II

基本構想

1 まちづくりの姿勢と基本理念

①まちづくりの姿勢

さまざまな場面において、市民が主役のまちづくりを基本とした行政経営を実施し、市民の参画を進め、そのために必要な支援を行います。

市民が主役のまちづくり

②まちづくりの基本理念

市民が主役のまちづくりを進めるため、市民と行政の役割分担を明確化し、協働による個性豊かなまちづくりを推進していきます。そのための第一歩は、行政への参加であり、参加を通じて計画の立案に参画する段階へと進み、さらには、自ら主体的にまちづくりを実践する協働（市民との協働、行政との協働）へとステップアップします。

また、活力あるまちを維持していくためには、羽生市に住み、さまざまな活動をする市民が不可欠です。このため、市民が生き生きと暮らせるようなまちづくりを進め、羽生市に住みたい、住み続けたいまちをつくりたい。

市民参加、市民参画、市民協働

住みたい、住み続けたいまち

2 将来都市像

(1) 将来都市像

すべての羽生市民が、生涯にわたって“希望や生きがいを持ち続け”、地域においては“活力と元気に満ち溢れ”、“文化の薫り高い”“安心して暮らせる”都市をつくります。

将来都市像を、

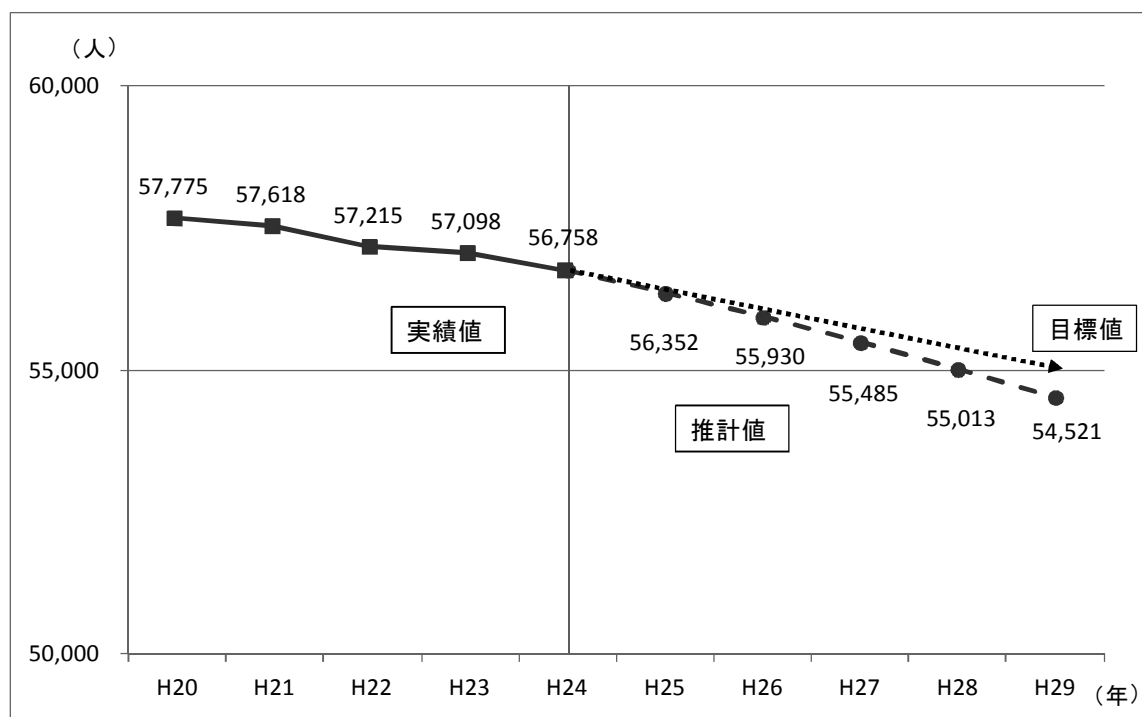
活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生

とし、まちづくりを総合的に進めます。

(2) 将来人口

本市の人口は減少傾向にあるものの、既存市街地への賑わいづくり、子育て支援、企業誘致、誇れるまちづくりなど積極的な人口誘導策の推進により、長期的には 60,000 人を目指し、本計画の目標年度である平成 29 年度（2017 年度）の将来人口を 55,000 人とします。

将来人口



※人口は、住民基本台帳（外国人住民を含む）の数。（各年1月1日時点）

(3) 土地利用構想

<土地利用の基本的考え方>

土地利用にあたっては、自然環境を保全しながら、市民の利便性・安全性・快適性の向上を図り、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、農業・商業・工業の調和、市街化区域と市街化調整区域のバランスを考慮して、総合的かつ計画的に行うことを基本とします。

自然環境では、ムジナモに代表されるように自然豊かな羽生を発信できる貴重な資源を有しています。このいのちを育む大地、自然環境を保全していきます。

農業・商業・工業の調和は、活力ある羽生市を生み出す源になります。このため、バランスのとれた産業振興を図ります。そして、市民生活の活性化につなげます。

市街化区域と市街化調整区域については、それぞれの区域の適正な見直しを図ります。一方、居住や産業活動などに必要な都市的土地利用は既存の市街化区域の中で秩序ある利用を促進し、新たな開発については、必要最小限とします。

<土地利用構想>

1 住居系市街地

良好な住宅地の保全を図るとともに、未利用地等の有効利用を促進します。

岩瀬土地区画整理事業については、早期完了と良好な住宅地の形成を目指します。

2 商業系市街地

羽生駅周辺を中心市街地は、道路等の基盤整備を進め、賑わいづくりや回遊性を向上させ、日用品購入など消費活動が完結できる商業拠点機能の強化を図ります。

岩瀬土地区画整理事業地内の国道122号や南部幹線の沿道は、賑わいづくりや沿道サービスを目的とした施設の誘導を図ります。

3 工業系・産業系市街地

既存工業地域の環境保全・整備を図ります。また、東北自動車道や国道122号、125号バイパス、南部幹線沿線など交通利便性の高い地域については、周辺環境に配慮しながら製造・流通業務用地の整備を促進します。

4 農地・農村集落

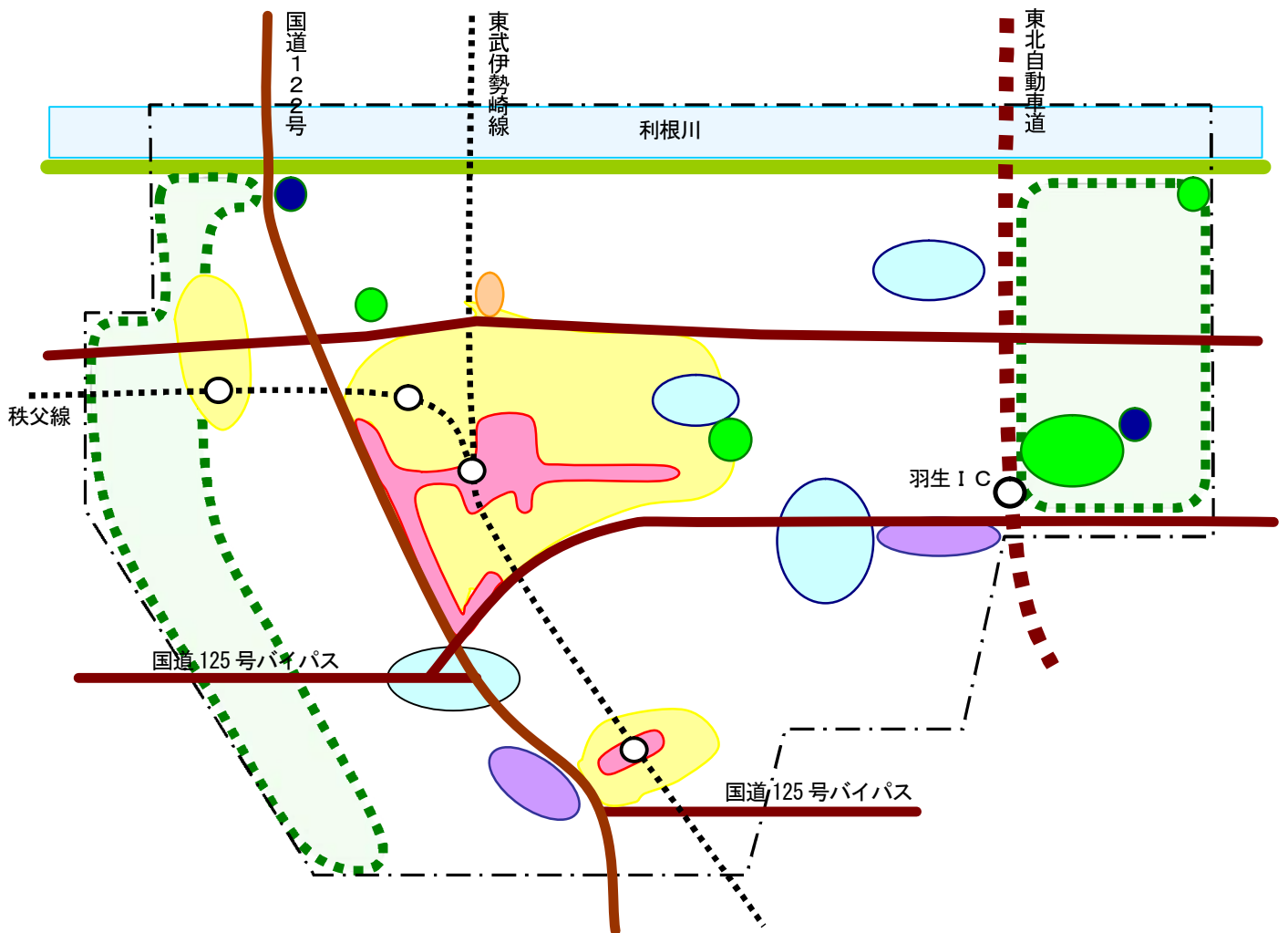
優良農地については、その保全・整備を促進します。農村集落については、良好な景観を保全するとともに道路等の生活環境整備を進めます。

また、農業を通じた地域活性化のため、農村と都市住民の交流を促進します。

5 幹線道路

人の移動や産業活動を支える広域幹線道路網の整備を促進します。また、南北、東西方向を連絡する市内幹線道路網の整備を進めるとともに、生活道路網を整備します。

土地利用構想図



凡		例	
	住居系ゾーン		公園系ゾーン
	商業系ゾーン		農村都市交流ゾーン
	工業系ゾーン		農村都市交流拠点
	業務系ゾーン		道路
	産業系ゾーン		東北自動車道
	農業系ゾーン		鉄道

3 施策の大綱

施策の基本的考え方を示す施策の大綱の柱立てを以下のとおりとします。

なお、政策7の「行政経営の改革」は、施策全体を推進するための役割を担うものです。

政策1 市民との協働による まちづくり

政策2 安全で安心な まちづくり

政策3 健康で希望に満ちた まちづくり

政策4 次代を担う個性豊かな まちづくり

政策5 活力に満ちた まちづくり

政策6 快適で住みやすい まちづくり

政策7 行政経営の改革

政策1 市民との協働による まちづくり

まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関われるように、協働を推進するとともに、地域におけるさまざまなまちづくりを担うコミュニティを振興し、地域力の向上を図ります。

また、人権尊重のまちづくりを進めるとともに、男女共同参画社会を確立します。

さらに、外国人にも住みやすいまちづくりなど国際化を推進します。

政策2 安全で安心な まちづくり

安全で安心して暮らせるよう、危機管理体制を充実するとともに、消防力や救急体制の強化を図り、洪水や地震等の災害対策を推進します。

また、防犯対策を強化するとともに、交通安全対策を推進します。これらについては、市民による地域活動が重要であることから、関係団体の活性化を図ります。

さらに、消費者被害の防止に努めます。

政策3 健康で希望に満ちた まちづくり

地域福祉を推進するとともに、生涯にわたって健康に暮らせるよう健康づくりを推進します。

また、地域医療体制の充実と市内医療機関との連携を強化するとともに、子どもや障がい者、高齢者への支援を充実します。

さらに、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度、生活保護制度など社会保障を適正に実施します。

政策4 次代を担う個性豊かな まちづくり

将来を担う人材を育成するため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、心豊かにたくましく生きる力などを育成する学校教育の推進、高等教育等を受ける機会の確保や連携強化を行います。

また、生涯にわたる学習意欲に応えるために、多様な学習機会の提供、芸術・伝統文化及びスポーツの振興を図ります。

政策5 活力に満ちた まちづくり

地域活力を維持、向上させるため、産業を振興します。また、中小企業等の家族従業員の地位向上を支援します。

農業については、水田農業の振興を図ります。また、農村と都市との交流や地産地消を進めるほか、ブランド化による市場競争力を強化します。

商工業については、既存の中小企業の振興を図るとともに、新たな企業誘致を促進します。

また、市の特徴や個性を生かした観光を振興するとともに、就労の促進、勤労者の福祉の向上を図ります。

政策6 快適で住みやすい まちづくり

中心市街地や住宅地、工業用地など既に投資が行われている市街化区域を有効活用するとともに、少子高齢化や人口減少時代の到来を踏まえて、だれもが生涯にわたり住み続けられるコンパクトシティの実現を目指した市街地の整備を推進します。

また、道路や上下水道、公園・緑地など、都市基盤を整備します。新たな市街地については、周辺環境に配慮した計画的な整備を進めます。

さらに、公共交通の利便性の向上、景観の形成、ごみやし尿の適正処理、公害の防止、環境保全を推進します。

政策7 行政経営の改革

情報通信技術（ICT）を活用するなど広報・広聴活動のさらなる充実を図ります。

また、情報化の推進、情報公開の推進と個人情報保護の徹底を図ります。

さらなる行政改革や地方分権社会への対応のため、職員能力の向上や行財政基盤を強化するとともに、周辺自治体をはじめとした広域連携を推進します。

Ⅲ

基本計画

政策 1 市民との協働によるまちづくり

施策 1 市民協働の推進

施策の目的

市民と市が、それぞれ持っている知恵、情報、人材、そして能力等を提供・分担しあいながら、市民と行政が一体となったまちづくりを進めていきます。

施策の現状

本市では、個性あるまちづくりを進めていくため、「市民参加・市民参画・市民協働」による、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とした、市の憲法とも言うべき「羽生市まちづくり自治基本条例」を平成22年4月1日に施行しました。

しかし、平成23年1月に実施した市民意識調査によるとこの条例の内容を知っている割合は6.0%にとどまっており、市民の認知度は低い状況です。

このため、条例の理念を市民が理解し実践できるように、各種市民団体の代表者を交えて、「羽生市協働のまちづくり指針」を平成23年度に策定しました。

また、本市の協働によるまちづくりは、自治会や「地域協議会」が中心となり取り組まれています。「地域協議会」には、村君地区において、過疎化や少子高齢化対策として、「村君地区活性化対策協議会」による農を中心とした田園移住や、小学校と連携した「村君英語村」の実施、そして、手子林地区においての「手子林地区を良くする会」などがあります。

さらに、地域で課題に取り組めるよう、各地区での「地域協議会」の設立を支援するとともに、自治会等との連携を図り協働のまちづくりを推進しています。

施策の課題

- ・市民協働に向けた市民への情報提供および情報共有が必要です。
- ・協働のまちづくり指針の市民への周知および実践が必要です。
- ・市民が参画しやすい環境づくりが必要です。
- ・協働の仕組みづくりが必要です。
- ・NPO法人及びボランティア団体等の育成が必要です。

主な取り組み

(1) まちづくり自治基本条例の運用

協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり自治基本条例の周知を継続的に実施します。

また、平成25年度に羽生市まちづくり自治基本条例委員会を組織し、協働のさらなる推進に向けた条例等の見直しを行い必要な措置を講じます。

【主な事業】

○まちづくり自治基本条例運用事業

(2) 協働のまちづくりの推進

平成23年度に策定した「羽生市協働のまちづくり指針」を周知することにより、市民の協働意識の醸成を図るとともに、市民と行政による協働のまちづくりを具体化します。

【主な事業】

○協働のまちづくり指針周知事業 ○自治会活動支援事業

(3) コミュニティ施設の充実

市民の積極的な地域活動を推進するため、その拠点となる地域活動センターや集会所などのコミュニティ施設を整備・充実し、施設の利用促進を図ります。

【主な事業】

○地域活動センター運営事業 ○コミュニティ施設有効活用事業

(4) 市民参画システムの確立

「地域のことは地域で解決できるまち」の実現に向け、「地域協議会」の設立や活動を支援するなど、地域住民が主体となって活動しやすい環境づくりを行います。また、審議会等への公募委員を拡大するとともに、各種計画に市民の意見を反映する機会を設け、市民参画機会を拡充します。

【主な事業】

○地域協議会支援事業

(5) NPO法人・ボランティア団体等への支援

NPO法人やボランティア団体等の活動を活性化するため、NPO活動やボランティア活動を行っている団体や個人の活動内容などを市ホームページに登録し、情報を提供します。

また、ボランティア活動等を自発的に行う市民活動団体を充実・育成するための支援を行います。

【主な事業】

○ボランティア団体登録制度 ○市民活動応援事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
地域協議会の設立数（地域）	地域協議会を設立した地域の数	2地域	9地域	
自治会加入世帯率（％）	自治会加入世帯数/ 総世帯数	78.3％	80.0％	
市民活動団体等への支援件数（件）	市民活動団体等の活動支援の累計	17件	30件	

市民の役割

- ・自らの発言や行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参画することが望まれます。
- ・自治会活動やボランティア活動に積極的に参加することが望まれます。

関係計画

- ・まちづくり自治基本条例（平成22年度～）
- ・協働のまちづくり指針（平成23年度～）

政策 1 市民との協働によるまちづくり

施策 2 人権施策の推進

施策の目的

すべての人々が尊重され、共に支えあい生きがいのある人生を送ることができるよう、あらゆる人権が確立・擁護された差別のない明るい社会の実現を目指します。

施策の現状

本市では、人権問題解決のため、これまで児童・生徒からの「人権作文・人権標語」の募集などの人権教育事業や、人権意識の高揚、人権啓発に関する事業を進めてきました。

しかし、今もなお、同和問題をはじめとする人権問題が未解決となっており、差別感が根強く残っています。このため、さらなる人権教育や人権意識の啓発、人権擁護を支援する体制の強化が求められており、市民との協働による体制づくりなど、お互いに尊重し協力し合える明るいまちづくりを進めることが大切です。

また、同和問題の解決は、基本的人権にかかわる問題であるとともに、人間の尊厳にかかわる極めて重大な問題です。

このため、平成15年3月に「同和行政基本方針」を、平成16年5月に「同和教育基本方針」を、平成17年3月に「人権施策推進基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき市内9地区において「地区別人権問題研修会」や「企業人権問題研修会」などを実施し、組織的・計画的に啓発事業に取り組んでいます。

さらに、民間運動団体と行政との連携・支援を図るため、講演会や研修会への参加や人権擁護員等による相談の実施などにより、人権意識の高揚に取り組んでいます。

施策の課題

- ・人権教育及び人権啓発に関する事業の充実が必要です。
- ・人権救済制度に関する相談体制の充実が必要です。
- ・民間運動団体との連携・支援体制の充実が必要です。

主な取り組み

(1) 計画的な研修会等の実施

人権フェスティバルや各種研修会を計画的に実施するとともに、人権教育や人権啓発に関する事業を推進し、その効果を検証します。

【主な事業】

○人権フェスティバル ○地区別人権問題研修会 ○企業人権問題研修会

(2) 人権相談体制の整備

多種多様な人権相談に的確に対応するため、専門的な知識を持ち、適切な指導・救済ができるような体制を整備します。

【主な事業】

○人権相談事業

(3) 民間団体との連携の強化

同和問題の解決をめざして、人権団体と連携を図りながら施策を推進することにより、根強く残る差別意識の解消に努めます。

また、集会所を会場としての住民の交流促進や健康・福祉・芸術・文化等を通じた交流を推進します。

【主な事業】

○同和対策推進事業 ○人権団体連携事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
基本的人権が尊重されていると思う割合 (%)	「尊重されている」と「どちらかといえば尊重されている」を合わせた割合	5 8 . 3 %	6 2 . 5 %	市民意識調査
人権啓発事業への参加者数 (人)		1, 1 5 0 人	1, 2 5 0 人	

市民の役割

- ・各種人権問題の講演会や研修会に進んで参加することが望まれます。
- ・差別的な扱いをしないことが望まれます。

関係計画

- ・人権施策推進基本方針 (平成16年度～)
- ・同和行政基本方針 (平成14年度～)
- ・同和教育基本方針 (平成16年度～)

政策1 市民との協働によるまちづくり

施策3 男女共同参画の推進

施策の目的

第2次男女共同参画基本計画に掲げた「^{ひと}女も^{ひと}男も共に豊かに生きるために」の基本理念を実現することにより、女性も男性も共に一人の人間として尊重され、持っている能力を十分に発揮できるいきいきとした羽生市にします。

施策の現状

平成23年1月に実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定的にとらえる考え方（固定的役割分担意識）に賛成する人の割合は、平成18年に実施した調査と比較すると減少していますが、「どちらかといえばそう思う」とする人もまだまだ多く、固定的役割分担を肯定する考え方が根強く残っていることがうかがえます。

また、「身の回りの男女平等観」について、「慣習・しきたり・社会通念などの分野」において、「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況です。

これらを解決するため、平成21年度に策定した第2次男女共同参画基本計画に基づき、女と男のフォーラムや男女共同参画セミナーなどの開催や固定的役割分担意識の是正を図るため各種施策に取り組んでいます。

また、男女共同参画社会の実現へ向け、女性の社会活動への参加を支援するプログラムを実施することや市の審議会等への女性委員の参加促進などを図ってきましたが、平成23年度の市の審議会等における女性の参画状況比率は22.4%となっているため、今後も引き続き、参加促進に向けた取り組みが必要です。

さらに、家庭・学校・企業での教育や、広報などによる情報提供を充実し、女性に対する様々な暴力の根絶に取り組んでいます。

施策の課題

- ・それぞれの能力が発揮でき個性が活かせる環境づくりが必要です。
- ・相談体制の充実が必要です。

主な取り組み

(1) 男女共同参画意識の啓発

固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野に女性が参画できるよう、男女共同参画情報紙「みらい」の発行や「広報はにゅう」への啓発記事を掲載するとともに、女と男のフォーラムや男女共同参画セミナーなどの開催により、男女共同参画意識の啓発を図ります。

また、女性人材リストへの登録者の積極的な募集や各種研修会や講演会などを開催することにより、審議会等への女性委員の参加を促進します。

さらに、第2次男女共同参画基本計画については、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえた見直しを実施します。

【主な事業】

○情報紙「みらい」発行 ○女と男のフォーラム ○男女共同参画セミナー

(2) 相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、それぞれのライフステージにおける悩みに対して、適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。また、DVの防止と被害者保護のため、関係機関との連携を強化します。

【主な事業】

○各種相談の充実 ○関係機関との連携

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
固定的役割分担に賛成しない人の割合（％）	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合	53.9%	80.0%	市民意識調査
「慣習・しきたり・社会通念などの分野」で男女の地位が平等であると思う割合（％）		23.7%	45.0%	市民意識調査
審議会等の女性委員の割合（％）	女性委員数／審議会等の委員数	22.4%	30.0%	

市民の役割

- ・男女共同参画社会の理念を踏まえ、活動することが望まれます。
- ・DVなど暴力被害について、被害を防止するための協力が望まれます。

関係計画

- ・第2次男女共同参画基本計画（平成21年度～平成30年度）

政策 1 市民との協働によるまちづくり

施策 4 都市交流・国際交流の推進

施策の目的

日本文化の的確な紹介や他国の歴史・文化の理解など、国際交流による人と人との心のつながりを目標とした活動を支援し、市民一人ひとりの国際人としての自覚を高めるとともに、国内における友好都市との関係を深め、文化・経済交流を推進します。

施策の現状

本市では、中国やブラジルなど多くの外国人が市内の工場で就労しており、市民が多様な文化にふれる機会があります。

このような中、多文化共生の社会づくりを進め、世界に開かれたまちとなるため、国際交流市民の会や日中友好協会などの国際交流団体の活動を支援しています。

また、市民一人ひとりが国際人としての自覚を高めるよう外国語講座などを開催し、国際交流についての理解を深める活動を行っています。

さらに、フィリピンのバギオ市やベルギーのデュルビュー市と姉妹都市提携を結び、行政だけでなく民間による交流、青少年の相互交流など様々な交流を行っています。

また、国内においては、友好都市である福島県金山町と災害時における応援協定を締結するなど、交流を深めています。

施策の課題

- ・市民が主体となった交流の実現が必要です。
- ・外国人が地域で安心して暮らせるまちづくりが必要です。
- ・英語教育に特化したまちづくりが必要です。
- ・姉妹都市・友好都市との交流が必要です。

主な取り組み

(1) 市民主導型の国際交流の推進

国際交流団体である「国際交流市民の会」や「日中友好協会羽生支部」の活動を支援し、国際化へ向けた市民の意識向上を図り、市民が主体となった国際交流を推進します。

【主な事業】

○国際交流団体への支援

(2) 多文化の共有

国際交流市民の会が、毎月第1・3日曜日中央公民館において開催する日本語講座など、相互理解の機会の提供を支援します。また、埼玉県ホームステイ事業に協力していただける家庭等を募集し、日本文化の紹介や他国文化の共有を図ります。

【主な事業】

○外国人向け日本語講座の開催 ○埼玉県ホームステイ事業への協力

(3) 英語力の向上

小中学校にALTを多数配置することにより、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上と英会話能力の向上を図ります。また、村君地区英語村推進事業を支援し、住民の英語力の向上を図ります。

【主な事業】

○小中学校外国語活動の充実 ○村君地区英語村推進事業

(4) 姉妹都市・友好都市との交流

姉妹都市フィリピン・バギオ市から青少年を招へいするとともに、市内中学生をバギオ市に派遣するなど、青少年の海外相互交流を進めます。また、姉妹都市ベルギー・デュルビューイ市との市民主体の交流に向けた準備を進めます。さらに友好都市である福島県金山町とは、文化・経済交流を推進するとともに、災害時の応援体制を強化します。

【主な事業】

○バギオ市との青少年交流事業 ○デュルビューイ市との交流事業 ○金山町との市民交流事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
日本語教室への参加者数 (人)		2 0 0 人	4 0 0 人	
姉妹都市への中学生の派遣 (人)		0 人	3 6 人	例年、隔年で12名程度の派遣を実施
友好都市との交流者数 (人)	市が関わるイベントや行事への交流者数	2 4 人	5 0 人	

市民の役割

- ・外国人の方と積極的に交流することが望まれます。
- ・文化や環境の違いを認識することが望まれます。

政策2 安全で安心なまちづくり

施策1 危機管理の充実

施策の目的

市民の生命、身体、財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対して、市が取り組む危機管理体制の基本的事項を定め、被害の発生を最小限にします。

施策の現状

本市では、過去に大きな災害が発生しておらず、住民、行政ともに危機管理意識が希薄な傾向がありました。しかし、東日本大震災における甚大な被害は、従来の危機管理の常識を遥かに超え、防災に対する意識を根底から覆し、災害発生時の危機管理の重要度および危機管理に対する関心が高まっています。

また、自然災害以外にも、新型インフルエンザの流行など人々に及ぼす危険要因は増加し、その被害は集団化・広域化してきており、危機管理への関心が高まっています。

本市では、平成22年度に危機管理指針を策定し、さまざまな危機に対応するための計画やマニュアルを整備し、危機の発生時迅速に対応できるよう備えています。

さらに、広域的災害、テロや犯罪による人的被害、大規模事故によるライフラインの切断、致死率や感染力の高い集団健康被害の発生など、これまで想定外としていた危機への対応を進める必要があり、国・県との連携による対応策の検討と危機管理体制の構築を進めています。

施策の課題

- ・市民の危機管理意識の醸成が必要です。
- ・市の危機管理体制の強化が必要です。
- ・国・県との連携が必要です。

主な取り組み

(1) 市民への情報の提供

大規模災害や想定外の危機へ対応するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ホームページ、メール配信サービスを整備し、市民に対し正確かつ迅速に情報を提供します。

【主な事業】

○情報伝達体制確立事業

(2) 市の危機管理体制の明確化

さまざまな災害などの危機に迅速に対応できるよう、災害に応じた危機管理体制を確立します。

また、災害発生時に、公共施設を利用している市民を速やかに避難誘導するための行動指針に基づき、迅速に対応できるよう訓練などを実施します。

【主な事業】

○職員初動マニュアル事業 ○危機管理個別マニュアル策定事業

(3) 関係機関との連携の強化

災害発生時の迅速な対応や広域にわたる災害の発生に備え、情報提供や訓練の実施などについて、国や県などの関係機関との連携を強化します。

【主な事業】

○総合防災訓練実施事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
避難所を知っている市民割合 (%)		7 4 . 5 %	1 0 0 . 0 %	市民意識調査
総合防災訓練の実施回数 (回)		0 回	1 回	

市民の役割

- ・危機管理の意識を持ち、災害発生等に備えることが望まれます。

関係計画

- ・地域防災計画 (平成 2 3 年度～)
- ・国民保護計画 (平成 2 3 年度～)
- ・危機管理指針 (平成 2 2 年度～)

施策2 防災対策の推進

施策の目的

防災用品の備蓄や内水害対策、建造物の耐震化など災害に対する備えを充実するとともに、自主防災組織の支援や地域別防災訓練などの実施による防災コミュニティづくりを推進し、災害発生時の被害を最小限に抑えます。

施策の現状

東日本大震災後における市民の防災意識の関心度は、飛躍的に高まっています。また、高齢化のさらなる進行による一人暮らしの高齢者が増加することなどが想定され、災害発生時への備えが求められています。

本市では、平成22年に地震ハザードマップを、平成23年には洪水ハザードマップを作成し、それぞれ市民に配布し、日頃から家庭でできる地震対策や内水害対策の啓発を行っています。

また、平成23年に見直した羽生市地域防災計画について、今後、東日本大震災を踏まえ再度見直すことを予定しています。

さらに、市民の防災意識の向上を図るため、今後の高齢化の進行を見据えた「自助」・「共助」に重点をおいた地域別防災訓練を市内一斉に実施しております。

また、小・中学校の校舎、屋内運動場は平成20年度に耐震化率100%を達成するなど、市の公共施設における耐震化については9割を超えておりますが、市庁舎をはじめとする一部の公共施設は未実施の状況です。

施策の課題

- ・東日本大震災を踏まえた防災体制の整備が必要です。
- ・地域での防災体制の整備が必要です。
- ・公共施設の耐震化が必要です。
- ・防災情報の迅速かつ的確な周知が必要です。
- ・中川河道改修の促進が必要です。

主な取り組み

(1) 地域防災計画の見直し

平成23年度に一部改訂を実施した現在の地域防災計画については、東日本大震災を踏まえ内容を見直します。

【主な事業】

○羽生市防災会議の開催 ○地域防災計画改訂事業

(2) 地域防災力の強化

地域の高齢化が進行する中、災害発生時の高齢者や要援護者の安全が確保できるよう、自主防災組織が中心となった避難誘導訓練など地域の実態に沿った訓練を実施します。また大規模な災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料の備蓄や防災倉庫の設置を進めます。

【主な事業】

○地域別防災訓練の実施 ○自主防災組織育成事業 ○防災倉庫設置事業

(3) 公共施設の耐震化の促進

市の公共施設は、災害時には避難所として活用されるとともに、地域の情報収集や災害活動の拠点となるため、耐震化がされていない市庁舎や公民館などの計画的な耐震化を実施します。

【主な事業】

○市庁舎耐震改修工事 ○公民館耐震改修工事

(4) 防災情報発信の充実

防災行政無線に加え、メール配信サービスや自動応答電話サービスなどを活用することにより、市民に防災に関する情報を迅速かつ的確に伝えます。また、防災行政ラジオなどの戸別受信機の設置を検討します。

【主な事業】

○防災行政無線管理運営事業 ○メール配信サービス事業 ○防災行政無線自動応答電話サービス事業

(5) 治水対策の推進

利根川の堤防強化対策及び中川の調整池・河道改修を促進し、治水・流出抑制機能の保全や強化を図ります。

また、集中豪雨等による内水害対策など総合的な治水対策を推進します。

【主な事業】

○利根川治水対策事業 ○中川調節池整備・河道改修事業 ○内水害対策事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
防災倉庫設置数（箇所）		0 箇所	9 箇所	
地域別防災訓練参加者数（人）		2,000人	3,000人	
公共施設耐震化率（%）	耐震化達成施設数／ 公共施設総数	90.9%	100.0%	

市民の役割

- ・自助・共助の意識を持ち、行動することが望まれます。
- ・訓練への参加や備蓄など平時の備えを充実することが望まれます。

関係計画

- ・地域防災計画（平成23年度～）
- ・建築物耐震改修促進計画（平成22年度～平成27年度）

政策2 安全で安心なまちづくり

施策3 消防・救急の充実

施策の目的

火災等に迅速に対応することにより、市民の生命、身体および財産を保護し、災害による被害を軽減します。

施策の現状

全国的に高齢化が進んでおり、本市における高齢化率は23%を超え、また、核家族化が進行したことにより、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。このような中で、火災から身を守るため、住宅用火災警報器の設置が、平成23年度に全国的に義務化されました。しかし、本市の設置率は50.8%で、全国平均の71.1%に及ばない状況です。

また、東日本大震災の発生により、消防団の重要性、必要性があらためて認識されました。今後は、火災等の発生時に地域の実情に応じた対応が円滑にできるよう、消防本部と消防団とのさらなる連携を図る必要があります。

平成22年（1月～12月）の人口1万人当たりの救急件数は、本市では448件であり、埼玉県平均の401件、全国平均の427件を大幅に上回っている状況です。

また、年々増加傾向にある救急出動件数に伴い、救急車の現場到着時間が遅延している状況にあります。

なお、平成22年から消防広域化が検討されましたが、市民サービスの低下や財政負担の増加が懸念されるため、本市は単独での消防体制を継続することとしました。

施策の課題

- ・市民の火災予防意識を高めることが必要です。
- ・消防体制をさらに充実することが必要です。
- ・救命体制を強化することが必要です。
- ・地域の消防力を強化することが必要です。
- ・救急車の適正利用を推進することが必要です。

主な取り組み

(1) 火災予防に関する意識啓発の推進

火災予防について、継続的・効果的に広報を行うとともに、住宅用火災警報器の設置については、各種講習会等において説明会を開催し、警報器の設置率の向上を目指します。また、それらの効果として、火災発生件数及び住宅火災における死傷者の減少を図ります。

【主な事業】

○火災予防の啓発 ○住宅用火災警報器の設置

(2) 消防体制の充実

消防職員の技能向上や、消防施設・車両・資機材などの計画的な整備を進めます。また、平成28年5月までに消防救急無線デジタル化の整備を進めます。

【主な事業】

○消防職員の技能向上 ○消防施設設備の整備 ○消防救急無線の整備

(3) 救急体制の充実

救急救命士を継続して養成するとともに、利根保健医療圏における地域医療ネットワークシステム「とねっと」を活用した救急体制の構築を進めます。また、市民への普通救命講習会の実施回数を増やすことにより、市全体での救急体制の強化へ向けた取り組みを行います。

【主な事業】

○救急救命士の養成 ○広域連携による救急体制の構築 ○普通救命講習会の開催

(4) 地域の消防力の向上

1分団につき20名を目標として消防団員の確保を図るとともに、団員の技能を向上させます。また、消防本部と消防団との連携を強化することにより、地域ぐるみで消防力を向上させます。

【主な事業】

○消防団員の確保 ○消防団員の技能向上 ○消防本部と消防団との連携

(5) 救急車の適正利用へ向けた啓発の推進

救急車の適正利用を推進するため、明らかに軽症の傷病者には救急車以外の方法で医療機関を受診するように啓発することにより、出動件数を減少させ、真に救急車を必要とする時に迅速に対応できるようにします。

【主な事業】

○救急車の適正利用

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
住宅用火災警報器の設置率 (%)	設置世帯数/全世帯数	50.8%	80.0%	
普通救命講習会受講者数 (人)		425人	500人	
救急車の平均到着時間 (分)		7分46秒	7分00秒	

市民の役割

- ・各家庭に住宅用火災警報器を設置することが望まれます。
- ・普通救命講習会（AED操作を含む）に積極的に参加することが望まれます。
- ・救急車の適正利用が望まれます。

政策2 安全で安心なまちづくり

施策4 防犯対策の推進

施策の目的

市民、事業者、警察、学校及び関係団体等の連携の強化や防犯施設の計画的な整備を図り、市民を犯罪から守ります。

また、保護司会活動を支援し、再犯防止に努めるとともに、犯罪被害者の人権を保護します。

施策の現状

犯罪は、私たちの生活の身近な所で発生し、振り込め詐欺やインターネットの取引のような新たな手口の犯罪が次々に発生するなど、その内容は、年々複雑・多様化しており、深刻かつ重要な社会問題となっています。

本市での犯罪発生件数は、減少傾向にありますが、犯罪の内容は多様化、高度化、低年齢化が進んでおり、新たな対策が必要となっています。また、ストーカーやつきまといなども発生しています。

このため、市では市内37団体で組織する「羽生市防犯のまちづくり推進協議会」を設置し、年4回の協議会の開催や街頭活動をはじめとする啓発活動を行っています。

また、夜間の安全性を高めるため、防犯灯の設置を進めています。

施策の課題

- ・新たな犯罪に対する知識の向上が必要です。
- ・防犯灯未設置箇所への早期対応が必要です。
- ・防犯パトロールの強化や街頭キャンペーンなどの啓発運動が必要です。
- ・市・警察・市民との連携強化が必要です。

主な取り組み

(1) 犯罪情報の提供

各公民館で行われる「高齢者大学」などで最新の犯罪を紹介する講座などを開催するとともに、啓発チラシなどの街頭配布活動を行うことにより犯罪に関する情報を提供します。

【主な事業】

○高齢者大学防犯啓発事業 ○防犯のまちづくり推進協議会開催事業

(2) 防犯施設の整備

地域の実態にあった防犯灯の設置を計画的に進めるとともに、今後はLED照明の設置を促進します。また、羽生駅周辺に設置している防犯カメラを適正に管理します。

【主な事業】

○防犯灯整備促進事業 ○防犯カメラ管理運営事業

(3) 犯罪抑制のための啓発運動

春・夏・秋・そして年末の防犯街頭キャンペーンなどを展開するとともに、年金振込日には、金融機関等において警察官が立ち合いを行うなど、市民への啓発活動を実施します。

【主な事業】

○各季防犯運動実施事業 ○藍のまち防犯パトロール

(4) 防犯関係団体との連携

警察などの関係機関と連携し、最新の犯罪情報を共有するとともに、警察OBの臨時雇用や、青色回転灯を設置したパトロールカーでの防犯パトロールを実施します。

また、地域安全推進連絡協議会などの防犯関係団体と連携して、再発防止や被害者の人権保護に努めます。

【主な事業】

○防犯関係団体連絡事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
犯罪発生件数 (件)		5 6 1 件	4 3 7 件	
防犯灯の設置数 (基)		4,643 基	5,087 基	
防犯パトロール回数 (回)		5 5 3 回	5 5 3 回	

市民の役割

- ・個人や地域での防犯対策の実施が望まれます。
- ・防犯灯の設置箇所や故障などの情報の提供が望まれます。

政策2 安全で安心なまちづくり

施策5 交通安全対策の推進

施策の目的

市内全域での交通安全施設の整備を進めるとともに、関係機関と連携した啓発活動に努め、市民の交通の安全を確保します。

施策の現状

本市では、重大事故の発生件数は減少していますが、軽微な事故の発生件数は年々増加しています。また、交通事故の被害者に占める高齢者の割合が増加しています。

このため、羽生警察署を中心とした26団体で構成する「羽生市交通安全対策協議会」の取り組みとして、春・夏・秋そして年末の交通安全運動など年間を通じた活動を実施しています。

また、交通安全母の会と連携した取り組みとして、夏のドライバーおしぼり作戦や高齢者啓発活動、小学生の自転車運転講習会の開催や、会報誌「シグナル」の発行など年間を通じた活動を実施しています。

さらに、本市の教育部局と警察とが連携した取り組みとして、朝の通学時間に合わせ、自転車で通学する生徒への交通指導を各中学校で実施しています。

また、高齢者の方には、高齢者大学などにおいて、羽生警察署による実際の事故事例を交えた講話などを行ない、交通安全意識の啓発を実施しています。

施策の課題

- ・低年齢層からの交通安全の意識付けが必要です。
- ・高齢者へのより一層の啓発が必要です。
- ・交通安全環境の整備促進が必要です。

主な取り組み

(1) 学校教育における交通安全意識の徹底

小学校低学年から、市・交通安全母の会・警察とが連携し、学校の校庭を使った交通安全教室などの取り組みを行います。

【主な事業】

○小学校の交通安全教室 ○小学生自転車大会参加事業

(2) 交通弱者への交通安全意識の啓発

交通安全対策協議会を中心とした春・夏・秋・年末の交通安全運動において、交通弱者である高齢者などへの参加を広く呼びかけ、講習会の開催などの自転車や歩行中の交通事故防止を啓発する取り組みを行います。

【主な事業】

○各季交通安全運動実施 ○高齢者交通安全教育事業

(3) 交通安全環境の整備

カーブミラーや警戒標識、ガードレール、グリーンベルトなど市が設置する交通安全施設について、地域の状況を踏まえ、計画的に整備します。また、駅周辺の放置自転車を撤去し、歩行者の安全を確保します。

【主な事業】

○交通安全施設整備事業 ○放置自転車撤去事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
交通安全運動への市民参加者数 (人)		1,100人	1,300人	
グリーンベルトの総延長 (m)		1,176m	1,400m	
羽生駅・南羽生駅周辺の放置自転車 撤去台数 (台)		130台	100台	

市民の役割

- ・交通安全への意識を高めることが望まれます。

施策6 消費者行政の推進

施策の目的

消費生活相談室を活用した情報提供や消費者教育を充実するとともに、関係機関との連携を強化し消費者被害の防止に努め、消費生活の安全を確保し消費者の利益を増進します。

施策の現状

平成22年4月に消費生活センターの機能を有した消費生活相談室を庁舎内に開設したことにあわせ、相談日を週4日とし、相談室利用の拡大に努めるなど、消費者問題の苦情や相談業務の充実を図っています。

また、消費者トラブルについては、専門の消費生活相談員を配置することにより、あっせん解決を強化し、苦情解決100%を目指しています。

しかし、悪質商法や振り込め詐欺、商品事故、多重債務など、さまざまな消費者問題が発生する中、近年、消費者行動の多様化、インターネットや携帯電話等の情報技術の普及などに伴い、消費者を取り巻く環境は複雑かつ高度化し、新種の消費者被害が次々と発生しています。

市民が安全で安心な消費生活を送れるよう、早期の情報収集、情報提供や、関係機関との連携を図りながら、被害拡大を防ぐ体制づくりの強化と消費者への啓発や支援に努めることが必要となっています。

施策の課題

- ・消費者意識の向上が必要です。
- ・消費者被害の防止が必要です。

主な取り組み

(1) 消費者意識の啓発の徹底

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、高齢者を対象とした講座を計画的に開催し、消費者教育を推進します。また、市のホームページや広報、パンフレット等を活用した情報提供に努めます。

さらに、携帯電話やインターネットを介した若年層の被害も広がっているため、学校と連携した取り組みを実施します。

【主な事業】

○消費生活講座事業 ○消費者への啓発・情報提供事業

(2) 消費生活相談に関する体制の充実

消費者と事業者との情報の質・量、交渉力の格差から生じる苦情等を専門的知見に基づき迅速に処理し、相談者の利益を擁護・増進します。また、相談員が研修会等に参加し、自ら研鑽に努め、指導力の向上を図ります。さらに、関係機関との連携を強化し、消費者被害の防止に努めます。

【主な事業】

○消費生活相談事業 ○消費生活相談連携事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
消費相談件数（件）	消費生活相談の延べ件数	133件	150件	
消費生活セミナーへの参加者数（人）		107人	200人	

市民の役割

- ・トラブルに巻き込まれないよう、正しい消費者知識の習得に努めることが望まれます。
- ・困ったことが発生した場合、相談できる場所をあらかじめ知っておくことが望まれます。

政策3 健康で希望に満ちたまちづくり

施策1 地域福祉の推進

施策の目的

地域福祉計画に掲げた「生きいきと 笑顔でつながる 地域の輪」の理念を達成することにより、地域における助け合い、支え合いを豊かにし、誰もが安心して暮らしやすい羽生市にします。

施策の現状

少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加など家族形態や社会構造の変化により、支援が必要な方の増加や福祉ニーズの多様化が進み、従来の行政からの公的サービスだけでは対応できない状況になっています。

このような中、地域を担う人や地域活動を率先して行うリーダーが少ない状況にあり、地域における福祉活動の意義や重要性を十分に理解している状況とはいえません。

さらに、近所付き合いが希薄になっていることや、地域全体の交流機会が減少していることから、地域活動やボランティア活動の参加者も少ない状況です。

施策の課題

- ・気軽に近所づきあいができる環境づくりや地域交流の活性化が必要です。
- ・地域における福祉活動に対する理解や担い手育成が必要です。
- ・将来の健康に対する不安や高まる防災意識への対応が必要です。
- ・サービスや相談体制の充実が必要です。

主な取り組み

(1) 意識啓発と担い手づくり

地域福祉を進めるには、地域に住む市民の方々の協力は必要不可欠なため、地域における福祉活動の意義や重要性の周知、適切な情報提供等、意識啓発を行います。また、地域を担う人づくりや、地域活動を率先して行うリーダーの育成を進めます。

【主な事業】

○地域福祉の意識向上 ○情報提供の充実 ○人材育成の推進

(2) 助け合い・支え合いの仕組みづくり

助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進するため、近所同士で気軽に付き合える環境をつくるとともに、地域交流の拠点となる場所や機会の確保に努めます。また、多くの市民が地域活動やボランティアに取り組める体制をつくります。

【主な事業】

○近所付き合いの促進 ○交流の場・機会の提供 ○地域活動・ボランティアの促進

(3) 安全・安心に暮らせる環境づくり

住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくため、保健・医療の体制を整備し、生きがいを持って健康な日常生活が送れるようにします。また、災害などの緊急時に的確に対応できる体制をつくります。

【主な事業】

○生きがいつくり・健康づくりの充実 ○防犯・防災体制の充実 ○生活環境の整備

(4) 保健福祉サービスを適切に受けられる体制づくり

家族や地域の力で解決できないことは公的な保健福祉サービスを利用することも必要となるため、気軽に相談できる体制を整えるとともに、保健福祉サービスの質・量の一層の充実を図ります。

また、支援を必要とする人が保健福祉サービスを適切に受けられるよう、提供体制をさらに充実します。

【主な事業】

○相談体制の充実 ○福祉サービスの充実 ○誰もが適切なサービスを受けられる体制の充実

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
自治会への加入率 (%)	自治会加入世帯数／ 総世帯数	7 8 . 3 %	8 0 . 0 %	
ボランティア登録団体数 (団体)	社会福祉協議会への 登録団体数	3 1 団体	3 7 団体	

市民の役割

- ・地域福祉に対する理解を深め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが望まれます。
- ・あいさつや声かけを率先して行うことが望まれます。
- ・自治会に加入したり、地域の行事に積極的に参加することが望まれます。

関係計画

- ・地域福祉計画 (平成 2 4 年度～平成 2 8 年度)
- ・第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 (平成 2 4 年度～平成 2 6 年度)
- ・障がい者計画 (平成 2 1 年度～平成 3 0 年度)
- ・障がい福祉計画 (第 3 期) (平成 2 4 年度～平成 2 6 年度)
- ・次世代育成支援行動計画 (第 2 次) (平成 2 2 年度～平成 2 6 年度)
- ・地域福祉活動計画 (平成 2 4 年度～平成 2 8 年度)

政策3 健康で希望に満ちたまちづくり

施策2 健康づくりの推進

施策の目的

健康づくり計画に掲げた「生涯を 笑顔で 楽しく 健康に！」の実現のため、全ての市民が、健康に関心を持ち、疾病の予防や早期治療を行うことにより、健康で暮らし続けることができますようにします。

施策の現状

本市では、市民自ら健康の維持増進に努めていただくため、各種保健サービスや健康講座等を毎年実施しています。また、疾病予防対策や感染症予防については、定期予防接種や一部の任意の予防接種への公費助成を行い、その対策に努めています。さらに、疾病の早期発見・早期治療のため、各種がん検診や国民健康保険や後期高齢者医療の保険者による健康診査を実施しています。

しかしながら、高齢化の進行や生活習慣病に起因する疾病が増加するなど、医療費も増加傾向にあります。

そのため、治療にいたる前の健康対策として、健康運動や食生活改善、特定保健指導などに力を入れていく必要があります。

さらに、本市では「健康づくり」と「食育」の2つを重点とした市民の健康増進への支援を行っています。

施策の課題

- ・市民の健康意識の醸成が必要です。
- ・疾病予防対策や保健サービスの推進が必要です。
- ・疾病の早期発見・早期治療が必要です。
- ・正しい生活習慣と食生活の実践が必要です。

主な取り組み

(1) 健康づくり運動の推進

自らの健康は自らが維持していけるよう、市民の健康意識の醸成を図ります。特に、生活習慣病等の予防講座を開催するなど健康づくりを推進するとともに、食育を推進します。

また、市民が健康づくりについて自由に語り合う場を創出するなど、協働による市民が参加しやすい健康づくりを推進します。

【主な事業】

○健康講座 ○生活習慣病予防講座 ○食育の推進

(2) 感染症予防の推進

定期予防接種や任意予防接種を実施・促進することにより、伝染病予防を推進します。また、任意予防接種の公費負担については、その効果と必要性を常に検討します。

さらに、ペット等から感染する動物由来感染症についても、注意喚起をしていきます。

【主な事業】

○定期予防接種及び任意予防接種事業 ○動物由来感染症の予防事業

(3) 各種検診事業の実施

国民健康保険被保険者が対象の特定健康診査、後期高齢者医療被保険者が対象の健康診査、各種がん検診を継続して実施することにより、疾病の早期発見、早期治療を促進します。

また、特定健康診査等やがん検診については、より多くの方が受診できるように受診機会の拡大を検討します。

さらに、特定保健指導については、指導参加率の向上のため指導内容を充実します。

【主な事業】

○特定健康診査 ○健康診査 ○各種がん検診

(4) 生活習慣の改善と正しい食生活の普及促進

生活習慣病を予防するため、栄養・運動・休養の三要素の正しい理解や実践を促進します。

また、食生活改善推進員との協働により、食育の推進と健康につながるレシピを市民に広く周知していきます。

【主な事業】

○減塩食事や高齢者向けの料理教室 ○運動体操や運動習慣の普及事業 ○食育の推進

(5) 保健サービスの実施

市民が健康で暮らせるよう、母子・成人・障がい者等に対し、各種保健サービスを実施します。

【主な事業】

○乳幼児健診事業 ○歯科健診事業 ○心の相談事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
健康づくり事業・教室への参加人数 (人)	健康づくりの意識啓発を示すものとして参加人数	11,367人	11,900人	
特定健康診査受診率 (%)	受診者数/国保加入者のうち特定健康診査の対象者数	32.8%	60.0%	
特定保健指導実施率 (%)	参加者数/特定保健指導の対象者数	23.9%	60.0%	

市民の役割

- ・世代 (幼少年期・青年期・壮年期・高齢期) にあった生活習慣を身につけることが望めます。
- ・1日30分、自分にあった運動習慣を身につけることが望めます。
- ・食の大切さ、食の必要性を学び、健全な食習慣を身につけることが望めます。

関係計画

- ・健康づくり計画 (平成24年度～平成28年度)
- ・特定健康診査等実施計画 (平成25年度～平成29年度)
- ・次世代育成支援行動計画 (第2次) (平成22年度～平成26年度)

政策3 健康で希望に満ちたまちづくり

施策3 地域医療の充実

施策の目的

市民が身近で医療を受けられるよう、本市が属する利根保健医療圏内の病院と診療所の連携を図るとともに、二次救急医療までを市内に対応できるような環境づくりを行います。

施策の現状

医療技術の進歩はめざましく、市民の医療への要望も多様化かつ高度化する一方、本市では、小児医療や産科医療の供給は十分といえない状況にあります。

市内唯一の総合病院である羽生総合病院の老朽化にともなう新築または移転問題については、平成22年9月に羽生総合病院新病院建設支援基金を設置するなど、病院の市内存続を支援しています。

また、二次救急については、東部北二次救急医療圏（羽生市・加須市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）の二次救急病院により対応しています。しかし、市民にとって、自宅から可能な限り近い場所に二次救急に対応できる病院を確保することは重要なことです。特に、小児の二次救急病院については、久喜市内の2病院のみとなっています。そこで、市民が安心して治療を受けられるよう、利根保健医療圏（羽生市・行田市・加須市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）における医療連携ネットワークシステム「とねっと」を活用し、病院と診療所の連携により医療資源の効率的運用を図る取り組みを行っています。

こうしたことから、かかりつけ医（ホームドクターと高度医療病院との連携）を持つことが必要であり、その普及に関する取り組みを進めています。

施策の課題

- ・かかりつけ医の普及が必要です。
- ・休日や緊急時に身近で受診することができる医療体制を確保する必要があります。
- ・羽生総合病院の存続支援が必要です。

主な取り組み

(1) かかりつけ医の普及啓発

かかりつけ医の必要性に関する意識啓発を行うとともに、利根保健医療圏における病院と診療所の医療情報の連携を図ります。

【主な事業】

○かかりつけ医意識普及啓発事業 ○利根保健医療圏における医療連携ネットワークシステム「とねっと」の普及啓発

(2) 当番医制度の継続実施

休日や緊急時に身近で受診することができる医療体制を確保するため、休日当番医制度や小児医療を含む東部北地区二次救急病院群輪番制度を継続して実施します。また、発熱、下痢、嘔吐などの子どもの急病の時に、家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じる小児緊急電話相談（#8000）の活用を広めます。さらに、休日当番医のメール配信サービスも継続して実施します。

【主な事業】

○休日当番医事業 ○東部北地区二次救急病院群輪番事業 ○小児緊急電話相談

(3) 羽生総合病院の存続支援

羽生総合病院の市内存続に向けて、可能な限りの支援を継続します。

【主な事業】

○羽生総合病院存続支援

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
かかりつけ医を持つ市民の割合 (%)		6 5 %	8 0 %	市民アンケート調査
市内医療機関への救急搬送率 (%)	市内医療機関搬送者数 / 全救急搬送者数	7 5 %	8 0 %	

市民の役割

- ・市民一人ひとりが、かかりつけ医を持つことが望めます。
- ・市民一人ひとりが、適正に受診することが望めます。

政策3 健康で希望に満ちたまちづくり

施策4 子育て支援の推進

施策の目的

社会経済情勢の変化による子育てニーズの多様化に対応するさまざまな支援を展開することにより、「育つ楽しみ」「育てる喜び」を実感できるまちにします。

施策の現状

本市は、平成13年の「はにゅうエンゼルプラン-羽生市子育て支援総合計画-」を初め、平成14年3月には「新羽生市母子計画」を、平成15年7月には「羽生市次世代育成行動計画」を、そして平成22年3月には「羽生市次世代育成行動計画（第2次）」を策定し、子育て家庭等への支援を行ってきました。

具体的には、子どもの人権を守る取り組みとして、家庭児童相談室を開設して児童や保護者からの相談に対応しています。また、要保護児童対策地域協議会では、虐待児童の情報の共有化や継続的な見守りを行っています。

子育て家庭への支援として、市内4カ所にある地域子育て支援センターを通して子育ての相談、親子交流、子育てに関する情報提供を行い、また、ファミリーサポートセンターにおいては、登録会員が子育て家庭への支援を行っています。

また、保育サービスとして、通常保育に加え、延長保育・土曜保育・一時保育など保護者のニーズに合わせた保育を実施するとともに、放課後児童健全育成事業として、公立6カ所、民間4カ所、合計10カ所に設置され児童の育成に努めています。

さらに、経済的な支援として、子ども医療費助成の段階的な拡充、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、児童手当などの支給事業や、母子・父子家庭の自立を支援する取り組みを推進しています。

施策の課題

- ・保育サービスの向上が必要です。
- ・要保護児童の支援体制の強化が必要です。
- ・子育てに関する不安や悩みの解消が必要です。
- ・子育て家庭への経済的負担の軽減が必要です。

主な取り組み

(1) 保育サービスの向上

子育て家庭の状況やニーズに応じた保育サービスの維持及び充実を図ります。具体的には、障がい児保育を充実させるとともに、病児・病後児保育の充実を検討します。また、親への支援を推進します。

【主な事業】

○障がい児保育 ○病児・病後児保育 ○一時保育 ○延長保育 ○親支援推進事業

(2) 要保護児童支援体制の充実

子どもへの虐待を未然に防ぐため、保健・医療機関や、保育所、幼稚園、小学校等と連携して早期発見に努め、地域全体での見守り体制の強化を図ります。

【主な事業】

○家庭児童相談室 ○要保護児童対策地域協議会 ○赤ちゃん訪問事業

(3) 地域子育て支援体制の充実

子育てに関する悩みや不安を抱える家庭に対し、支援の拠点施設となる「地域子育て支援センター」や「子育てサロン」を充実することにより、不安解消を図ります。また、育児の援助を受けたい人と行いたい人を会員とするファミリーサポートセンター事業を推進することにより、子育て家庭への支援を行います。さらに、児童館の設置について検討を行います。

【主な事業】

○地域子育て支援センター事業 ○ファミリーサポートセンター事業 ○子育てサロン事業

(4) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種助成事業や給付事業を実施します。また、母子家庭の自立促進を図るための支援を行います。

【主な事業】

○子ども医療費助成 ○児童手当 ○ひとり親家庭医療費助成 ○児童扶養手当

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
保育所待機児童数 (人)		0 人	0 人	
病児・病後児保育の実施施設数 (施設)		2 施設	3 施設	

市民の役割

- ・地域全体で子どもを育てるという意識を持つことが望まれます。
- ・児童虐待が疑われるケースに遭遇した際には、すぐに関係窓口に通報することが望まれます。

関係計画

- ・次世代育成支援行動計画 (第2次) (平成22年度～平成26年度)

施策5 障がい者支援の推進

施策の目的

障がいのあるなしに関わらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営めるような仕組みづくりを進めることにより、障がい者計画に掲げた「一人ひとりが自分らしく、安心して暮らすまち」を実現します。

施策の現状

本市では、身体障害者手帳所持者は近年増加傾向にあり、障がい者の手帳所持状況をみると、平成23年3月末現在、身体障害者手帳所持者が1,807人、療育手帳所持者が355人、精神障害者保健福祉手帳所持者が221人となっており、身体障がい者の割合が全体の7割強を占めています。

障がい福祉計画を策定するにあたり実施したアンケートによると、障がい者への差別や偏見があると感じている人の割合が高く、障がいへの理解は十分ではありませんでした。

また、相談したいことを我慢すると回答している人が約6割おり、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。

さらに、障がい者が自立した生活を送るためには、就労支援を行うことは重要であり、職業紹介・就労相談窓口の充実、事業主に対する理解の促進や、専門的な相談支援員の配置を求める要望があります。

施策の課題

- ・障がい者への理解促進が必要です。
- ・相談支援体制の充実が必要です。
- ・雇用や就労の促進が必要です。
- ・障がい者の社会参加の支援が必要です。

主な取り組み

(1) 障がい者への理解の促進

さまざまな障がいがあるなかで、障がい者とともに暮らすことへの理解を深めるために、正しい認識と理解を得ることにより、地域の中で安心した暮らしができるように支援します。

【主な事業】

○福祉教育・啓発・広報活動の推進

(2) 総合的な相談体制の充実と福祉サービスの推進

障がいを持つ人が地域の中で生活するために、多様なニーズに対する相談支援体制の充実を図ります。また、保健・医療・福祉等との連携を図りながら、福祉サービスの質、量の確保を図ります。さらに、障がいを持つ人が地域とのつながりをつくるための支援を行います。

【主な事業】

○障がい者生活支援センター業務の委託と活用 ○障がい福祉サービスの提供

(3) 就労に向けた支援の強化

障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、就労移行支援事業等を推進することにより、障がい者の一般就労への移行を進めます。具体的には、障害者自立支援協議会に就労支援の部会を設置し、一般就労への促進を図ります。

【主な事業】

○障がい者就労支援センター業務委託 ○就労継続支援・就労移行支援・自立訓練

(4) 社会参加の促進

障がいのある人たちが地域社会の一員として、積極的に社会参加できるよう、ボランティアの育成等これまでの事業を継続的に実施することにより、社会参加しやすくなるような環境づくりに努めます。

【主な事業】

○移動支援 ○コミュニケーション支援 ○手話講習会

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
相談件数 (件)	障がい者生活支援センターでの相談件数	1, 2 2 3 件	1, 4 0 0 件	
福祉施設から一般就労に移行した人数 (人)	就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した人数	0 人	5 人	

市民の役割

- ・障がい者に対する理解を深めることが望まれます。
- ・障がい者の社会参加の支援が望まれます。

関係計画

- ・障がい者計画 (平成 2 1 年度～平成 3 0 年度)
- ・障がい福祉計画 (第 3 期) (平成 2 4 年度～平成 2 6 年度)

政策3 健康で希望に満ちたまちづくり

施策6 高齢者支援の推進

施策の目的

「共に生き、共に支え合うやさしいまち羽生」を実現するため、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生活が続けられるよう、社会環境づくりを進めていきます。

施策の現状

本市の高齢化率は、23.04%（平成24年5月1日現在）となり、この割合は今後も上昇し、高齢者人口はますます増加することが予想されます。

また、高齢者の人権問題や虐待については、家族や肉親が関係していることが多くあり、表に現れづらい状況です。

介護保険制度も制度発足以来12年が経過し、高齢福祉の重要な役割を果たしてきました。介護が必要となっても、地域で安心して暮らせるように、適正な介護保険事業を展開しています。

さらに、高齢者がいつまでも元気で人権を尊重されながら住み慣れた地域で安らかに暮らすことが出来るよう、高齢者の生きがいづくりの支援や介護予防事業の推進などを積極的に進めています。

施策の課題

- ・住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるための基盤づくりが必要です。
- ・権利擁護・虐待を防止する対策が必要です。
- ・生きがいを持って生活していく支援が必要です。
- ・健康維持・介護予防の推進が必要です。

主な取り組み

(1) 地域生活を支えるサービス及び基盤等の整備

高齢者が住み慣れた場所で安全で安心な生活が出来るよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの相談・支援機能を充実するとともに、ニーズに対応できるように在宅支援サービスの充実を図ります。また、全国的に問題となっている一人暮らし高齢者の孤独死などを防ぐため、見守り事業を充実します。

【主な事業】

○総合相談事業 ○配食サービス事業 ○高齢者見守り訪問事業 ○見守りキット事業

(2) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、消費者被害防止施策の推進に努めます。また、高齢者虐待の発生予防、早期発見、迅速な対応を図るため、多様な見守り活動、生活相談、ネットワーク会議の充実を図ります。

【主な事業】

○高齢者虐待防止対策事業 ○高齢者成年後見制度利用支援事業 ○消費者被害防止事業

(3) 高齢者の生きがいづくりの支援

高齢者が、地域で生きがいを持って生活できるよう、高齢者大学や地域の特色を生かした老人クラブ活動への支援及び加入促進に努めるとともに、シルバー人材センターでの就労を促進します。

また、高齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かし、地域活動に積極的に参加できるよう、ボランティア養成講座を実施して、各種予防事業のサポーターとして活躍の場を提供します。

【主な事業】

○高齢者大学事業 ○老人クラブ支援事業 ○シルバー人材センター就労促進事業 ○ボランティア養成講座

(4) 生活機能や健康の維持

高齢者がいつまでも健康を維持し、住み慣れた地域で生活ができ、要支援・要介護状態にならないよう、いきいきサロンや脳トレーニング教室等の介護予防事業を推進します。また、要介護等状態になる可能性の高い方に対しては、元気アップ教室（運動器機能向上教室）参加への働きかけを行い、継続参加率を向上させることにより、高齢者の生活機能維持を図ります。

【主な事業】

○いきいきサロン事業 ○脳トレーニング教室 ○元気アップ教室（運動器機能向上教室）

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
要介護（支援）の新規認定率（%）	要介護（支援）の新規認定者／2次予防対象者	14.22%	14.00%	
老人クラブ加入率（%）	加入者数／65歳以上人口	39.88%	40.00%	
シルバー人材センター会員数（人）		340人	400人	

市民の役割

- ・健康づくり事業や介護予防事業に参加することが望まれます。
- ・長年培ってきた知識や経験を活かし、地域活動に積極的に参加することが望まれます。
- ・高齢者を地域全体で見守ることが望まれます。

関係計画

- ・第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）

政策 3 健康で希望に満ちたまちづくり

施策 7 社会保障の充実

施策の目的

市民のだれもが安心して暮らせるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険制度や国民年金制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者に対しては、生活保護制度による生活の保障を実施します。

施策の現状

本市では、医療保険制度や年金制度などの社会保障制度について、適正な運用に努めています。

また、生活保護受給者のうち就労可能な者に対しては、生活困窮からの自立を促すため、就労支援対策を実施しています。

しかしながら、景気低迷による低所得者や生活困窮者が増加傾向にあることや、さらなる高齢化の進行が予想されることから、今後も社会保障制度にかかる経費はますます増加すると予想されます。

施策の課題

- ・各種保険制度の安定した制度運営が必要です。
- ・国民年金制度の周知促進が必要です。
- ・生活困窮からの自立促進が必要です。

主な取り組み

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療や介護保険の適正運用

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の適正な運用により、被保険者に対し適正な保険給付と保健事業を実施するとともに、その財源確保に努めます。また、制度の周知と理解の促進に努めます。

【主な事業】

国民健康保険事業 後期高齢者保健事業 介護保険事業

(2) 国民年金制度の周知・相談

国民年金制度に関する市民の理解と認識を深めるため、年金加入者自らの年金情報の提供や制度の周知を行うとともに、相談者からの相談に対しては、適切に対応します。

【主な事業】

国民年金制度の周知 国民年金相談

(3) 生活困窮者の適正な支援

生活に困窮する市民に対し適切な相談を行うとともに、その困窮度に応じた必要な支援を行うことにより、最低限の生活を保障します。また、生活保護受給者のうち就労可能な者に対しては、関係機関との連携を強化し就労による自立に向けた支援を実施します。

【主な事業】

生活相談事業 就労支援事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
国民健康保険税の現年度収納率 (%)		89.0%	89.5%	
国民年金保険料の収納率 (%)		61.7%	62.1%	
生活保護者の自立更生世帯 (世帯)	就業による自立更生世帯数 (累計)	30世帯 (H19~23 年)	40世帯 (H25~29 年)	

市民の役割

- ・保険税を納期限内に収めることが望めます。
- ・年金制度を正しく理解することが望めます。
- ・就労による自立に向け努力することが望めます。

政策 4 次代を担う個性豊かなまちづくり

施策 1 幼児・家庭教育の充実

施策の目的

家庭や関係機関、地域社会が一体となり、幼児教育・家庭教育の充実を推進し、子どもの教育に子どもと保護者が不安なく取り組めるような環境を整えることにより、幼児が健やかに発育できるようにします。

施策の現状

少子化や核家族化、情報化の進展に伴い、子どもを取り巻く環境は著しく変化するとともに、地域社会や家庭の教育力の低下が指摘されています。また、家庭教育は、本来、保護者がその責任を有するものですが、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、この時期の教育の充実について、良好な環境の整備や必要な支援が特に求められています。

このため、幼児教育や家庭教育の充実を図るための支援として、本市では、親としての知識を身につけるための「親の学習」講座や「家庭教育学級」、親子で参加できる親子料理教室等を公民館や学校を会場として開催しています。

しかし、参加者が減少している講座もあるため、講座内容の充実を検討していく必要があります。

また、子どもが本と親しみ、生きる力と創造力、豊かな心を培うため、子どもが本に出会う機会を提供するための「ブックスタート」事業を行っているほか、平成23年度に子ども読書活動推進計画を策定しました。

さらに、発達障がいのある子を持つ親や育児不安を抱える親を対象とした「親子教室」など、子育てに関する各種講座を実施しています。

施策の課題

- ・子育て世代を対象とした学習機会の確保を図るとともに、支援の在り方についての検討が必要です。
- ・読書などによる親子で触れ合える時間の創出が必要です。

主な取り組み

(1) 子育て世代対象講座の拡充

学校やPTA、地域が連携して、親子で一緒に楽しみながら参加できる講座を開催するとともに、各種ボランティアと協力して、講座の内容を充実します。

また、子どもを対象とした子どもお話し会などの事業を実施することにより、子どもたちの成長を促し、保護者の成長にも繋げていきます。

さらに、これらの講座を通して出会った保護者同士が子育てサークルを作るなど、子育て世代が互いに協力しながら子育てができる環境づくりを支援します。

【主な事業】

○家庭教育学級 ○子どもお話し会

(2) 親子で触れ合う時間の創出

親子が触れ合える場を創出するため、図書館でのお話し会の内容をより充実させるとともに、新たなボランティアの育成にも取り組んでいきます。

また、10ヶ月児健診の時に絵本等を贈るブックスタート事業を推進することにより、子どもの健やかな成長と家庭内で親子が本に親しむ環境づくりを行います。

さらに、公民館図書室の充実や幼稚園・保育所への図書の提供などを実施していきます。

【主な事業】

○お話し会等の開催 ○ブックスタート事業 ○公民館図書室運営事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
家庭教育学級等への参加延べ人数（人）	家庭教育学級や親の学習講座等、市・教育委員会が主催する講座への参加者数	6 7 3 人	9 0 1 人	
図書館お話し会等への参加者数（人）	小さなお話し会・春の子どもフェスティバル等への参加者数	1, 0 0 0 人	1, 2 5 0 人	

市民の役割

- ・「親の学習」講座や「家庭教育学級」に積極的に参加することが望まれます。

関係計画

- ・子ども読書活動推進計画（平成23年度～平成27年度）

政策 4 次代を担う個性豊かなまちづくり

施策 2 義務教育の充実

施策の目的

学校・家庭・地域の三者協働による学校づくりの実施などにより、児童生徒が変化の激しいこれからの社会を、心豊かにたくましく生きていくための「生きる力」（学力・豊かな心・体力）を身に付けられるようにします。

施策の現状

本市では、「教育は市民サービスの最先端」を基本理念に、「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進してきました。具体的な取り組みとしては、市内全小中学校で「学びあい・認めあい・高めあい実践活動事業」を通して、基礎・基本の定着と指導方法の工夫改善に取り組み、平成24年度には、学習支援員17名、児童生徒介助員23名を配置し、教員と連携して個に応じた支援を充実させています。

その結果、県が実施している学力・規律ある態度・体力からなる「教育に関する3つの達成目標」において、年々達成率が向上しています。

また、学校教育を支える体制の強化として、教員の資質能力向上のため、研修会の実施や、各校が提案する独自の取り組みへの支援を実施しています。

さらに、地域の力を結集する学校応援団を市内全小中学校で設置するなど、教育環境整備の充実に取り組んでいます。

施策の課題

- ・児童生徒の「生きる力」をはぐくむ教育の実現が必要です。
- ・教員の資質能力の向上が必要です。
- ・教育環境を整備することが必要です。
- ・学校教育における食育の推進が必要です。
- ・学校・家庭・地域の協働による学校づくりが必要です。

主な取り組み

(1) 学校教育の充実による「生きる力」の育成

「学びあい・認めあい・高めあい」実践活動事業を推進することにより、教育に関する3つの達成目標の具現化に向け、学力・体力の向上、規律ある態度の育成を図ります。また、アドバンス・スクール事業として、各学校から教育活動の研究・開発に係る企画提案を募集し、優れた提案についての取り組みを支援します。さらに、学校教育を常に改善できるよう、保護者や地域の人による学校評価を充実します。

【主な事業】

○アドバンス・スクール（羽生市最先端教育推進事業） ○学校評価事業

(2) 教員の資質能力向上

子ども達の教育を充実させるため、指導方法などの研究を各学校に委嘱し、教職員の資質向上を図るとともに、経験豊富な指導者による研修を実施し、若手教職員の指導力の向上を図ります。

また、教職員が能力を発揮できるよう、教員同士の定期的な話し合いや優れた教職員への表彰制度を実施します。

【主な事業】

○平成の田舎教師育成塾事業 ○教育奨励研究事業

(3) 施設・設備の計画的な改修

児童生徒の学習効果を高め、安心して学校生活を送ることができるように、老朽化した教育施設・設備の改修を今後も計画に実施します。

【主な事業】

○学校施設・設備整備事業

(4) 学校教育における食育の推進

各小中学校において、朝食をはじめとして食事を摂ることの大切さや、栄養バランスなどについて、児童生徒や保護者を対象とした食に関する指導を実施します。また、羽生産の米や宝蔵寺みそなどを使用した郷土色豊かな給食を提供して地産・地消を推進することにより、安全で安心な学校給食を提供します。

【主な事業】

○食育指導 ○安全で安心な学校給食の提供

(5) 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり

学校の授業公開や広報などにより学校の情報を積極的に発信するとともに、地域の行事への参加を通じ、積極的に家庭や地域と協働による教育を行います。また、学校応援団やスクールボランティアの協力により、学習支援や環境整備など学校づくりを推進します。

【主な事業】

○学校支援ボランティア事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
「教育に関する3つの達成目標」達成率 (%)	基礎学力定着度	小 : 94.6% 中 : 90.0%	小 : 100.0% 中 : 100.0%	小 : 小学校 中 : 中学校
児童生徒の朝食摂取率 (%)	ほぼ毎日朝食を食べる児童生徒の割合	91.5%	100.0%	
学校応援団の参加人数 (人)	市内14小中学校の年間参加人数	7,265人	10,000人	

市民の役割

- ・各家庭における家庭学習や規則正しい生活習慣の定着が望まれます。
- ・学校応援団やスクールボランティアへの参加が望まれます。

政策 4 次代を担う個性豊かなまちづくり

施策 3 高等教育機関等との連携

施策の目的

市内にある高等教育機関等と小中学校との連携を深めることにより、子ども達の学びの場を広げ、また、高等学校や大学の開放講座への市民参加を促進するなど、専門的教育力を有効に活用することで、教育力を向上させます。

施策の現状

本市には、短期大学と特色ある5つの県立高校があり、それらの高等教育機関等と小中学校や地域などの連携を図っています。具体的な取り組みとして、「羽生市学びあい夢プロジェクト」協議会を発足させ、市内にある短期大学、県立高校、中学校、小学校、保育所、保育園、児童福祉施設が連携して教育交流を図り、子どもたちの学びの場を広げ、健やかな成長を図っています。また、その一環として、子どもの知的好奇心を満足させる学びの機会を提供することを目的に、短期大学、県、市が連携して「子ども大学」を開校し、平成23年度には、市内の小学生36名が修了しました。

さらに、専門学科を有する県立高校や短期大学では、年間を通してさまざまな開放講座を開催しており、多くの参加者を集めるとともに、好評を博しています。

施策の課題

- ・高等教育機関等と小中学校とのネットワーク（情報・人材等）の構築が必要です。
- ・高等教育機関等における開かれた学校づくりの推進が必要です。
- ・多様な学びの場の提供が必要です。

主な取り組み

(1) 学びの場の提供

「羽生市学びあい夢プロジェクト」については、市内にある短期大学、県立高校、中学校、小学校、保育所、保育園、児童福祉施設が、これまで以上に連携を強化して、子どもたちの学びの機会を広げ、健やかな成長に繋がります。

また、「子ども大学」では、大学教授など専門的な指導者から直接学び、より多くの子どもたちの好奇心が満足できるよう学びの機会を提供します。

【主な事業】

○羽生市学びあい夢プロジェクト事業 ○子ども大学事業

(2) 専門的教育の連携・促進

各校がもつ専門的な教育力や施設を積極的に市民に提供するため、県立高校の農業体験講座などや、短期大学のオープンカレッジ、学生による補習・出前授業などと連携を図り、多様な学びの場の提供を促進します。

【主な事業】

○各種開放講座の開催

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
開放講座への参加人数(人)	県立高校や短期大学の開催する開放講座	310人	600人	
「子ども大学」修了人数(人)		36人	40人	

市民の役割

- ・子ども大学などの各種講座や交流事業への積極的な参加が望まれます。

政策 4 次代を担う個性豊かなまちづくり

施策 4 生涯学習の推進

施策の目的

公民館や図書館等で自ら積極的に学び、生涯学習に取り組める環境づくりを進めるとともに、市民の自主的・自立的な地域活動を推進し、地域での交流活動を支援することにより、誰もが、いつでも学べるようにします。

施策の現状

本市では、市民が生涯にわたって学び続けられるよう、各種講座を開催するなど学びの場を提供するとともに、趣味や特技を活かした生涯学習活動の中心となるリーダーの育成を行っています。

また、文化・教養講座や団塊の世代の地域活動を促す講座等では、積極的なPRを行っています。参加者数が伸び悩んでおり、今後、自主的な地域活動へ移行できるよう講座内容の変更が必要です。

さらに、学習成果を活かし講師や補助者として活躍できるよう、学んだことを活かすことについて支援を行っています。

また、図書館は、生涯学習拠点施設として、図書の実質や講座等を開催することにより、利用者に対するサービスの充実に努めています。

施策の課題

- ・市民の学習機会の充実が必要です。
- ・活動拠点を整備・充実することが必要です。
- ・学習の成果を発表する場や活用する機会を充実することが必要です。
- ・図書館サービスの充実が必要です。

主な取り組み

(1) サークル・リーダーの育成

女性をターゲットとした講座やボランティア養成講座を開設するなど、常に市民が興味を持って参加できるよう講座内容の充実に努めます。

また、市が講座を主催するだけでなく、市民の自主的・自立的な活動を促進するため、自ら集い、共に学んでいけるよう、サークルやリーダーの育成に努めます。

【主な事業】

○文化教養講座 ○健康づくり講座

(2) 活動拠点施設の整備

生涯学習施設を整備するため、公民館の耐震改修や公民館図書の充実、図書館・郷土資料館及び文化ホールの適正な改修と維持管理などを実施します。

また、今後、障がい者も安心して学習できるようバリアフリーへの対応について、今後予定される各施設の大規模改修と合わせ検討していきます。

【主な事業】

○生涯学習施設改修整備事業

(3) 学習成果を生かす場の提供

公民館の文化祭において、サークル活動等での作品の展示や舞台発表の機会を設けるなど、多くの人に学習の成果を発表できる機会を提供します。

また、文化団体が自ら計画立案し活動や成果の発表ができるよう、発表等の場の確保など文化団体の活動を支援します。

【主な事業】

○公民館文化祭 ○文化団体事業

(4) 図書館の充実

市民のニーズに的確に応えるため、図書資料の計画的な収集や提供を行うとともに、読み聞かせなど本に親しむイベントの開催や開館時間のさらなる延長を検討します。また、除籍する本を市民や保育所などに提供し再利用するなど、市民や地域との交流・連携を深めていきます。

【主な事業】

○図書整備事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
公民館利用者数 (千人)		1 3 4 千人	1 5 0 千人	
公民館登録サークル数 (団体)		2 8 5 団体	3 2 0 団体	
図書館貸出冊数 (千冊)		2 5 0 千冊	2 6 5 千冊	

市民の役割

- ・公民館主催講座やサークルに参加することが望まれます。
- ・得意分野を生かし、講師として各種講座に参加することが望まれます。

政策 4 次代を担う個性豊かなまちづくり

施策 5 文化の継承・振興

施策の目的

歴史・伝統・文化を正しく理解し、次世代に継承していくとともに文化の振興を図り、市民の心豊かな生活を実現します。

施策の現状

本市には、ムジナモに代表されるように恵まれた自然環境があり、国指定 1 件、県指定 7 件、市指定 60 件の文化財を有しています。

しかし、市特有の文化的遺産は豊富にありますが、他自治体と比べ、基礎的な調査が遅延している部分もあるため、その把握と正当な評価に取り組んでいく必要があります。

また、本市は江戸時代から続く藍染のまちであり、その染技術は県の無形文化財に指定されています。加えて、“衣料のまち”として繁栄した時代から文化活動は盛んであり、近隣自治体に先駆けて文化施設を充実させてきました。

これまで、これらを活用して各種文化活動を展開していますが、近年は新たに文化活動に参画する若い世代が減少しているため、文化施設のソフト面での充実と活用が必要です。

さらに、本市には、国の天然記念物に指定されている全国唯一のムジナモの自生地である宝蔵寺沼があり、次世代に伝えていく必要があります。

施策の課題

- ・文化財の調査と研究を推進することが必要です。
- ・文化財の保存と活用を進めることが必要です。
- ・市民の文化活動を充実することが必要です。
- ・文化活動拠点を整備することが必要です。
- ・ムジナモを保護していくことが必要です。

主な取り組み

(1) 文化財調査の充実

調査が十分に行われていない文化財については、調査研究を行うとともに、この調査研究により得られた成果を、報告書の刊行、展示事業、講演会の開催や講座の開講等を行うことにより、情報発信していきます。

【主な事業】

○文化財調査事業 ○調査成果公表事業

(2) 適切な文化財の保存

文化財はそれぞれ特性が異なるため、実情に合った保存の方策をとる必要があります。このため、永明寺古墳などの記念物について、それぞれの保存状況などを的確に把握し、将来展望を定めて次世代へ確実に継承していきます。

また、郷土資料館においては、ふるさとに誇りを持ち郷土愛を育むため、先人の残した文化遺産である郷土資料を調査・収集・保存するとともに、展示活動を積極的に行うことにより、地域文化遺産の保護・活用と教育普及に努めていきます。

【主な事業】

○文化財保存管理事業 ○文化財啓発活用事業 ○郷土資料館企画展等の開催

(3) 文化活動への支援

公開事業として行っている既存の文化活動を発展させることにより、市民が鑑賞できる機会の充実を図ります。また、若い世代に支持されている事業に対しても、さらなる支援を広げていきます。

さらに、講座受講生については、指導者へとステップアップできるよう人材育成を図ります。

【主な事業】

○市民文化祭事業 ○文化的事業の開催 ○各種講座の開講

(4) 文化施設の充実

文化施設の適切な維持管理に努め、市民が優れた文化芸術に触れる場や、市民の文化活動の場としての機能を発揮させます。

また、文化資源の収集・保存を進めることで、収蔵品の充実を図り、魅力ある施設にします。

【主な事業】

○施設の基盤整備

(5) ムジナモの育成

宝蔵寺沼のムジナモは、自然環境の悪化により絶滅の危機に瀕しており、自生地復元に向けて、ムジナモ保存会等と連携・協力して、自然環境の回復に取り組みます。

【主な事業】

○ムジナモ自生地植生回復事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
文化財保存管理計画等の策定数 (件)		0 件	3 件	
新規の文化的事業の累計事業数 (事業)		—	1 0 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ムジナモ自生地見学会 ・郷土資料館における新たなテーマの企画展 ・文化ホールを利用した演奏会等
宝蔵寺沼ムジナモの状況改善		絶滅の危機	自生	

市民の役割

- ・本市の歴史・文化について、理解を深めることが望まれます。
- ・文化財の保存や管理に協力することが望まれます。

政策 4 次代を担う個性豊かなまちづくり

施策 6 生涯スポーツの振興

施策の目的

市民のだれもが、年齢や体力に合わせて、いつでも、どこでもスポーツを楽しみ、体力増進と健康保持に取り組めるようにします。

施策の現状

本市では、スポーツ機会を提供するとともに、各種スポーツ大会等を開催することにより、スポーツの普及やスポーツを行う仲間作りの場を設けるよう努めています。

しかし、平成23年1月に実施した市民意識調査によると、週1回以上スポーツを行っている市民の割合は、27.2%に留まっています。

このため、スポーツを生活の一部として取り入れてもらえるよう、スポーツの楽しみを知ってもらうことや、年齢や体力に関わらず親しむことのできるニュースポーツの普及を図っています。

また、スポーツを行う場を提供するため、体育施設・器具等の修繕・整備を順次行っています。

さらに、スポーツ団体等の育成として、各団体への補助・後援・講習会等を行うほか、少年・少女スポーツ大会やスポーツ少年団認定員講習会の開催や、優秀なスポーツ選手の育成として、専門的な知識・技能を持った優秀な指導者が直接指導する少年少女スポーツ教室や指導者講習会を開催しています。

施策の課題

- ・市民がスポーツに親しめる環境づくり・スポーツ施設の充実が必要です。
- ・市民へのスポーツ・レクリエーション機会の提供が必要です。
- ・市内各種スポーツ・レクリエーション団体を育成することが必要です。
- ・少年少女の競技技術の向上とスポーツへの意欲を高めることにより、優秀なスポーツ選手を育成することが必要です。

主な取り組み

(1) スポーツに親しめる環境づくり

スポーツ施設及び器具の老朽化に対して、必要な修繕を実施し、安全で使いやすい設備を維持します。また、学校教育に支障のない範囲でスポーツの利用ができるよう、市内小・中学校の体育館を引き続き開放します。

【主な事業】

○体育館維持管理事業 ○学校体育施設開放事業

(2) スポーツ・レクリエーション機会の提供

市民の健康・体力づくりを推進するため、各種スポーツ大会を開催し、さらに内容の充実を図ります。また、スポーツを始めようとするきっかけづくりとして、スポーツスクールを開催します。さらに、市民のだれもが、いつでも、どこでもできるニュースポーツとして、ムジナもん体操やフロアカーリングを普及させるため、地域・学校・企業に紹介するとともに、出前教室や全国大会などを開催します。

【主な事業】

○スポーツ大会実施事業 ○スポーツスクール事業 ○ニュースポーツ普及事業

(3) スポーツ・レクリエーション団体の育成

体育協会をはじめとする各種スポーツ団体の自主・自立した活動を支援します。また、スポーツ指導者等の高齢化が進んでいるため、団体を担う人材の育成を推進します。

【主な事業】

○スポーツ活動団体支援事業 ○スポーツ指導者支援事業

(4) 優秀なスポーツ選手の育成

少年少女が競技技術の向上とスポーツへの意欲を高めるとともに、将来のトップアスリートの育成につなげられるよう、専門的な知識・技能を持った優秀な指導者から直接指導を受ける機会を設けます。また、併せて指導者講習会を開催することにより、指導者の技術向上に努めます。

【主な事業】

○トップアスリート育成事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
週 1 回以上スポーツをする 2 0 歳以上の市民の割合（%）	スポーツ実施者数 ／人口	2 7 . 2 %	3 5 . 0 %	市民意識調査
体育施設利用者数（人）		74, 175 人	76, 400 人	
スポーツ団体登録者数（人）		8, 768 人	9, 000 人	

市民の役割

- ・地域のスポーツ行事に参加するなど、積極的にスポーツを行うことが望まれます。

関係計画

- ・スポーツ推進計画（平成 2 5 年度～）

政策5 活力に満ちたまちづくり

施策1 農業の振興

施策の目的

それぞれの地域において、経営力のある担い手を中心となった農業構造が確立される中、新規就農者、兼業農家、高齢農家など多様な主体への支援により、各主体が生き生きと農業に取り組めるようにします。また、農地・水路等の地域資源の保全管理について、地域住民と一体となった共同活動を推進します。

施策の現状

経営改善計画に基づき実施する機械施設等の整備に対して、その経費の一部を助成するなど認定農業者の経営改善を支援しています。また、農業の後継者不足に対し、新たな地域農業の担い手を育成確保するため、平成24年度に農業担い手育成塾を設置するとともに、農外企業（株式会社等）の農業参入の相談窓口を設置し、県と連携した調整を行っています。

また、農業生産性の向上と営農条件の改善を図るため、手子林第三土地改良事業や農地利用集積による大区画化を推進しています。平成23年に実施した調査では、約59haの遊休農地を確認しており、農家等への啓発や国・市の事業を活用して遊休農地の発生防止と解消に取り組んでいます。

さらに、三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）を拠点施設として、恵まれた農ある空間を都市住民に提供するグリーンツーリズムを推進しています。

施策の課題

- ・農業を担う人づくりが必要です。
- ・耕作放棄地の解消が必要です。
- ・食と農の結び付きを強化することが必要です。
- ・農地・農業用水等地域資源の保全管理が必要です。
- ・都市と農村の交流が必要です。

主な取り組み

(1) 農業を支える多様な担い手の育成・確保

認定農業者などの意欲ある農業者に対し、経営改善、法人化などの支援を行い、地域農業の担い手としての経営力の向上を図ります。

また、意欲ある新規就農者が確実に希望する農業に就農できるよう、農地を貸したい人とのマッチングを行い、就農支援体制を整備するとともに、女性・高齢農業者、定年帰農者が、それぞれの能力を發揮できるよう農業活動を支援します。

【主な事業】

○認定農業者等育成事業 ○新規就農者支援事業 ○女性・高齢農業者活動促進事業

(2) 優良農地の確保と農地の有効活用

耕作放棄地の解消に向けた対策を推進し優良農地を確保するとともに、農地を耕作する多様な農業者の確保と作付拡大を通じて、不作付地の解消を図ります。また、農地の有効活用に不可欠な水利施設の補修や更新、農地の排水対策など、必要な農業生産基盤の整備を推進します。

【主な事業】

○遊休農地解消事業 ○農地の利用集積事業 ○土地基盤整備事業

(3) 地産地消・食育の推進

市民が新鮮で安全・安心な地元農産物を身近で購入できるよう、また生産者にとって地域の消費者ニーズを捉え販路拡大につながる生産ができるよう支援します。また、生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農」についての理解を促進するため、各世代に対応した食育活動を推進します。

【主な事業】

○地産地消推進事業 ○食育推進事業

(4) 魅力ある農村づくり

農業者と地域住民などがともに支え合い、農地・農業用水等の地域資源と環境を良好に保全管理するため、活発な共同活動による地域づくりを推進します。

【主な事業】

○農村生活環境の整備事業 ○農地・水保全管理事業 ○用排水路維持管理事業

(5) 都市と農村の交流

市民が「農の恵み」を享受できる農業・農村の多面的機能への理解を進めます。また、観光果樹園の設置促進や三田ヶ谷農林公園「キヤッセ羽生」を拠点とした都市と農村の交流拡大を図り、首都圏などからの観光交流人口を増加させます。

【主な事業】

○グリーンツーリズム推進事業 ○観光農園整備事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
認定農業者数 (人)		1 3 2 人	1 5 0 人	
グリーンツーリズム入込客数 (万人)		2 8 万人	3 5 万人	
農業の多面的機能に対する市民の認知度 (%)		—	7 0 %	市民意識調査

市民の役割

- ・地元産農産物へ関心を持ち、積極的に購入するなど地産地消に努めることが望まれます。
- ・農業者とともに、農業・農村を地域資源として大切に守っていくことが望まれます。

関係計画

- ・農業農村基本計画 (平成 2 0 年度～平成 2 9 年度)

政策5 活力に満ちたまちづくり

施策2 商業の振興

施策の目的

活気や賑わいにあふれた魅力ある商店街づくりを行い、市民が地元で便利に買い物ができるようにします。

施策の現状

本市には9商店街がありますが、店主の高齢化や後継者不足、駐車場不足などの問題に加え、道路交通状況の変化や郊外型の大型店舗の進出など経営環境の変化のため、買い物客の減少や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化が進んでいます。

そのため、地域商店街活性化事業として、地域商店街活性化協議会を立ち上げるなど、賑わいと魅力を取り戻すための活動を行っています。

また、空き店舗対策としては、商店街の空き店舗への出店に対して補助金を交付するなど、商店街の活性化を推進しています。

さらに、商工会と連携してプレミアム付商品券の発行を行っています。

施策の課題

- ・商店街の集客力向上が必要です。
- ・地域ブランドの魅力向上が必要です。
- ・起業家支援の強化が必要です。
- ・商工会との連携強化が必要です。

主な取り組み

(1) 商店街の賑わいづくり

市内商業の活性化につなげるため、新たな購買層を狙った積極的な商業展開と街の限界性を創出するとともに、商工会との連携を強化し、プレミアム付商品券の発行や、商店街ごとに特色ある商業イベントを開催するなどの自主的な取り組みを支援します。

また、空き店舗のオーナー等と商店街に新規出店をしてみたい方とのマッチングを行うことにより、商店街が自らの不足業種を補うためのテナント誘致活動を支援します。

さらに、大型店舗に共同イベントの開催などを積極的に働きかけることにより、集客力を高め、大型店舗との共存共栄を図ります。

【主な事業】

○地域商店街活性化事業 ○商店街賑わいづくり事業 ○空き店舗対策事業

(2) 地域ブランドの推進

本市の伝統工芸である藍染について、若い被服・衣料縫製の後継者とともに研究協議を行い、大型店と協力して販路拡大を図るなど、若年層もターゲットとした新商品・商法の開発を支援し、新たな「はにゅうブランド」の創設につなげていきます。

また、商業と農業が連携した6次産業化を進めるため、農業者と商業者とのマッチングを行い、商品の開発・販売を積極的に支援することで、商業を活性化させます。

【主な事業】

○地域ブランド推進事業

(3) 新規産業及び起業者への支援

市内での起業を希望する方を対象とした相談窓口を開設するほか、市民プラザ内にチャレンジショップスペースを設けることにより、新規出店の支援を行います。

また、地域のニーズや資源を活かした新しい産業や起業への支援を行います。

さらに、人材育成としては、店舗の後継者である若年経営者に対し、商店街組織のリーダーを養成するための講習会やセミナーの開催を支援します。

【主な事業】

○起業者支援事業	○人材育成事業	○後継者育成事業
----------	---------	----------

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
市内小売業年間商品販売額 (億円)		4 2 8 億円	4 3 0 億円	
商店街にぎわいづくりイベント集客数 (人)		5,000 人	10,000 人	
市内の小売店数 (店)		4 3 6 店	4 3 6 店	

市民の役割

- ・市内商店街を積極的に利用することが望まれます。
- ・各商店街が開催するイベントなどに積極的に参加することが望まれます。

関係計画

- ・はにゅうブランド戦略プラン (平成 2 2 年度～平成 2 6 年度)

政策5 活力に満ちたまちづくり

施策3 工業の振興

施策の目的

中小企業の基盤強化を支援し、経営を安定化させるとともに、企業誘致活動を積極的に行い、地場産業を振興します。

施策の現状

本市には、地場産業として伝統ある藍染工芸があり、衣料品を生産するまちとして発展してきましたが、衣料品の生産は、海外への工場移転が続いている状況にあり、産業の空洞化が進んでいます。

現在、工業の活性化や中小企業を支援するため、資本整備や経営の近代化を目的とした融資のあっせんや、中小企業に対するセーフティネット保証認定等の融資制度の活用を推進しています。

また、市内業者が住宅リフォームを行った場合の助成制度などにより、市内業者の振興を図っています。しかしながら、依然として厳しい経営状況が続いているため、更なる工業の振興が必要です。

施策の課題

- ・ 中小企業の経営の強化が必要です。
- ・ 地場産業の活性化が必要です。
- ・ 起業支援の強化が必要です。
- ・ 企業誘致の推進が必要です。

主な取り組み

(1) 中小企業の支援

市内中小企業の経営の安定化を図るため、必要な事業資金等の融資あっせんや支払った利子に対する補助を行うことにより、経営の合理化や近代化を支援します。

【主な事業】

○中小企業支援事業 ○融資あっせん事業

(2) 地場産業の振興

地場産品の新商品開発や販路拡大に向け、消費者の要望や需要を早期に取り入れるためインターネット販売やアンテナショップ等の事業展開など、消費者のニーズに合った新商品・販路の開発を行うための支援を行います。

【主な事業】

○地場産業活性化事業 ○はにゅうブランド戦略プランの推進

(3) 起業支援

市内での起業を望む方へ、開業のための融資制度や店舗等の相談を行うとともに、県創業ベンチャー支援センター等の関係団体と連携を図ることにより、開業・経営するための支援を行います。

【主な事業】

○起業支援事業

(4) 企業誘致の推進

羽生市には、現在「大沼工業団地」「小松台工業団地」「川崎産業団地」があり、国・県と協議を行いながら、企業誘致を進めてきました。

また、北袋地区内の都市計画法第34条第12号指定区域においては、立地企業等に対する固定資産税の軽減措置や道路整備奨励措置などの企業立地優遇制度を設け、企業誘致を推進しています。

今後は、地域経済の発展や雇用拡大のため、企業立地優遇制度の周知などにより、更なる企業誘致を積極的に進めます。

【主な事業】

○企業誘致の促進事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
事業所数（事業所）		185事業所	185事業所	
製造品出荷額（億円）		2,318億円	2,318億円	
北袋地区（都市計画法第34条第12号指定区域）工場等立地割合（%）	工場等立地面積／北袋地区（都市計画法第34条第12号指定区域）面積（11ha）	30.9%	52.7%	

市民の役割

- ・「はにゅうブランド」や市内で生産された製品に興味を持つことが望まれます。

関係計画

- ・はにゅうブランド戦略プラン（平成22年度～平成26年度）

政策5 活力に満ちたまちづくり

施策4 観光の振興

施策の目的

本市の地域資源を活かした観光客との交流や特産品の販売など「地域が元気になる観光」を実現することにより、地域活性化を推進し観光交流人口100万人を実現します。

施策の現状

本市の観光資源には、小説「田舎教師」・武州正藍染・国の天然記念物「ムジナモ自生地」・さいたま水族館・キャッセ羽生・道の駅はにゅう・郷土料理の「いがまんじゅう」などがあります。しかし、これらの観光資源の全国的な知名度は低く、羽生市を訪れる観光客はまだ少ない状況です。

こうした中で、平成22年3月に「羽生市観光基本計画」と「はにゅうブランド戦略プラン」を策定し、本市のキャラクター「ムジナもん仲間たち」や「藍染」などの地域資源を活用し、地域の活性化に取り組んでいます。

平成23年11月に開催した「第2回ゆるキャラ®さみっと in 羽生」では、全国各地からゆるキャラ®の参加と13万5千人の来場者がありました。今後はイベントを通じて本市を訪れた人が特産品を購入したりリピーターとなるよう、魅力を伝えていくことが必要になります。

また、特産品開発では、藍と愛、城と情をかけ愛情(藍城)シリーズとして、市民などからレシピを募集し、市内業者と協力して羽生ならではの弁当やスイーツの開発・製品化を行い、各種イベントで販売しています。

施策の課題

- ・観光資源の拡充が必要です。
- ・観光拠点施設の整備の充実が必要です。
- ・観光活動推進団体の活動促進が必要です。
- ・観光PRを推進することが必要です。

主な取り組み

(1) 観光資源の拡充と新たな観光資源開発促進

観光客の増加のためには、既存の観光資源を大切にするとともに整備拡充することにより、新たな観光資源を開発することが重要です。市の伝統工芸である藍染については、体験観光などの更なる周知と受け入れ体制の充実を行います。

また、本市の伝統や文化を、映画やドラマなどを通じて伝えるフィルムコミッションに取り組み、情報提供やスムーズな撮影協力を行います。

【主な事業】

○フィルムコミッション事業 ○藍染体験事業

(2) 観光拠点施設の整備充実

キャッセ羽生など市内の観光拠点では、年間を通して各種イベントが開催されています。観光拠点同士や民間との連携強化を図り、各種イベントに特色を持たせるなど、更なる集客力の向上と羽生市のPRの推進を努めます。また、各観光拠点施設においてアンケート等を実施することにより、観光客のニーズの把握を行い、施設の利用促進に繋がります。

【主な事業】

○キャッセ羽生の充実 ○羽生市の観光拠点PR事業 ○道の駅はにゅうの有効活用
--

(3) 観光活動推進団体の活動促進

観光施策の推進に向け、「観光リーダー」や「観光ボランティア」の人材を発掘・育成します。
また、新たな観光資源の掘り起こしや観光PRなどを積極的に推進するため、観光協会の活性化を支援します。

【主な事業】

○観光人材育成支援事業 ○観光協会活性化事業

(4) 観光PRの推進

本市のキャラクター「ムジナもんと仲間たち」の着ぐるみを各種イベントなどに積極的に参加・活用するため、「ムジナもん応援団」を設置し民間やNPO法人と協力連携を図ることにより、市のイメージアップを図ります。

また、いがまんじゅうや武州正藍染などを初めとするはにゅうブランド力を向上させるため、本市ならではの商品を「はにゅう推奨品」と認定し、観光の振興を図ります。

さらに、これらを市のホームページや広報紙、パンフレット等で積極的なPRを行います。

【主な事業】

○「ゆるキャラ®さみっと in 羽生」の開催 ○はにゅうブランド力の強化 ○キャラクターによる市のPR

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
観光交流人口 (万人)	市内の観光拠点及びイベントに訪れた人数	74万人	100万人	
推奨品の認定数 (品目)	羽生ならではの商品を推奨品として認定する数	39品目	50品目	
フィルムコミッションによるロケーションの実施回数 (回)	ドラマや映画など、市内でのロケーション数	2回	10回	

市民の役割

- ・市の観光資源の魅力についてPRすることが望まれます。
- ・観光リーダーや観光ボランティアへの参加が望まれます。

関係計画

- ・観光基本計画 (平成22年度～平成30年度)
- ・はにゅうブランド戦略プラン (平成22年度～平成26年度)

施策5 勤労者支援・雇用の促進

施策の目的

多様化する労働形態に対応した労働行政を推進するとともに、若者から中高年までの雇用機会の創出と就労促進を行い、だれもが安心して働くことが出来るようにします。

施策の現状

現在、景気の低迷など経済環境は停滞しており、本市においても、雇用機会の減少による新卒者の就職難や失業者の増加に加え、就業状況の悪化という問題が起きています。

また、労働に対する価値観の変化により、フリーターやニートの増加や退職後の高齢者の就労など、さまざまな働き方を望む労働者が出てきています。

本市では、就労促進のため、「中高年求職活動支援セミナー」を開催したほか、景気不況による失業者の緊急対策として、失業者生活資金貸付事業を実施し、生計の安定のための支援を行っています。

また、勤労者福祉として、産業労働者住宅資金の貸付があり、住宅の購入等を容易にするため低金利の融資を行っています。

施策の課題

- ・就職支援が必要です。
- ・就労機会の創出が必要です。
- ・勤労者福祉の向上が必要です。

主な取り組み

(1) 就業支援の充実

新卒者に加えフリーターやニートと呼ばれる人、離職を余儀なくされた中高年層など、幅広い対象者に対して、市民プラザ内にある羽生市ふるさとハローワークや行田ハローワークなどと連携・協力してセミナーや講習会、個別指導等を開催することにより、就労支援を実施します。

【主な事業】

○就業支援セミナー事業 ○ふるさとハローワーク等との連携

(2) 雇用の促進

老若男女、障がいの有無などにかかわらず、誰もが安心して働くことができる労働環境づくりのため、定年退職後の高齢者や、母子家庭の親、障がい者などの就業支援について、雇用の促進に取り組んでいきます。

【主な事業】

○各種就労支援事業 ○シルバー人材センター支援事業

(3) 安心して働ける環境の整備

勤労者の生活安定と福祉の向上が図れるよう、各種制度の周知を行うとともに、中小企業に対する退職金共済制度の適正な運営に努めます。また、勤労者福祉施設であるワークヒルズ羽生の運営を充実していきます。

【主な事業】

○福利厚生促進事業 ○中小企業従業員退職者等共済制度事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
羽生市ふるさとハローワーク就業者数（人）		5 6 2 人	6 0 0 人	
シルバー人材センター会員数（人）		3 4 0 人	4 0 0 人	
市内従業員数（人）		24,610 人	26,000 人	

市民の役割

- ・求職中の方には、羽生市ふるさとハローワークの積極的な活用が望めます。
- ・事業者において福利厚生を充実することが望めます。

政策6 快適で住みやすいまちづくり

施策1 市街地の整備

施策の目的

良好な住環境の形成と地域の活性化を担う市街地の開発整備により、都市計画マスタープランにおける将来都市像「魅力と活力にあふれ 安全で暮らしやすいまち 羽生」を実現します。

施策の現状

本市の現在の状況やまちづくりの課題、市民意向などを踏まえ、都市計画に関する基本的な方針を示す、羽生市都市計画マスタープランを平成25年3月に策定します。

住宅系市街地については、中心市街地等で基盤整備未実施地区が残っており、住環境の改善が求められているほか、岩瀬土地区画整理事業の早期整備などにより、より質の高い魅力的な住環境の創出が求められています。

中心市街地における商業地については、羽生駅西口で駅前広場等の基盤整備や商業施設等の立地が進んだ一方、駅東口では、駅前広場の一部拡充整備等にとどまっており、商業地としての活力や魅力が低下しています。

工業地については、近年、複合市街地として川崎産業団地が整備されましたが、今後も就労の場を確保するとともに経済の活性化を図るため、工業系・産業系の市街地を拡大していく必要があります。

施策の課題

- ・都市計画マスタープランに即したまちづくりの推進が必要です。
- ・暮らしやすく住み続けたい住環境づくりが必要です。
- ・にぎわいと活力に満ちた商業地づくりが必要です。
- ・工業系・産業系市街地の開発が必要です。

主な取り組み

(1) 都市計画マスタープランの運用と検証

都市計画マスタープランの適正な運用と定期的な進行管理を行います。また、都市計画によるまちづくりは、多くの時間と費用を要する事業であり、刻々と変化する社会情勢や都市の課題などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【主な事業】

○都市計画マスタープラン進行管理

(2) 住環境の改善と魅力的な住宅地の整備

中心市街地等の基盤整備未実施地区については、地区計画等の活用により、建築物の建て替えにあわせて、生活道路の確保とともに防災性に優れた街区の形成など、住環境の改善を目指します。また、基盤整備がなされた地区についても、より質の高い魅力的な住環境の形成を目指し、地区計画等の規制誘導に努めます。

さらに、定住人口増加の受け皿となる岩瀬土地区画整理事業の早期整備を推進します。

【主な事業】

○まちづくり計画策定担い手支援事業 ○地区計画策定・準防火地域指定 ○岩瀬土地区画整理事業の促進

(3) 中心市街地の活性化と幹線道路沿道の有効利用

市の中心拠点となる羽生駅及び市民プラザ周辺商業地の活性化を図るため、電線類地中化や歩行者・自転車空間の創出など公共空間の整備について、関係機関に働きかけます。

岩瀬土地区画整理事業地内の国道122号等の幹線道路沿いについては、後背地の住宅地との調和に配慮しながら商業施設などの利便施設を誘導し活性化を図ります。

【主な事業】

○電線類地中化事業の要望 ○商業施設の誘致

(4) 新たな工業系・産業系市街地の形成と企業誘致の促進

産業の振興や地域経済の活性化、雇用の確保を図るため、東北自動車道や国道122号等の広域幹線道路を有する立地条件を活かし、北袋地区、北荻島地区、上村君・発戸地区、砂山地区について、民間活力を活用しつつ、新たな工業系・産業系市街地を形成する開発計画を進め、企業誘致を促進します。

【主な事業】

○北袋地区開発計画 ○北荻島地区・上村君及び発戸地区・砂山地区開発計画

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
岩瀬土地区画整理事業の推進 (ha)	仮換地指定区域内の使用収益開始面積	10.7ha	18.7ha	
新たな工業系・産業系市街地における企業誘致面積 (ha)	新たな工業系・産業系市街地における開発許可面積	3.4ha	5.8ha	

市民の役割

- ・まちづくりに積極的に参加し、理解や提案、協力することが望まれます。

関係計画

- ・都市計画マスタープラン (平成25年度～)

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 2 道路の整備

施策の目的

国・県道を含む幹線道路について、ラダー型ネットワーク網*の整備を促進するとともに、それに繋がる日常生活を支える生活道路をあわせて整備することで、市民が支障なく移動できるようにします。

*）ラダー型ネットワーク網：梯子状の形態を基本とした網目状に結ぶ道路網

施策の現状

本市では、屋台骨である南北に走る国道122号と東西に走る国道125号バイパス、これに接続する東北自動車道羽生I・Cへのアクセス道である南部幹線（県道羽生栗橋線）と北部幹線（主要地方道羽生外野栗橋線）がラダー状になるように計画的に整備を進めています。

また、県で整備を実施している国道122号の4車線化は、市の南部から北部へ順次施工しており、平成26年度末に昭和橋まで至る計画となっており、また、北部幹線については、平成29年度末までに国道122号との接合部までの完成を目指し、市としての支援を継続して行っています。

さらに、これらを結ぶ1・2級の幹線市道を計画的に整備するとともに維持・補修しています。また、その他の道路については、生活道路として各地域と調整を図りながら整備しています。

施策の課題

- ・ラダー型ネットワーク網の整備が必要です。
- ・生活道路の老朽化に伴う適切な維持管理が必要です。
- ・橋梁の老朽化対策が必要です。

主な取り組み

(1) 幹線道路の整備

国道122号・国道125号バイパスの4車線化及び北部幹線の完成を目指します。また、都市計画道路の見直しを行うとともに、ラダー型ネットワーク網の整備を進めていきます。

【主な事業】

○国・県道の整備促進 ○都市計画道路整備 ○ラダー型ネットワーク整備

(2) 生活道路の整備

生活道路網の形成のため、道路整備や舗装・補修工事を計画的に行います。

また、側溝蓋の無い道路側溝の有蓋化を推進するとともに、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進します。

【主な事業】

○生活道路網の形成 ○生活道路維持管理 ○交通安全施設整備

(3) 市民と行政の協働による道路維持管理

生活道路の整備については、市内74地区において優先順位をつけ計画的に整備します。

また、協働によるまちづくりの推進のため、各地区に材料を支給し、道路の維持等を行っていきます。

【主な事業】

○地区要望道路の整備 ○市民と協働による道路等維持管理

(4) 橋梁の適切な維持管理

平成23年度に実施した市道に架かる主要な22橋の橋梁診断をもとに、長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の架替えや維持修繕を計画的に実施していきます。

【主な事業】

○橋梁の計画的維持管理

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
都市計画道路の整備率 (%)	整備済延長/計画延長	59.2%	69.7%	
市道の舗装率 (%)	舗装済延長/道路延長	62.1%	65.0%	

市民の役割

- ・生活道路の美化活動等に積極的に参加することが望まれます。
- ・協働による道路維持管理に参加することが望まれます。

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 3 上水道の整備

施策の目的

安全で安心な飲料水を持続的に給水する体制の整備と災害に強い水道施設の整備を図り、水道ビジョンの将来像「市民が安心しておいしく飲める水道水」を実現します。

施策の現状

本市では、少子高齢化の進行などから人口は減少傾向にあり、また核家族化などライフスタイルの変化や節水行動の浸透により、水需要は減少傾向となっています。

一方、配水開始から約50年が経過し、施設の老朽化による浄水場の改修や配水管の更新など、施設整備を計画的に進める必要があります。また、耐震性の低い石綿セメント管については、平成5年から更新事業を進めており、平成23年度末で約81%が更新済みとなっています。今後も事業を計画的に進め、平成30年度までに100%完成を目指します。

さらに、市民に安全で安心な水を安定的に供給するために、水質検査計画に基づき、法定検査を実施するなど、水質管理を徹底します。

また、水道事業では、収入と支出の均衡を図りながら事業を運営していくことが重要となります。

施策の課題

- ・水道水の安全性の確保が必要です。
- ・経営の健全性が必要です。
- ・老朽化した水道管の更新が必要です。
- ・施設の適正な維持・管理が必要です。

主な取り組み

(1) 安全で安定的な水の供給

水道法第20条にある法定の水質検査を年間計画に基づき実施するとともに、その結果を広報、ホームページにおいて公表します。

また、安定的に水を供給するため、現在の県水と地下水の割合（70%：30%）を確保していきます。

【主な事業】

○水質の管理 ○水源の確保

(2) 健全な経営基盤の確保

中期財政計画に基づき、健全な経営に努めます。また、督促、催告や個別訪問等を適切に行うことで、水道料金の徴収を確実にを行い、健全な水道経営を目指します。

【主な事業】

○経営の健全化 ○水道料金の確実な徴収

(3) 老朽管の継続的な更新

耐震性のあるダクタイル鋳鉄管への布設替えを計画的に更新することなどにより、災害時に強い水道となるとともに漏水を防ぎ、有収率の向上を図ります。

【主な事業】

○老朽管の更新 ○漏水の修繕 ○漏水調査業務委託

(4) 老朽施設の適正な維持・管理

浄水設備、配水設備、9か所の自己水源（井戸）などは、定期的に状態を監視・点検し、適宜、修繕を行うことにより、自己水源の確保を図るとともに断水事故ゼロを目指します。

【主な事業】

○老朽設備の維持・管理

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
老朽管（石綿セメント管）更新率（%）	更新済みの管延長／ 老朽管総延長	8 0 . 3 %	9 7 . 2 %	
有収率（%）*	有収水量／給水量	8 9 . 0 %	9 2 . 0 %	

*）有収率：給水量に対する料金徴収の対象となった使用水量（有収水量）の割合を表わし、施設の稼働状況に対して効率的な給水が行われているかを示す指標です。

市民の役割

- ・ 限りある資源である水の大切さを理解することが望まれます。
- ・ 給水装置の適正な維持管理に努めることが望まれます。

関係計画

- ・ 水道ビジョン（平成24年度～平成33年度）

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 4 下水道の整備

施策の目的

事業認可区域における公共下水道事業を進め、供用開始区域を拡大するとともに、供用開始区域内における接続戸数を増やし、快適な衛生環境と河川などの水質を保全します。

施策の現状

本市では、現在、市内 599ha について事業認可を受け、供用開始区域の拡大に向けて下水道整備を進めていますが、195.91ha が未整備の状況にあります。

現在は、主に岩瀬土地区画整理事業地内で管きよ整備を行っており、当面は現在の認可区域において供用開始区域の拡大に向けた整備を進めるとともに、管きよとの接続による水洗化を推進しています。

また、下水道の施設は、耐用年数を迎え老朽化が進んでいます。特に、終末処理場である水質浄化センターなどの整備においては、長寿命化を踏まえた第2期再構築事業に向けて取り組みます。

さらに、厳しい財政状況が続く中、下水道事業経営のさらなる効率化が求められています。

施策の課題

- ・整備区域の計画的な拡大が必要です。
- ・処理施設の効率的な整備が必要です。
- ・下水道事業の健全な経営が必要です。
- ・水洗化の推進が必要です。

主な取り組み

(1) 計画的な整備区域の拡大

事業認可区域 599ヘクタールのうち 195.91ヘクタールが未整備であるため、事業認可計画に基づき公共下水道管きよ整備を進め、供用開始区域の拡大に向けて事業を推進します。

【主な事業】

○公共下水道管きよ整備事業

(2) 長寿命化計画の策定及び改築更新

限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえた計画的な改築更新を推進するため、水質浄化センター及び中継ポンプ場の長寿命化計画を策定し、計画的な整備を進めます。

【主な事業】

○長寿命化計画の策定 ○第2期再構築事業

(3) 効率的な維持管理及び安定した財源の確保

事業経営のさらなる効率化を進めるため、水質浄化センターなどの維持管理におけるアウトソーシングの拡大に向けた取り組みを行います。また、安定した経営を行うため適切な受益者負担を求めます。

【主な事業】

○水質浄化センター等維持管理事業 ○下水道使用料等見直し事業

(4) 水洗化率の向上

公共下水道施設を有効活用するとともに、公共用水域の水質改善を図るため、供用開始区域内における水洗化を促進します。

【主な事業】

○水洗化促進事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
下水道整備率 (%)	整備面積／認可区域面積	67.3%	71.5%	
使用料収納率 (%)		96.4%	99.0%	

市民の役割

- ・供用開始区域内での速やかな公共下水道への接続が望まれます。

関係計画

- ・公共下水道全体計画 (平成16年度～平成42年度)
- ・公共下水道事業認可計画 (～平成27年度)
- ・生活排水処理基本構想 (平成21年度～平成37年度)

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 5 公園・緑地の整備

施策の目的

市民が身近に緑とふれあい、憩う空間を備え、防災面にも配慮した公園づくりを目指すとともに、市民と行政とが一体となった協働により、緑豊かなまちにします。また、河川・水路については、市民の憩いの場として利活用の充実を図ります。

施策の現状

本市には、都市公園 38 箇所と、その他公園 20 箇所があり、市民の憩いの場となっています。しかし、施設が老朽化した公園もあることから、適正な維持管理に努めることにより、市民の潤いや憩いの場を確保し、さらに、災害時における公園の有効活用を検討していく必要があります。

また、身近にある緑は、宅地開発や生活様式の変化などにより減少傾向にあることから、緑を保全するとともに、市民と行政とが一体となった緑化を推進していく必要があります。

さらに、利根川の河川敷にある利根川運動場やスカイスポーツ公園などの水辺周辺については、市民の憩いの場として親しまれることから、適正な維持管理に努め、水辺空間の利活用の充実を図ることが必要です。

施策の課題

- ・公園の適正な維持管理が必要です。
- ・緑地の有効活用が必要です。
- ・地域住民と行政との協働による地域の実情にあった公園のあり方の検討が必要です。
- ・水に親しむ空間の整備が必要です。

主な取り組み

(1) 公園・緑地の継続的な維持管理

羽生中央公園や大天白公園などについては、適正な維持管理をすることにより、憩いの空間の確保に努めます。

また、羽生西公園については、北部幹線開通にあわせ特色ある公園整備を検討します。

さらに、老朽化した遊具の計画的な整備にあわせた配置等を考慮することにより、災害時における一次避難場所の確保に努めます。

【主な事業】

○特色ある都市公園の整備事業 ○公園遊具の計画的整備事業 ○公園の防災機能の充実事業

(2) 緑地の保全と活用の推進

緑地の保全・活用を図るため、豊かな緑に恵まれた利根川河川敷を今後も国から無償で占用し、ソフトボール場として市民に提供します。

また、羽生スカイスポーツ公園については、安心して利用できるよう施設の適正な維持管理に努めます。

【主な事業】

○利根川河川敷の活用事業 ○スカイスポーツ公園の活用事業

(3) 協働による公園の管理体制の推進

日常生活で利用する身近な公園については、遊具の選定や管理方法などを市民と話し合い、地域の実情にあった適正な維持管理を行います。

【主な事業】

○自治会委託公園事業 ○緑の募金事業

(4) 親水空間の創出

葛西遊歩道について、市民が安全に水と親しめるよう適正な維持管理に努めます。

また、県営羽生水郷公園については、水と親しみ、憩い、心安らげる公園となるよう地元住民や県との協議を進めます。

さらに、中川遊歩道については、県が行う中川治水対策事業の進捗状況とあわせ整備を検討します。

【主な事業】

○県営羽生水郷公園整備促進 ○葛西遊歩道の活用事業 ○中川河道改修整備に伴う遊歩道整備の検討事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
市民一人あたりの都市公園面積 (m ² /人)	都市公園面積/人口数	1 1 . 0 m ² /人	1 7 . 8 m ² /人	羽生水郷公園を含む都市公園の面積
自治会が管理する公園数 (園)	自治会に管理を委託している公園数	4 6 園	5 2 園	都市公園と開発行為に伴う公園をあわせた数

市民の役割

- ・ルールを守った公園・緑地の利用が望まれます。
- ・自治会管理の公園について、除草・清掃活動への積極的な参加が望まれます。

関係計画

- ・都市計画マスタープラン (平成 2 5 年度～)
- ・緑の基本計画 (平成 8 年度～平成 2 7 年度)

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 6 公共交通の利便性の向上

施策の目的

公共交通機関の利便性を向上させ、また、高齢化等の進行に対応できるよう市内移動手段の充実を図り、通勤、通学など、市民が広域的に活動しやすくします。

施策の現状

本市には、市民の重要な交通手段として東武伊勢崎線と秩父鉄道が運行しており、平成22年度の羽生駅の1日あたりの乗降客数は19,172人となっています。

鉄道輸送力の拡充や施設の整備充実については、関係自治体で組織する協議会により、鉄道事業者に対し要望活動や整備促進支援を行っています。

また、市内の公共施設等への身近な交通手段としては、市がバス事業者に補助し運行しているあい・あいバス（羽生市福祉バス）があり、市内4ルートを一週4便ずつ運行しています。あい・あいバスは、高齢者など交通弱者の交通手段として利用されており、平成20年度には、地元の要望や利用状況に応じた停留所の見直しを行い利便性の向上を図りました。しかし、運行本数が少なかったり、停留所が自宅から遠いなどの理由で、利用に不便を感じている方もおり、平成22年度の1日あたりのバス利用者数は44.1人と減少傾向にあります。

施策の課題

- ・鉄道輸送の充実が必要です。
- ・あい・あいバスの利便性の向上が必要です。
- ・市内移動手段を充実することが必要です。

主な取り組み

(1) 鉄道輸送力の増強

東武伊勢崎線の輸送力増強及び南羽生駅の橋上化やバリアフリー化について、関係自治体で組織する協議会により要望活動を引き続き行います。また、県北部を横断する重要な交通機関である秩父鉄道の整備促進を図るため、沿線自治体で組織する協議会により安全対策事業への支援に努めます。

【主な事業】

○東武伊勢崎線輸送力増強推進協議会事業 ○秩父鉄道整備促進協議会参画事業

(2) 市内移動の利便性向上

あい・あいバスの利便性の向上に努めるとともに効率的な運行を行うために、利用者のニーズや利用状況の変化に応じたルートの変更や停留所の見直しを検討します。

【主な事業】

○あい・あいバス運行事業

(3) 市内移動手段の充実

高齢者・障がい者等の交通弱者の移動手段確保や交通不便地域の解消に向け、住民や事業者と協働し、NPO法人によるボランティアタクシーやデマンド交通など新たな交通ネットワークなどの導入を検討し、生活交通の確保を図ります。

【主な事業】

○生活交通確保検討事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
羽生駅発着数 (本)	東武伊勢崎線・秩父鉄道の上下線発着数	2 0 2 本	2 1 1 本	
あい・あいバスの停留所数 (箇所)		1 0 3 箇所	1 0 5 箇所	

市民の役割

・公共交通の重要性に対する理解と協力が望まれます。

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 7 ごみ処理の適正化

施策の目的

ごみの資源化(リサイクル)、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、ごみとなるものを断つ(リフューズ)の4Rを推進するとともに、市民と行政との役割を適切に行うことにより、協働によるごみ処理対策を実施し、循環型社会の構築を図ります。

施策の現状

本市では、ごみ処理施設を昭和58年3月に供用開始し、平成19・20年度には大規模修繕工事を行うなどの対策を講じて、適正に処理能力を維持してきました。

しかし、施設の老朽化のため、将来のごみ処理対策についての方針を確立する必要があるため、近隣自治体との広域化の調査・研究を行っています。

平成20年度からは「廃食用油」を、平成21年度からは「雑がみ」の分別回収を始めるなど、リサイクルを推進してきましたが、ごみの分別が徹底されておらず、ごみの減量化は進んでいません。

このため、減量化をさらに推進する必要があるため、その一環として、市民協働の推進から地域のクリーン推進員との連携による分別収集の実施や、清掃センターへ搬入される事業系ごみや家庭系ごみについての検問を行っています。今後も、市民と協働して4Rの推進に取り組み、ごみ排出抑制を努める必要があります。

施策の課題

- ・ごみの発生を抑制することが必要です。
- ・資源の再利用・再資源化を推進することが必要です。
- ・市民意識の高揚を図ることが必要です。
- ・新たなごみ処理体制の確立が必要で

主な取り組み

(1) ごみ減量化と排出抑制の推進

地域のクリーン推進委員との連携による分別収集の実施や、清掃センターに搬入されるごみの検問を引き続き実施します。また、生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機器を購入する際に補助金を交付しています。今後は、さらなるごみの減量化のため、ごみの有料化についても検討していきます。

【主な事業】

○クリーン推進員事業 ○ごみ減量推進事業 ○生ごみ処理機器購入補助事業 ○ごみの有料化検討事業

(2) 再利用・再資源化の推進

ごみの分別回収が徹底されていないため、リサイクルによる分別の必要性についての意識啓発を行うなど、再資源化をさらに進めます。また、粗大ごみとして搬出された家具類のうち利用可能なものについては、無償で市民に譲渡し再利用する取り組みを引き続き実施します。

【主な事業】

○リサイクル推進事業 ○リサイクル推進啓発事業 ○不要家具等の再利用事業

(3) 市民意識の高揚

市民意識の高揚を図るため、環境講座や出前講座など各種の講座を今後も開催します。また、ごみ減量研究グループ等の研究成果やごみの分別方法について、市のホームページや広報などで広く市民にわかりやすくお知らせします。

【主な事業】

○環境講座の開催 ○出前講座の実施 ○ごみ減量研究事業

(4) 広域処理体制の推進

将来にわたり安定したごみ処理体制を維持するため、広域化を含めたごみ処理体制の調査・研究を引き続き実施します。

また、最終処分場についても併せて検討を進めます。

さらに、新たなごみ処理体制が確立するまでは、既存処理施設を適切に維持管理します。

【主な事業】

○ごみ処理施設の広域化の検討 ○清掃センターの維持管理事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
市民一人一日当たりのごみ排出量 (g/日)	総排出量 / (人口 × 365日)	949g/日	880g/日	総排出量 = 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量
再生利用率 (%)	資源物量 / 総排出量	15.9%	22.0%	
最終処分量 (t)		1,107t	830t	

市民の役割

- ・ごみに関するマナーを守り、ごみの分別収集に協力することが望まれます。
- ・一人ひとりが意識してごみの発生を抑制することが望まれます。

関係計画

- ・第2次環境基本計画 (平成23年度～平成32年度)
- ・一般廃棄物処理基本計画 (平成18年度～平成27年度)

施策8 環境保全の推進

施策の目的

環境基本計画に掲げた「水と緑に囲まれ、心豊かに暮せるまち」の実現に向け、更なる環境保全を推進することにより、将来にわたって市民が良好な環境の中で快適に暮らし続けることができるようにします。

施策の現状

環境保全を推進するため、公共用水域の豊かな環境を再生し、愛着を持って、ふるさと羽生を実感できるよう、汚濁の主な原因である生活排水の処理について平成21年度に「羽生市生活排水処理基本構想」を見直しました。また、平成22年度には「第2次羽生市環境基本計画」を策定し、市民と行政のパートナーシップのもと、望ましい生活環境の実現に向けて各種施策を積極的に推進しています。

具体的な取り組みとしては、地球規模での温暖化防止のため、公共施設等での節電を推進するとともに、各家庭での啓発のため「環境家計簿」の取り組みを推進しています。また、市民意識の高揚を図るために環境講座等を開催しています。

施策の課題

- ・生活環境の保全が必要です。
- ・温暖化防止等の地球環境保全の推進が必要です。
- ・環境問題に対する意識の高揚が必要です。
- ・公共用水域の水質の保全が必要です。

主な取り組み

(1) 公害の防止

水質、大気、騒音等の観測を行い、測定値を公表し、環境基準値を超えた場合には、指導の徹底を行うほか、相談案件についての予防対策等を講じます。また、野外焼却を禁止するなど、発生源を監視・抑制します。

【主な事業】

○環境指標の観測調査 ○行政指導

(2) 温室効果ガス排出量の削減

環境負荷の軽減を図るため、公共施設における二酸化炭素排出量の削減を率先して行うとともに、低公害車の導入や自然エネルギーの活用を推進します。また、グリーンカーテンを市の施設に設置するとともに、市民にも実施を呼びかけていきます。

【主な事業】

○環境配慮型機器導入補助金 ○グリーンカーテンの推進

(3) 市民の環境意識の高揚

環境講座を開催することにより、市民の環境意識の高揚を図ります。また、環境家計簿をつけることにより、環境問題についての意識を持つ取り組みや、公害関係の観測データ等を市のホームページや広報等に公表することにより環境について考える機会を設けるとともに、分かりやすさの向上など、その内容の充実を図ります。

また、ごみのポイ捨てや犬のフンの適正処理は市民の意識によるところが大きいので、マナーを守っていただくよう、適切な指導を行っていきます。

【主な事業】

○環境講座の開催 ○環境家計簿の実施 ○ごみのポイ捨てや犬のフンの適正処理

(4) 水質の保全

利根川などの河川について定期的な公共用水域の観測を行うとともに、公共施設の排水を定期的に検査することにより、水質浄化に取り組みます。また、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽へ転換する場合には引き続き補助金を交付します。

さらに、設置された浄化槽についての定期検査を適切に行えるように、維持管理の大切さについての啓発活動を行います。

【主な事業】

○公共用水域の観測 ○合併処理浄化槽の整備促進 ○し尿処理の推進

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
公共施設における二酸化炭素排出量 (t)		4 1 8 t	3 9 4 t	市庁舎の排出量
環境家計簿取組世帯数 (世帯)		2 4 3 世帯	4 2 0 世帯	
水質・大気・騒音の測定値の基準値達成率 (%)	測定個所の基準値内の達成率	8 4 . 0 %	1 0 0 . 0 %	

市民の役割

- ・吸殻やペットのフンなどを捨てないなどモラル向上に努めることが望まれます。
- ・地域で行う環境保全活動に積極的に参加することが望まれます。

関係計画

- ・第2次環境基本計画 (平成23年度～平成32年度)
- ・生活排水処理基本構想 (平成21年度～平成37年度)
- ・一般廃棄物処理基本計画 (平成18年度～平成27年度)

政策7 行政経営の改革

施策1 広報・広聴の充実

施策の目的

市政に関する様々な情報を分かりやすく提供するとともに、市長へのメールなど市民との双方向の情報システムを確立し、市民の市政への関心を高めます。

施策の現状

本市では、様々な年代、趣向の市民が市政に関する情報を主体的に入手できるよう、写真や図表、レイアウトなどを工夫し、広報にはゆうやお知らせ版を定期的に発行するとともに、市民が望む行政情報をタイムリーに発信するなどホームページの充実を図っています。

また、市政について市民の意見を広く聴取し、これからのまちづくりの参考とするため、平成19年度から市内9地区において「市政懇談会」を毎年開催するとともに、市長及び本市へのメールについては、その都度関係各所と協議し回答しています。「市政懇談会」については、参加者及び意見の数は増加傾向にあることから、市民の市政への関心が高まっているといえます。

さらに、平成22年度には、20歳以上の市民を対象とした「市民意識調査」を実施（回収率は69.5%）し、調査結果や自由記入欄への回答は市民の貴重な意見として市政運営に取り入れています。

また、市の重要な施策の案件等については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を広く募り、施策立案の参考としています。

スマートフォンに代表される多機能携帯電話の普及などにより、市民の情報発信や情報を受け取る手段が多様化しており、広報・広聴での活用などの対応が必要です。

施策の課題

- ・魅力ある広報作りが必要です。
- ・市民ニーズの的確な把握が必要です。
- ・パブリックコメント制度の充実が必要です。
- ・効果的な市民との双方向型の情報発信が必要です。

主な取り組み

(1) 広報の充実

市政に関する様々な情報を分かりやすく、かつタイムリーに提供できるよう、市広報紙の紙面構成や記事内容を工夫します。また、写真や図表、レイアウトの工夫とともに、市民をより多く登場させることにより、市民に身近で親しみのある広報紙を目指します。

【主な事業】

○市広報紙の作成 ○市民レポーター制度・学校紹介コーナー

(2) 市民意見の把握

市政懇談会や市民意識調査など広聴活動の機会を充実することにより、市民の意見を的確に把握します。また、パブリックコメントに市民から意見が多く寄せられるよう、実施方法を工夫します。

【主な事業】

○市政懇談会 ○市民意識調査事業 ○パブリックコメント制度

(3) 情報通信技術（ICT）の活用

情報の発信手段の多様化に対応し、効果的な広報・広聴活動が実施できるよう、双方向型の情報発信手段の採用を検討します。

【主な事業】

○ICT活用事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
広報はにゅうを必ず読む市民の割合（%）		63.5%	75.0%	市民意識調査
市政懇談会への参加者数（人）		450人	600人	

市民の役割

- ・パブリックコメントへの建設的な意見の提出が望まれます。
- ・広報の主体的な活用が望まれます。

政策7 行政経営の改革

施策2 情報化の推進

施策の目的

情報通信技術(ICT)を活用した情報化を推進し、高度情報化社会に対応した迅速な情報共有など市民サービスの利便性を向上します。

施策の現状

本市においては、民間事業者による光ブロードバンド網が整備され、平成21年7月より市内全域で超高速インターネットの利用が可能となっています。

この情報ネットワークを活用することで、平成18年8月から時間や場所に制限されずに市役所へ申請・届出が可能な19種類の電子申請サービスを実施しています。

また、市民サービスの向上を図るため、平成23年6月からは、登録されたメールアドレスへ市役所からの行政情報を配信するメール配信サービスを実施しており、平成24年4月1日現在1,846件に情報を配信しています。

さらに、個人情報の保護への関心が高まっており、市が保有している個人情報の取り扱いについて、保護に万全を期すため、情報セキュリティの向上に向けた全職員を対象とした情報セキュリティ研修や、各課を対象に情報セキュリティ監査を毎年度計画的に実施しています。

また、情報システム機器をセキュリティが高く耐震構造を持つデータセンターに設置することで、情報テロ等のセキュリティ侵害並びに火災・地震等の災害への備えを行い、情報セキュリティを強化しています。

さらに、市役所内の情報システムについて、各課個別で稼働していた47システムを平成19年度に1つに集約することで、システム運営の効率化を図りました。

施策の課題

- ・市民との情報共有の強化が必要です。
- ・ICTを活用した行政サービスの質の向上が必要です。
- ・ICTを活用した業務の効率化が必要です。
- ・個人情報の保護をはじめとした情報セキュリティの確保が必要です。

主な取り組み

(1) ICTの活用による情報共有

市からの情報を、的確かつ正確にホームページやメール配信サービスを活用し提供することで、市民との情報共有に努めます。また、市民に利用しやすいホームページやメール配信サービスになるよう、周知を図り随時見直しを行います。

【主な事業】

○ホームページ事業 ○行政情報提供事業

(2) 行政サービスの向上

インターネットによる電子申請手続きの拡充や、メール配信サービスによる市民への行政情報を提供することにより、行政サービスを向上させます。また、ICTを活用し、公共施設予約サービスなどの新たな行政サービスの導入について検討を行います。

【主な事業】

○電子申請共同運営事業 ○ICT活用サービス事業

(3) 電子自治体の推進

情報システムの活用により、庁内業務の迅速化及び最適化を推進し、効率的な行政運営を図ります。また、庁内業務を更に効率化するため、自治体クラウドによる情報システムの導入について検討を行います。

【主な事業】

○庁内LAN整備事業 ○自治体クラウド導入検討事業

(4) 情報セキュリティの徹底

市が保有する情報を適切に管理するため、職員研修やセキュリティ監査による点検を継続的にを行います。また、情報テロ等のセキュリティ侵害への備えを行うことにより、情報セキュリティの徹底を図ります。

【主な事業】

○情報セキュリティ研修事業 ○情報セキュリティ監査事業 ○情報セキュリティ強化事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
メール配信サービスの登録数 (件)		1,846 件	5,500 件	
電子申請可能な手続き種類 (種類)		19 種類	30 種類	
電子申請の利用件数 (件)		217 件	500 件	

市民の役割

- ・市から提供されるICTを活用したサービスの有効利用が望まれます。

関係計画

- ・情報セキュリティポリシー (平成15年度～)

施策3 情報の公開と適正な運用

施策の目的

市民の知る権利に適った情報の公開と個人情報の安全かつ適正な管理の下で、開かれた市政と透明な行政経営を実現するとともに、市民の視点に立った適時・適切な情報の提供を図ります。

施策の現状

情報公開制度及び個人情報保護制度に関する条例等の制定から10年が経過し、その運用方法については確立しており、現在は安全かつ適切な制度の活用の周知を行っています。

また、行政ニーズの多様化に伴い、市長の公務記録、各種発言・交渉記録などとともに、契約などにまつわる重要な情報も公開の対象になっていることから、保有する情報資産については、セキュリティポリシーに則った事務の執行に努めることで、適正に管理することが求められています。

このような中、適時・適切な行政情報の提供を行うため、標準的な事務処理の基準を明らかにするとともに、現状の処理期間についての見直しをすすめる必要があります。

施策の課題

- ・情報公開個人情報保護制度と情報セキュリティとの連携による情報資産の安全かつ適正な管理が必要です。
- ・行政手続に係る処理基準及び標準処理期間の見直しが必要です。
- ・情報公開・個人情報保護制度の啓発活動が必要です。

主な取り組み

(1) 情報資産の適切な管理

職員及び臨時職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、市が保有する情報資産に対する意識の向上を図ります。

【主な事業】

○情報公開・個人情報保護研修事業 ○情報セキュリティ研修事業

(2) 適切なサービスの提供

適切な市民サービスの提供に向け、各種事務事業の処理基準及び標準処理期間を見直し、迅速な処理を行います。

【主な事業】

○行政手続制度見直し事業

(3) 情報公開制度・個人情報保護制度の啓発

情報公開制度・個人情報保護制度の両制度を円滑に運用するため、市民の理解と信頼を得ることができるよう両制度の周知を図ります。

【主な事業】

○情報公開個人情報保護制度啓発事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
行政手続に係る処理基準及び標準処理時間の設定割合（％）	設定すべき項目の割合	—	100.0%	
セキュリティ研修受講率（％）		78.0%	100.0%	

市民の役割

- ・ 情報公開及び個人情報保護の趣旨を理解し、制度を適切に活用することが望まれます。

政策7 行政経営の改革

施策4 行政改革の推進

施策の目的

限られた財源と資源を有効に活用するため、事業の選択と集中を図ることにより、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応したサービスを提供します。

施策の現状

本市では、生活圏の拡大や社会の成熟化に伴う価値観の多様化により、市民が行政に期待するサービスの高度化、多様化が進んでいます。

このような、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、事業の選択と集中を図り、限られた資源を有効に活用するため、平成22年3月に第5次行政改革大綱・前期行政改革プログラムを策定し、着実な実施に向けた進行管理を行っています。

また、行政評価を実施することにより、事業の選択と集中を図るとともに、平成20年4月、平成22年4月と平成24年4月に組織機構の見直しを実施し、多様化する市民ニーズへの的確な対応を進めています。

さらに、職員提案制度を毎年実施し、優秀な提案を表彰するとともに、次年度の施策に反映させることにより、職員の政策形成能力とモチベーションの向上を図っています。

また、市民の生活圏の拡大等に的確に対応するため、近隣自治体との広域的な連携による役割分担の実現を見据え、ごみ処分事業の広域化の検討を行っています。

一方、消防事業の広域化については、市民サービスの低下及び財政負担の増加が懸念されるため、単独で行うことに決定しました。

施策の課題

- ・より効果的・効率的な行政経営が必要です。
- ・政策形成能力の強化が必要です。
- ・市民の生活圏の拡大等に対応した、より効果的な行政サービスの提供が必要です。

主な取り組み

(1) 計画的な改善の実施

第5次行政改革大綱・前期行政改革プログラムの効果を検証し、平成26年度から平成29年度までを計画期間とする後期行政改革プログラムを新たに策定するとともに、進行管理を毎年実施します。

また、市の行政経営を検証し、改善することにより市民に質の高いサービスを提供するために、行政評価を活用し、総合振興計画の進行管理と事業の見直しを行います。

【主な事業】

○第5次行政改革大綱事業 ○行政評価事業

(2) 政策形成能力の向上

複雑多様化する市民ニーズや課題に効果的かつ的確に対応できるよう、前例にとられない柔軟な組織機構の見直しを検討し、必要に応じて実施します。

また、職員の政策形成能力向上のため、職員提案制度を実施し、優秀な提案は次年度の施策に反映させます。

【主な事業】

○組織機構改正事業 ○職員提案事業

(3) 広域行政の推進

生活圏域の拡大などにより、単独での実施に比べ、広域連携による実施がより効果的、効率的であるものについては、今後も広域化について関係自治体と協議し積極的に推進します。

また、ごみ処理事業については、清掃センターの老朽化の進行に対応するため、広域化について継続して検討します。

【主な事業】

○ごみ処理事業の広域化の検討事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
第5次行政改革大綱・後期行政改革プログラムの達成率 (%)	達成項目／実施項目	—	100%	
指定管理者制度の導入施設 (施設)		5施設	9施設	

市民の役割

- ・ 市政に関心を持つことが望まれます。
- ・ 市民の視点による市政のチェックが望まれます。

関係計画

- ・ 第5次行政改革大綱・前期行政改革プログラム (平成22年度～平成25年度)
- ・ 第5次行政改革大綱・後期行政改革プログラム (平成26年度～平成29年度)

政策7 行政経営の改革

施策5 人事管理

施策の目的

適正な定員管理を行うとともに適材適所の人事配置や職員の能力開発に向けたシステムを構築することにより、効率的かつ計画的な行政経営を実現し、市民サービスを向上します。

施策の現状

本市では、定員適正化計画に基づき職員数の適正化を進めたことにより、職員数は平成20年度には418人でしたが、平成24年度には403人となり、4年間で15人削減しています。

必要最小限の職員体制において、市民ニーズの複雑・高度化に的確に対応するためには、職員の能力開発や政策形成能力の一層の向上とともに、職員の地域とのかかわりをさらに深めることが必要です。

また、地方分権の進展などにより、今後も事務の増加が見込まれることから、計画的な職員採用を行うとともに、適材適所の人事配置や適正な人事評価を実施することにより、職場の活性化と職員のモチベーションの向上を図るなど、的確な人事管理を行う必要があります。

さらに、効率的な職務の執行のためには、職員の健康状況が非常に重要であることから、健康診断等による職員の健康管理を実施しています。

施策の課題

- ・職員数の適正化が必要です。
- ・職員の能力の向上が必要です。
- ・職員の健康管理が必要です。
- ・人事評価制度の実施が必要です。
- ・職員の地域活動等への参加を支援することが必要です。

主な取り組み

(1) 定数の適正管理

定員適正化計画に基づき、権限委譲にも対応できるよう定員の適正化に努めます。また、職員の新規採用にあたっては、次代の本市を担う優秀な人材を確保します。

【主な事業】

○職員定数管理事業

(2) 職員研修の実施

複雑・高度化する行政課題に対応するため、職員が持つ能力や可能性を最大限に引き出し活用できるよう職員研修の充実を図ります。

【主な事業】

○職員研修事業 ○他自治体職員との人的交流事業

(3) 職員の健康保持

職員が能力を最大限に発揮できるよう、労働安全衛生法に規定された健康診断を実施するとともに、健康相談やメンタルヘルス研修の実施などにより、適正な健康管理を行います。

【主な事業】

○健康診断事業 ○健康相談事業 ○メンタルヘルス研修

(4) 目標管理型人事評価の実施

職員が職務を遂行するにあたり、発揮した能力を評価する能力評価と達成した業績を評価する事業評価をあわせた人事評価制度を全職員に対して適正に運用することにより、職員のモチベーションを高めます。

【主な事業】

○人事評価制度

(5) 地域活動等への参加

地域コミュニティにおけるボランティア活動等への職員の自主的な参加を支援します。

【主な事業】

○地域活動参加支援事業 ○青少年育成活動参加支援事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
研修への参加割合 (%)	階層別・専門別研修への参加者数/全職員数	37.0%	50.0%	
健康診断受診率 (%)		93.7%	100.0%	
職員数 (人)		403人	400人	

関係計画

- ・定員適正化計画 (第3次) (平成22年度～平成26年度)
- ・人材育成基本方針 (平成18年度～)

施策6 健全な財政運営

施策の目的

財政の一層の健全化と限られた経営資源の有効活用を図り、市民ニーズを踏まえた行政サービスを提供します。

施策の現状

本市の財政状況は、改善傾向にあるものの、実質公債費比率や将来負担比率などが県内平均よりも高く、依然、厳しい状況にあります。

このため、本市では、行政評価に基づく事務事業の見直しによる経費の削減をはじめ、市有財産の処分や各種広告収入、収納体制の強化による収納率の向上など自主財源の確保を図り、加えて、償還元金以上に借入れを行わない方針を堅持することで市借入金現在高の削減を進め、限られた財源の中で最大の効果を得られるよう、効率的な財政運営に努めています。

また、市民が、市の財政状況を確認できるよう、市のホームページ等を活用し情報を提供しています。

施策の課題

- ・効率的な事業の実施が必要です。
- ・自主財源の確保が必要です。

主な取り組み

(1) 効率的な財政運営

厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用するため、行政評価などを反映した予算編成を行い、歳出の削減に努めます。また、公共施設については、指定管理者制度の導入などのアウトソーシングの推進や長寿命化を進め、維持管理費用を削減します。

また、財政状況について市民が分かりやすく確認できるよう、市のホームページや広報等で財政に関する情報を積極的に公表します。

【主な事業】

○アウトソーシングの推進 ○施設の長寿命化 ○財政情報の公表

(2) 安定した財源の確保

市税の収納率向上を実現するため、滞納対策の強化や納税手段の多様化による利便性の向上を図ります。また、活用見込みのない公有財産の処分や行政財産等を活用した広告料などの増収を図り、歳入を確保します。

【主な事業】

○自主財源の確保 ○未利用財産の活用

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
市借入金現在高（億円）	一般会計、特別会計、企業会計及び関連団体全てを合わせた借入金現在高	3 0 5 億円	2 8 6 億円	
財政調整基金現在高（億円）	年度により発生する財源の不均衡を調整するために設けている基金の現在高	1 4 億円	2 0 億円	
市税収納率（％）		9 3 . 1 ％	9 4 . 5 ％	

市民の役割

- ・ 財政状況を正しく理解することが望めます。
- ・ 市税について期限内に申告し、納付することが望めます。

関係計画

- ・ 中期財政推計（平成 2 2 年度～）

IV

資料編

1 計画策定方針

「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画」策定方針

平成23年6月27日決定

1 趣 旨

第5次羽生市総合振興計画前期基本計画は、平成20年12月に策定され、計画期間は、平成20年度から平成24年度までとなっている。

そのため、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする後期基本計画を策定する。

2 方 針

将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」を実現するために、市民と行政が一体となった計画を策定する。

3 実施内容

(1) 前期基本計画の検証

- ①施策評価の実施
- ②社会情勢と市の現況及び課題の整理
- ③市長公約の反映
 - ・「日本一魅力ある羽生市」を目指す
 - ・「単独での自主自律」
 - ・「観光交流人口100万人」の実現
- ④市民との協働によるまちづくりの推進
- ⑤安全で安心なまちづくりの推進
- ⑥土地利用構想の検証

(2) 市民との協働による計画づくり

市民との情報の共有を図るとともに、市民との協働によるまちづくりを念頭に計画を策定する。

- ㊤総合振興計画審議会を開催する。
- ㊦パブリックコメントを実施する。
- ㊧行政改革推進委員会からの提案や意見を取り入れる。
- ㊨羽生市の将来を語る会からの今後のまちづくりについて提案等を取り入れる。
- ㊩市民意識調査により、前期基本計画の施策に対する満足度や重要度などを検証する。
- ㊪市政懇談会を開催する。
- ㊫ホームページや広報紙を使い策定状況を公表する。

4 策定体制

【市民委員会】

名 称	構 成	役 割
総合振興計画審議会	【26人】 ・市議会議員 ・市教育委員会の委員 ・市農業委員会の委員 ・市職員 ・市内の公共団体等の役員及び職員 ・学識経験者	・総合振興計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行う。（諮問機関）
行政改革推進委員会	【10人】 ・市政の運営に優れた識見を有すると認められる市民	・市が策定する基本方針及び施策に資するため、市政について自由に論議し、問題提起や提言等を行う。（外部意見）
羽生市の将来を語る会	【39人】 ・まちづくりに優れた識見を有すると認められる市民	・今後のまちづくりについて提案等を行う。

【庁内体制】

名 称	構 成	役 割
総合振興計画策定委員会	【16人】 ・経営会議メンバー （会長）市長 （副会長）副市長	・計画策定における庁内の意思決定を図る。 計画案について検討し、専門部会に対し必要な指示を与える。
総合振興計画専門部会	【38人】 ・課長級 （会長）企画財務部長 （副会長）企画課長	・7政策ごとに部会を設け、部会ごとに課題の検討、計画素案の調整を行い、計画素案を策定委員会に提出する。
総合振興計画研究プロジェクト	【14人】 ・係長級以下の若手メンバー （リーダー・サブリーダー） メンバーによる互選	・将来のあるべき姿について調査研究を行い、専門部会に成果を報告する。

第 5 次 羽 生 市 総 合 振 興 計 画

基 本 構 想

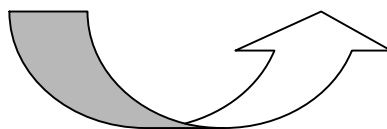
【平成 20 年度 ~ 平成 29 年度】

前 期 基 本 計 画

【平成 20 年度 ~ 平成 24 年度】

後 期 基 本 計 画

【平成 25 年度 ~ 平成 29 年度】



行政評価による検証・改善

庁内体制・・・行政改革推進本部
外部評価・・・行政改革推進委員会

将来都市像

「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」
の実現

【平成 23・24 年度】

前期基本計画の検証・見直し

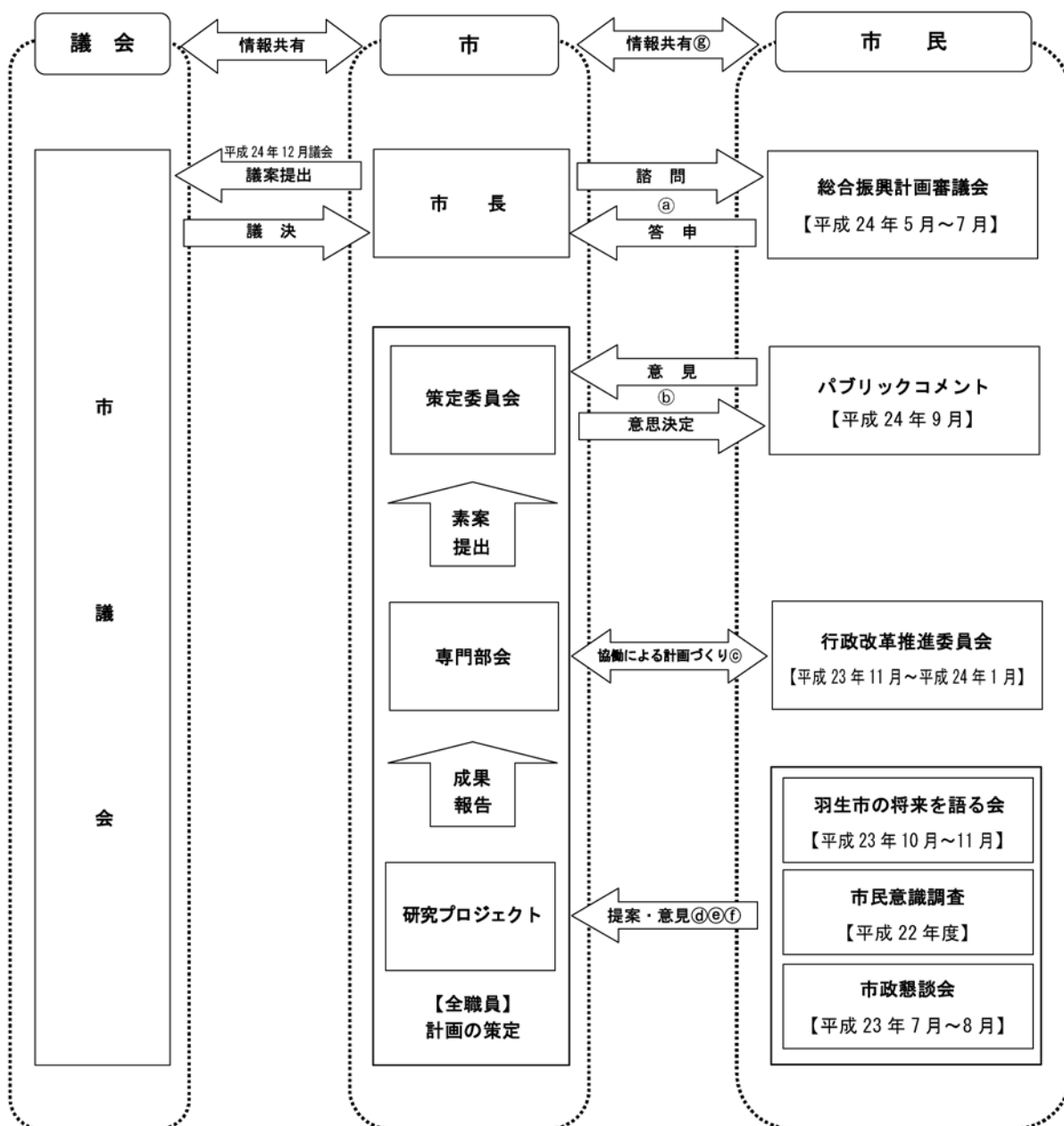
後期基本計画の策定

- ①施策評価の実施
- ②社会情勢と市の現況及び課題の整理
- ③市長公約の反映
 - ・「日本一魅力ある羽生市」を目指す
 - ・「単独での自主自立」
 - ・「観光交流人口 100 万人」の実現
- ④市民との協働によるまちづくりの推進
- ⑤安全で安心なまちづくりの推進
- ⑥土地利用構想の検証

※①～⑥については、策定方針の「3実施内容（1）前期基本計画の検証」を参照してください。

市民との協働による計画づくり体系図

総合振興計画後期基本計画



※④～⑧については、策定方針の「3実施内容（2）市民との協働による計画づくり」を参照してください。

2 計画策定の経緯

年	月	日	内 容
平成23年	6月	27日	「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画」策定方針決定 策定委員会・専門部会・研究プロジェクト設置
～	7月 8月	17日 27日	市政懇談会実施（9地区）
	8月	29日	土地利用調整会議開催
	11月	4日	第1回羽生市の将来を語る会開催
～	11月 11月	14日 21日	羽生市の将来を語る会開催（7グループ）
平成24年	1月	12日	第1回行政改革推進委員会開催
～	1月 1月	18日 26日	行政改革推進委員会と担当職員との協働による計画づくり開催
～	3月 3月	15日 16日	第5次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）庁内各課ヒアリング実施
	4月	27日	第2回行政改革推進委員会開催
	7月	4日	第5次羽生市総合振興計画（案）決定
	7月	17日	第1回総合振興計画審議会開催 市長から審議会会長に第5次羽生市総合振興計画（案）を諮問
	7月	25日	第2回総合振興計画審議会開催 第1部会・第2部会設置
	8月	2日	総合振興計画審議会第2部会（第1回）開催
	8月	3日	総合振興計画審議会第1部会（第1回）開催
	8月	8日	総合振興計画審議会第2部会（第2回）開催
	8月	9日	総合振興計画審議会第1部会（第2回）開催
	8月	20日	第3回総合振興計画審議会開催
	8月	22日	審議会会長から市長に第5次羽生市総合振興計画（案）について答申
	8月	28日	羽生市議会の議決すべき事件に関する条例を9月定例会市議会に上程
～	9月 10月	18日 17日	第5次羽生市総合振興計画（案）のパブリック・コメント実施
	9月	28日	羽生市議会の議決すべき事件に関する条例を可決
	11月	20日	第5次羽生市総合振興計画基本構想の変更についてを12月定例会市議会に上程
	12月	11日	羽生市総合振興計画基本構想審査特別委員会開催
	12月	18日	第5次羽生市総合振興計画基本構想を可決

3 羽生市総合振興計画審議会条例

羽生市総合振興計画審議会条例

昭和45年12月23日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、羽生市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、総合振興計画（国土利用計画を含む。）の調整に関し必要な調査及び審議を行うため、羽生市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市の議会議員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市の農業委員会の委員
- (4) 市の職員
- (5) 市内の公共団体等の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 羽生市総合振興計画審議会委員名簿

任期：平成24年7月17日～平成26年7月16日

役職名	氏名	部会	審議会条例第3条第2項による区分
会長・第1部会部会長	入江 建夫	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
副会長	斉藤 昭治	第2部会	〃
	新井 貫司	第1部会	市の議会議員
	中島 直樹	第2部会	〃
	茂木 延夫	第1部会	〃
	島村 勉	第2部会	〃
第2部会副部会長	栗原 倉子	〃	市の教育委員会の委員
	中島 牡雄	〃	市の農業委員会の委員
	齋藤 淳	第2部会	市の職員
	愛敬 絹代	〃	市内の公共団体等の役員及び職員
	飯島 高一	第2部会	〃
	出井 美智子	第1部会	〃
	岡戸 大祐	〃	〃
	岡山 松藏	〃	〃
	小暮 勝彦	〃	〃
	小林 藤市	第2部会	〃
	小谷 野俊宏	〃	〃
第2部会部会長	篠田 幸雄	〃	〃
	須山 誠一	〃	〃
第1部会副部会長	立川 文子	第1部会	〃
	中島 勇	第2部会	〃
	中村 米二	〃	〃
	檜原 一弘	第1部会	〃
	山崎 登	〃	〃
	鎗田 和子	〃	学識経験を有する者
	渡邊 義弘	第2部会	〃

(敬称略：順不同)

5 諮問書

羽企発第107号
平成24年7月17日

羽生市総合振興計画審議会会長 様

羽生市長 河田 晃明

諮 問 書

羽生市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に下記事項について諮問します。

諮問事項 第5次羽生市総合振興計画（案）について

理 由

基礎的自治体として民主的かつ能率的な行政を確保するとともに、地域における総合的かつ計画的な行政経営を図るため、平成20年12月に第5次羽生市総合振興計画基本構想及び前期基本計画を策定しました。

この前期基本計画は、平成24年度までの計画期間となっております。

また、本市をとりまく環境は、少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化、地方分権の進展など、著しく変化しています。

このようなことから、これまでの行政経営の経緯を十分に踏まえ、本市の将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」を実現するため策定しました第5次羽生市総合振興計画基本構想の一部改正及び第5次羽生市総合振興計画後期基本計画について諮問するものです。

6 答申書

平成24年8月22日

羽生市長 河田 晃明 様

羽生市総合振興計画審議会
会長 入江 建夫

第5次羽生市総合振興計画（案）について（答申）

平成24年7月17日付け羽企発第107号で諮問のありました第5次羽生市総合振興計画（案）について、別紙のとおり答申いたします。

別紙

第5次羽生市総合振興計画（案）に対する答申

本審議会は、平成24年7月17日に第5次羽生市総合振興計画基本構想の一部改正及び第5次羽生市総合振興計画後期基本計画について諮問を受け、計7回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

今回の計画（案）では、事業の選択と集中を図り、実効性のある計画とするため、課題解決型の体系に改正するとともに、市民の役割を新たに加えた点につきましては、一定の評価ができます。

また、本市の将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」の実現に向け、前期基本計画を検証するとともに、将来を見据えた課題に対応した施策を展開するものであり、概ね妥当であると認めます。

さらに、「羽生市の将来を語る会」や「行政改革推進委員会」、そして本審議会と、計画策定の初期段階から各段階において、市民と職員が同じテーブルにつき意見交換しながら、計画（案）を策定されたという貴重な経験を生かし、今後も市民との協働によるまちづくりを一層推進することを希望します。

今後の課題は、計画に掲げた各種施策をいかに実現するか、そして計画をいかに分かりやすく市民に周知していくかが挙げられます。

最後に、計画を具体化するに際しては、本審議会の意見・提案を十分に尊重され、今後のまちづくりに最善の努力をされるよう要望します。

なお、個別の意見等につきましては、下記のとおりです。

記

1 基本構想

(1) 「土地利用構想」について

- ①工業系・産業系市街地について、国・県と連携協力を図りながら企業誘致を積極的に推進されたい。

2 後期基本計画

(1) 政策1 「市民との協働によるまちづくり」について

- ①市民協働の推進について、目標指標に掲げた「自治会加入世帯率80.0%」を平成29年度に達成させるため、市民と行政が一体となって努力していくとともに、地域協議会の設立や活動を一層支援することにより地域の活性化を推進されたい。
- ②男女共同参画の推進について、審議会等への女性委員の参加促進を図り、女性の能力の十分な発揮に努めるとともに、ドメスティック・バイオレンスを早期発見・早期対応するため、関係機関との連携を強化されたい。

(2) 政策2 「安全で安心なまちづくり」について

- ①防災対策の推進について、災害発生時の高齢者や要援護者の安全が確保できるよう、自主防災組織と民生委員などが情報共有を図るとともに、今後の高齢化の進行を見据えた防災訓練を国・県や関係機関と連携して定期的かつ継続的に実施されたい。
- ②防災対策の推進について、東日本大震災を踏まえて、他市町村との広域連携や団体・企業との防災協定の締結などを検討し、さらに公共施設の耐震化を実施する際には、なるべく費用のかからないよう計画的に実施されたい。
- ③消防・救急の充実について、目標指標に掲げた「住宅用火災警報器設置率80.0%」を平成29年度に達成させるため、継続的・効果的な広報活動を実施されたい。
- ④防犯対策の推進について、東町が実施している「子供見守り隊」のような取り組みを他の地域にも広げることが検討されたい。
- ⑤交通安全対策の推進について、親と子どもの交通安全意識の醸成を図るため、交通安全母の会と連携した啓発活動を継続的に実施されたい。
- ⑥消費者行政の推進について、被害を防止するため、消費者意識の啓発を徹底されたい。

(3) 政策3 「健康で希望に満ちたまちづくり」について

- ①地域福祉の推進について、地域活動やボランティア活動に取り組める体制づくりのため、助け合い・支えあいの仕組みづくりを推進されたい。
- ②健康づくりの推進について、医療費削減のため各種健康づくり事業を効果的に実施するとともに、食生活改善推進員との協働により食育を推進されたい。
- ③地域医療の充実について、利根保健医療圏における医療連携ネットワークシステム「とねっと」の利点を市民に分かりやすく広報して加入者の増加に努められたい。

- ④子育て支援の推進について、保育所待機児童数0人を今後も継続していくとともに、地域子育て支援センターや国で準備を進めている子ども・子育て新システムの状況などと合わせ児童館の設置を検討されたい。
- ⑤障がい者支援の推進について、障がい者とともに暮らすことへの正しい認識と理解を深める活動を実施されたい。
- ⑥高齢者支援の推進について、高齢者が地域で生きがいを持って生活できるような支援と見守り事業の充実を推進されたい。
- ⑦社会保障の充実について、国民年金保険料の収納率を向上させるため、国民年金制度の周知・相談を引き続き実施されたい。

(4) 政策4「次代を担う個性豊かなまちづくり」について

- ①幼児・家庭教育の充実について、親に対する教育を充実させるとともに、親子で触れ合える場を創出するための新たなボランティアの育成に取り組み、さらに公民館図書室を充実されたい。
- ②義務教育の充実について、アドバンス・スクールに選ばれた事業を継続的に実施するとともに、学校・家庭・地域の三者協働による学校づくりを推進されたい。
- ③高等教育機関等との連携について、市内にある高等教育機関等と小中学校とのさらなる連携を図られたい。
- ④生涯学習の推進について、市民の自主的・自立的な活動を推進するためのサークルやリーダーの育成に努めるとともに、団塊の世代の地域活動を促す講座等を積極的に実施されたい。
- ⑤文化の継承・振興について、ムジナモ保存会と連携・協力して宝蔵寺沼ムジナモ自生地における自然環境の回復に取り組むとともに、観光の振興に繋がるよう文化財の積極的なPRに努められたい。
- ⑥生涯スポーツの振興について、各種スポーツ団体を担う新たな人材の育成に努められたい。

(5) 政策5「活力に満ちたまちづくり」について

- ①農業の振興について、農業を担う人づくりや耕作放棄地の解消に結びつくような施策を実施するとともに、販路拡大につながるよう地元農産物の積極的な市内外へのPRに努められたい。
- ②商業の振興について、商工会や地元商店街などとの連携強化を図るとともに、大型店舗の進出に関する影響を考慮した施策を検討され、さらに、はにゅうブランドの推進に向けた取り組みを積極的に支援されたい。
- ③観光の振興について、県営羽生水郷公園の拡張整備に合わせて観光イベントに有効活用することを検討するとともに、フィルムコミッションによるロケーションサービスの実施回数を増やすことにより、はにゅうブランド力の向上に努められたい。
- ④勤労者支援・雇用の促進について、羽生市ふるさとハローワークやハローワーク行田などと連携して就業支援を充実するとともに、シルバー人材センターが取り扱う事業の種類を増やすことを検討されたい。

(6) 政策6「快適で住みやすいまちづくり」について

- ①市街地の整備について、良好な住環境を形成するため、岩瀬土地区画整理事業の早期整備を推進されたい。
- ②道路の整備について、生活道路の整備や舗装・補修工事を計画的に実施するとともに、老朽化した橋梁の適切な維持管理に努め、さらに通学路における交通安全施設の整備を推進されたい。
- ③上水道の整備について、安全で安定的な水道水の供給を引き続き行うとともに、老朽管の更新を計画的に実施されたい。
- ④下水道の整備について、供用開始区域内における下水道接続戸数の積極的な増加に努められたい。
- ⑤公園・緑地の整備について、公園の適正な維持管理を引き続き実施するとともに、県営羽生水郷公園に子ども達が遊べる大規模な遊具の設置や水と安全に親しめる施設となるよう県に要望されたい。
- ⑥公共交通の利便性の向上について、市内における移動手段の充実を検討されたい。
- ⑦ごみ処理の適正化について、子ども達に対する環境教育などとあわせて、家庭でのごみの分別収集を積極的に啓発されたい。
- ⑧環境保全の推進について、水質保全のため、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を推進されたい。

(7) 政策7「行政経営の改革」について

- ①広報・広聴の充実について、市議会の議案などを市民へ迅速に周知できる方策を検討されたい。
- ②情報化の推進について、自治体クラウドによる情報システムの導入を検討するとともに、メール配信サービスの登録数の増加に努められたい。
- ③人事管理について、適材適所の人事配置をするとともに、研修会等に積極的に参加させることにより職員の能力向上に努められたい。
- ④健全な財政運営について、公共施設の統廃合を今後も検討するとともに、市の財政状況を市民に分かりやすく情報提供されたい。

7 市民参画

①総合振興計画審議会

総合振興計画審議会では、諮問機関として、総合進行計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行いました。開催状況は次のとおりです。

	期 日	内 容
第 1 回	平成24年7月17日	委嘱状の交付 会長及び副会長の選出 総合振興計画（案）の諮問について 総合振興計画審議会の役割について 総合振興計画決定までの流れについて 総合振興計画（案）概要説明
第 2 回	平成24年7月25日	総合振興計画基本構想（案）の審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策7の審議 第1部会・第2部会設置 部会メンバー決定 部会長・副部会長の選出
第2部会 第1回	平成24年8月2日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策4・5の審議
第1部会 第1回	平成24年8月3日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策1・2の審議
第2部会 第2回	平成24年8月8日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策6の審議
第1部会 第2回	平成24年8月9日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策3の審議
第 3 回	平成24年8月20日	部会による審議報告 答申について

②行政改革推進委員会

行政改革推進委員会では、市政運営に優れた識見を有する市民により構成され、市が策定する基本方針及び施策に資するため、市政について自由に論議し、問題提起や提言等を行いました。概要は次のとおりです。

- ・ 構 成 員 10名
- ・ 開催期間 平成24年1月12日～4月27日
- ・ 開催回数 9回

③羽生市の将来を語る会

羽生市の将来を語る会では、まちづくりに優れた識見を有する市民により構成され、今後のまちづくりについて、提案等を行いました。概要は次のとおりです。

- ・構成員 39名
- ・開催期間 平成23年11月4日～11月21日
- ・開催回数 8回

④市民意識調査

市政についての市民の意見や要望等を広く把握し、これからのまちづくりの資料とするため、市民意識調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

- ・調査対象 羽生市に居住する満20歳以上の男女
- ・対象者数 1,500名（住民基本台帳より地区別、無作為抽出）
- ・調査期間 平成23年1月4日～1月21日
- ・有効回収数（率） 1,043名（69.5%）

⑤市政懇談会

市政懇談会は、市政について市民の皆さんから幅広く意見を伺い、これからのまちづくりに役立てるもので、市内各地区で開催しました。開催状況は次のとおりです。

- ・開催期間 平成23年7月17日～8月27日
- ・開催場所 市内9地区の各公民館及び市民プラザ
- ・参加者数 450名

⑥パブリックコメント

パブリックコメント制度は、市が基本的な政策の意思決定をおこなう前に、広く市民の皆さんから意見をいただき、これを参考にして意思決定を行うとともに、いただいた意見の概要と市の考えなどを公表するものです。実施状況は次のとおりです。

- ・実施時期 平成24年9月18日～10月17日
- ・意見提出者数 1法人
- ・意見項目数 2件

8 その他

(1) 羽生市まちづくり自治基本条例（抄）

羽生市まちづくり自治基本条例

平成21年11月30日

条例第30号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、羽生市における市民自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市の役割及び責務並びに参画及び協働の仕組みに関する基本事項を定めることにより、市民、議会及び市が相互に理解し、協力し明るく豊かで活力に満ちたまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、羽生市におけるまちづくりの最高規範とする。

2 議会及び市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用並びに施策の実施に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

第9章 市政運営の原則

(総合振興計画)

第30条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、この条例の趣旨をふまえて基本構想及び基本計画（以下「総合振興計画」という。）を市民参画のもとで策定しなければならない。

2 市は、総合振興計画を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に応じた見直しに努め、必要に応じてその状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

平成24年10月1日

条例第26号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく羽生市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 次 羽 生 市 総 合 振 興 計 画

発 行 年 月 : 平 成 25 年 3 月

発 行 : 羽 生 市

編 集 : 羽 生 市 企 画 財 務 部 企 画 課

〒348-8601

埼 玉 県 羽 生 市 東 6 丁 目 15 番 地

電 話 048-561-1121 (代 表)

U R L <http://www.city.hanyu.lg.jp/>



羽 生 市

